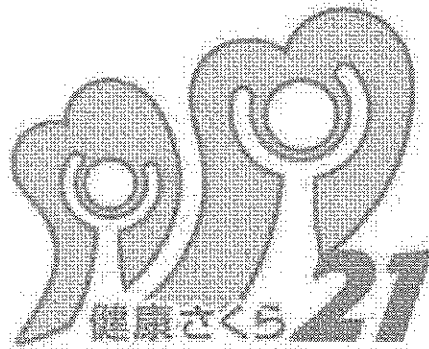


# 保健事業のまとめ

— 平成25年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市



## 保健事業のまとめ ～平成25年度～ 目次

<b>I 佐倉市の概要</b>	
1. 佐倉市の概況	7
2. 健康子ども部行政組織	8
3. 健康増進課事務分掌	9
4. 保健センター施設概要	10
5. 歳入歳出決算額の推移	12
6. 地域健康危機管理体制	13
7. 健康増進計画「健康さくら21」	15
<b>II 子どもの保健</b>	
1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	21
2. マタニティクラス	23
3. 母子訪問指導	29
(1) 妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	29
(2) 乳児・幼児訪問指導	32
4. 妊婦・乳児一般健康診査	33
5. 乳児相談	35
6. もぐもぐ教室	38
7. 1歳6か月児健康診査	40
8. 3歳児健康診査	43
9. 親子教室	46
(1) たんぽぽグループ	46
(2) ひまわりグループ	47
10. 幼児歯科健診	48
11. すくすく発達相談	50
12. ことばと発達の相談室	54
13. 保育園・幼稚園巡回相談	56
14. 健康教育・健康相談	58
(1) 妊娠期・乳児期育児支援事業	58
(2) 地区の集まりにおける健康教育	59
(3) 女性の健康づくり教育	59
(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	60
(5) 健康相談（定例外）	60
15. 未熟児養育医療	62
16. 母子保健事業未受診者勸奨事業	67
<b>III 思春期保健</b>	
1. 思春期保健に関する取組み	73
<b>IV 感染症予防</b>	
1. 感染症予防及び防疫	77
2. 予防接種	78
(1) ヒブ予防接種	83
(2) 小児用肺炎球菌予防接種	85
(3) BCG予防接種	87
(4) 不活化ポリオ	89

(5) 麻しん (はしか)・風しん .....	90
(6) 四種混合・三種混合・二種混合 .....	93
(7) 日本脳炎 .....	97
(8) 子宮頸がん予防接種 (サーバリックス・2価、ガーダシル・4価) .....	101
(9) インフルエンザ .....	103
3. 結核予防 .....	105
(1) 結核検診 .....	105
4. 予防接種 (任意) .....	107
(1) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業 .....	107
(2) 先天性風しん症候群予防対策ワクチン接種費用助成事業 .....	109
<b>V おとなの保健</b>	
1. 健康手帳の交付 .....	113
2. 健康教育 .....	114
(1) 集団健康教育 .....	114
3. 健康相談 .....	123
4. 健康診査 .....	125
(1) 健康診査 .....	125
(2) 成人歯科健康診査 .....	127
(3) 骨粗しょう症検診 .....	129
(4) 肝炎ウイルス検診 .....	131
5. 各種がん検診等 .....	134
(1) 胃がん検診 .....	134
(2) 子宮頸がん検診 .....	137
(3) 乳がん検診 .....	142
(4) 肺がん検診 .....	149
(5) 大腸がん検診 .....	151
6. 訪問指導 .....	155
7. 特定健康診査 (健康診査)・特定保健指導 .....	157
(1) 特定健康診査 (健康診査) .....	157
(2) 特定保健指導 (保健指導) .....	160
8. こころの健康づくり .....	163
(1) 精神科医によるこころの健康相談 .....	163
(2) カウンセラーによるこころの健康相談 .....	164
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業 .....	166
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議 .....	167
(5) 普及啓発活動 .....	167
<b>VI 市民の健康</b>	
1. 歯科保健啓発事業 .....	171
(1) 歯ッピーかみんぐフェア (むし歯予防大会) .....	171
(2) よい歯のコンクール .....	172
2. 市民公開講座 .....	173
3. 食生活改善推進員事業 .....	175
(1) 食生活改善推進員養成講座 .....	175
(2) 食生活改善推進員研修 .....	176
(3) 食生活改善推進員地区活動 .....	178
4. その他啓発事業 .....	180



<b>VII</b>	<b>地域医療</b>	
	1. 休日夜間等救急医療事業 .....	185
	(1) 休日夜間急病診療所 .....	185
	(2) 休日当番医 .....	188
	2. 小児初期急病診療所事業 .....	189
	3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業 .....	192
	4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業 .....	194
<b>VIII</b>	<b>各種委員会名簿</b> .....	199
<b>IX</b>	<b>衛生関係統計</b>	
	1. 人口及び世帯数 .....	209
	2. 人口動態 .....	213
	3. 母子保健 .....	218
	4. 結核 .....	218
	5. 精神保健 .....	219



## I 佐倉市の概要



## 1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から40キロメートルの距離にあり、成田国際空港から西へ約15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20キロメートル、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.59平方キロメートルの首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいる。標高30メートル前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な生活道路網を形成しています。



### 佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、第4次佐倉市総合計画における基本構想の将来都市像に「歴史・自然・文化」は、長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務を果たすためには、佐倉を大切にしていきたいという気持ち、佐倉に住み続けたいという愛着、佐倉を更にすばらしいまちにしていきたいという意欲など市民一人ひとりの「佐倉への思い」が必要となり、この「佐倉への思い」を一つひとつ「かたち」にかえていくことがすべての人に優しいまちづくりにつながるとともに、人々の共感を得ることで、まちの求心力を高めることとなり、市全体の活力を創出するまちづくりを実現するために取り組みを進めている。

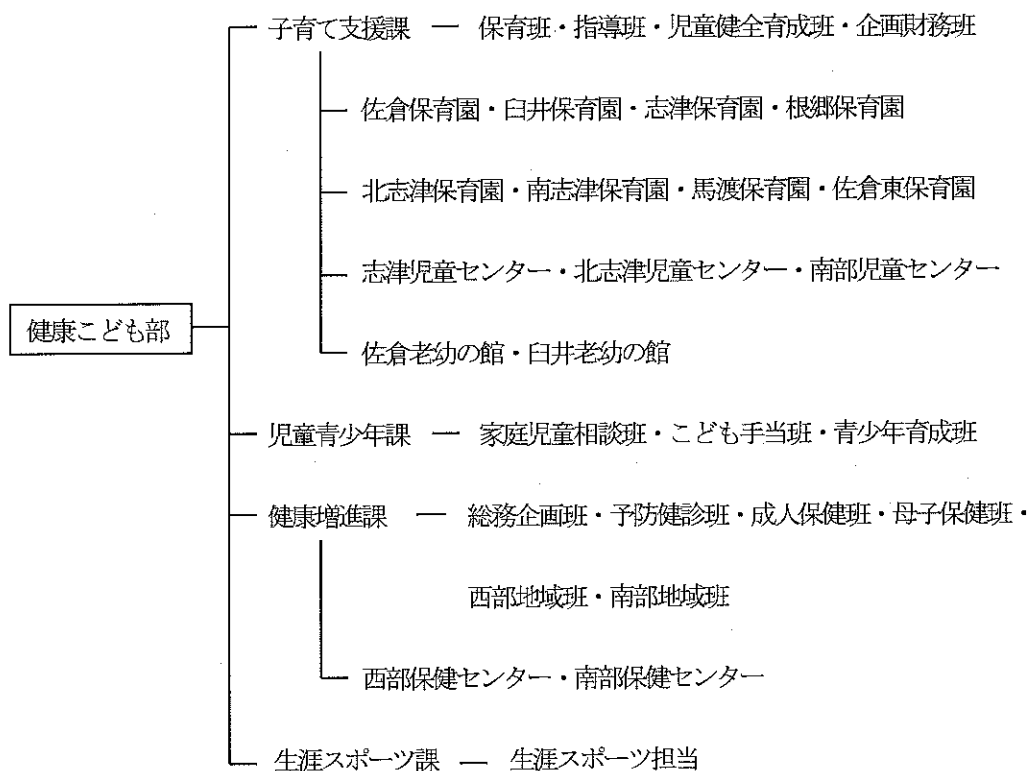
また、平成16年4月には、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、本市として「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として計画された健康増進推進計画「健康さくら21」を公表し、

#### 「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」

を基本理念として、ヘルスプロモーション概念を基調とした「健やかなまちづくり」に向けた取り組みを始めているところである。

## 2. 健康こども部行政組織

(平成25年4月1日現在)



[ 健康増進課の職種別職員配置状況 ]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康増進課	23	5	2	3	11	43
西部保健センター	—	—	—	—	1	1
南部保健センター	—	—	—	—	—	0
合計	23	5	2	3	12	45

\*上記配置人数の他、他課との兼務職員として、南部保健センター 事務職1の配置、任期付採用の保健師職員として、健康増進課 保健師1の配置あり。

### 3. 健康増進課事務分掌

[ 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 ]

#### 健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 特定疾患見舞金支給に関すること。
- 7 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関すること。
- 8 低体重児の届出に関すること。
- 9 未熟児の訪問指導に関すること。
- 10 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 11 佐倉市保健センターに関すること。
- 12 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 13 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。

#### 西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

#### 南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

#### \*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

## 4. 保健センター施設概要

### 健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

#### 1. 施設

・敷地面積	2,739 m <sup>2</sup>	
・建物面積(延床)	2,486.21 m <sup>2</sup>	
1階	1,057.33 m <sup>2</sup>	休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・ 栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
2階	1,065.14 m <sup>2</sup>	予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
3階	363.74 m <sup>2</sup>	大会議室・小会議室2

#### 2. 施設整備の履歴

##### 【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

##### 【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m<sup>2</sup>

##### 【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

##### 【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m<sup>2</sup> 点滴室・隔離室 60.7 m<sup>2</sup>

### 西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

#### 1. 施設

・敷地面積	4,250 m <sup>2</sup>	
・建物面積(延床)	2,490 m <sup>2</sup>	
1階	1,192.90 m <sup>2</sup>	運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
2階	1,106.12 m <sup>2</sup>	西部地域福祉センター
機械室棟	191 m <sup>2</sup>	

#### 2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)



## 南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

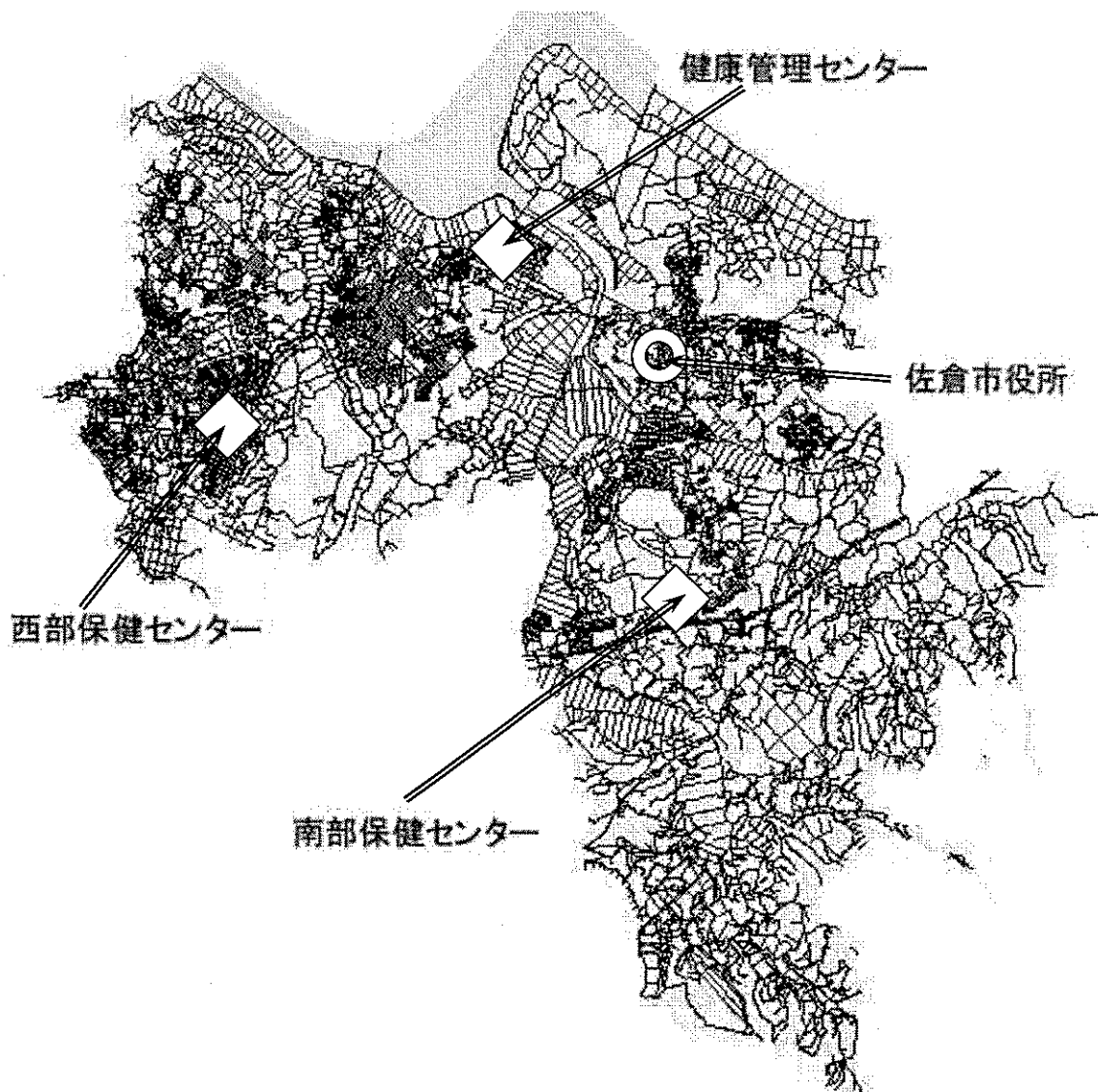
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

### 1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m<sup>2</sup>
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m<sup>2</sup>のうち733.72 m<sup>2</sup>(2階保健センター部分)
  - 1階 1,992.95 m<sup>2</sup> 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
  - 2階 1,662.62 m<sup>2</sup> 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)  
南部児童センター
  - R階 5.18 m<sup>2</sup> 機械室

### 2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)  
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



## 5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保健衛生総務費	570,550	593,363	763,570	379,893	402,801
保健衛生費	356,219	364,245	380,857	393,875	410,224
予防費	211,885	217,255	408,169	426,222	336,006
休日夜間急病診療所費	195,394	182,331	182,784	183,100	181,686
合計	1,334,048	1,357,194	1,735,380	1,383,090	1,330,717

財源別歳入決算額

(単位：千円)

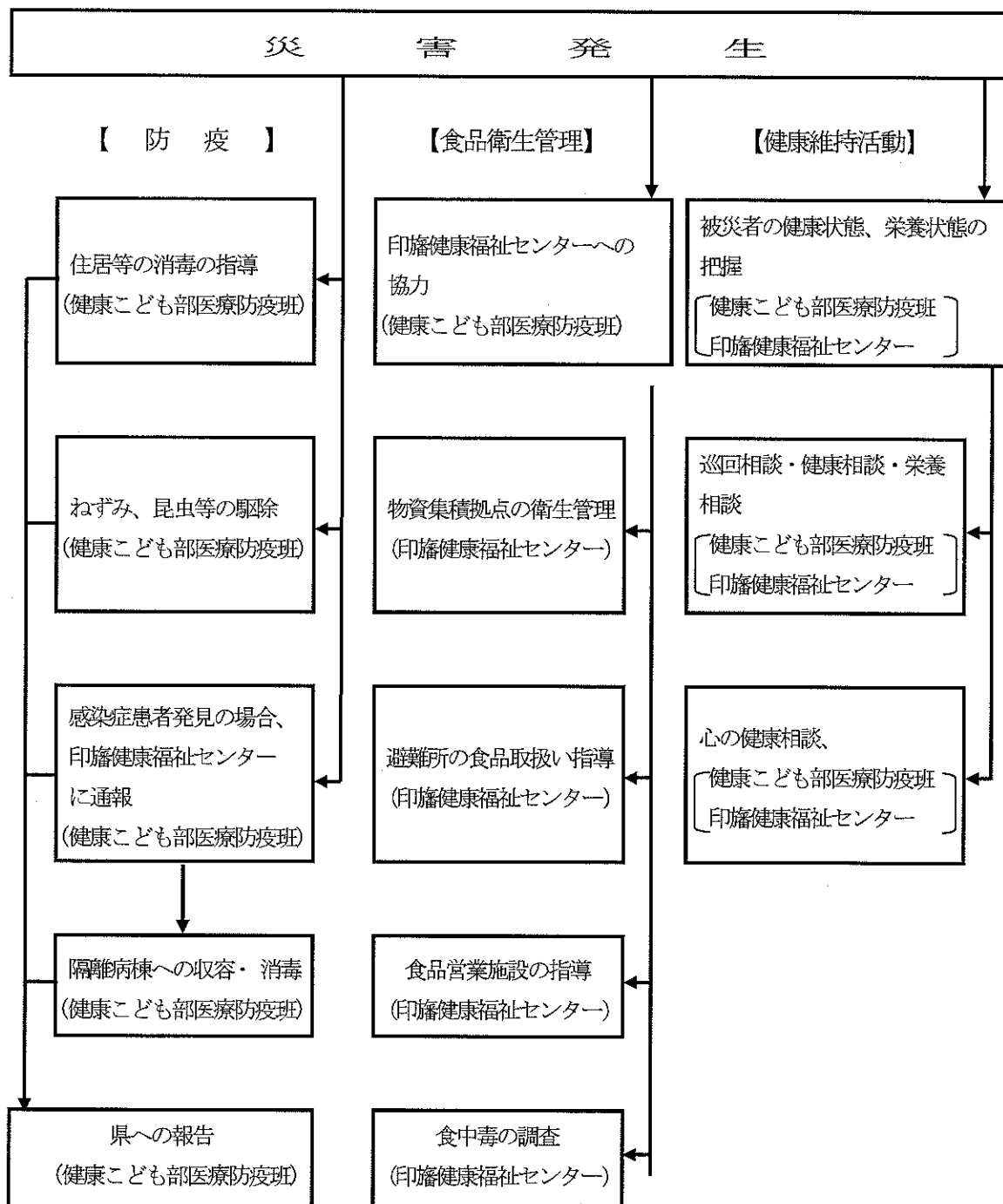
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国庫支出金	21,725	8,980	11,599	13,929	6,417
県支出金	36,088	140,531	118,212	119,130	11,999
その他	169,768	156,097	157,722	146,899	150,152
一般財源	1,106,467	1,051,586	1,447,847	1,103,132	1,162,149

## 6. 地域健康危機管理体制

### 《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

### 《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。</li> <li>2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。</li> <li>3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。</li> <li>4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。</li> <li>5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。</li> <li>6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。</li> <li>7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。</li> <li>8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。</li> <li>9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。</li> <li>10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。</li> <li>11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。</li> <li>12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。</li> </ol>

## 7. 健康増進計画「健康さくら21」

### ① 計画策定の背景とその経過

1999年のWHOのデータによると、日本人の平均寿命は男性が77.6歳、女性84.3歳と、ともに世界第1位となっている。しかし、人口の急速な高齢化と共に、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の増加、あるいはこれに伴ない痴呆、寝たきり等の要介護者の増加や医療費の増加が深刻な社会問題となってきている。

平成12年の総死亡原因に占める生活習慣病による死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病を合すると、国が60%、県が62%、佐倉市が63%と、いずれも過半数を大きく上回っているのが現状である。

2008年に中間見直し

### ② 従来の日本における健康づくり関連の取り組み

昭和53年 「第1次国民健康づくり対策」

昭和63年 「第2次国民健康づくり対策—アクティブ80ヘルスプラン」

平成12年 「第3次国民健康づくり対策 健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—」

・早期発見・早期治療と言われる「2次予防」はもとより、病気にならずに健康づくりを増進する「1次予防」に重点をおき、平均寿命の延伸から、寝たきりにならずに人間らしく生きるための健康寿命の延伸へと、量的な問題から質的な問題が重要視されるようになった。

平成14年8月 「健康増進法」

・第3次国民健康づくり対策（健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—）の基本方針等が法制化され、都道府県は元より市町村においても地方計画を策定し、計画的な健康づくり施策を推進するよう明文化されてきた。健康さくら21は、まさにこの健康日本21の地方計画として、計画されたものである。

平成24年7月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」の全部改正

・「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成24年度末で終了となることから、平成25年度から始まる新たな計画策定（健康日本21（第二次））に併せ、旧基本方針を見直し、全部を改正したものである。

### ③ 「健康日本21がめざすもの」

- ・すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。
- ・健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題。個人の力とあわせ、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援。
- ・個人の健康観に基づき健康の増進に努めることを国民の責務とし、それを社会全体で支援していくもの。ここでいう社会全体とは、国や地方公共団体をはじめ、健康増進事業実施者、医療機関、その他の関係者が想定されている。
- ・健康寿命を伸ばしていくために、まず、健康に関するさまざまな指標において具体的な目標を設定。
- ・行政主導型ではなく、国民が一体となった健康づくり運動を展開していかなければならないとしている。そのために行政として健康に関する意識の啓発と情報提供をし、国民の健康づくりを側面的に支援。
- ・「健康日本21」の運動期間については、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」、平成20年4月の医療制度改革に伴い「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」

の一部改正が行われたことを踏まえ改正され、2010年から2012年に延長された。また、健康指標は、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん、9つの分野で79項目（75項目→79項目に増加）の目標設定となった。

- ・平成24年度末で、今までの基本方針の理念に基づく具体的な計画として位置づけられている「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が終了となることから、平成24年7月に、平成25年度から始まる新たな計画策定に併せ、今までの基本方針が見直され、全部改定が行われた。

平成25年度からの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」とその具体的な目標については、全部改正後の基本方針で示されることとされた。なお、この基本方針は平成25年4月1日から適用される。

- ・健康日本21（第2次）では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を持続可能なものとするのが目標とされた。
- ・これまでの健康日本21では、分野別に設定されていた目標が、5つの基本的方向に対応させた目標になった。
- ・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの新たな課題に対応した目標が設定された。
- ・健康格差の縮小や、社会環境の整備に関する目標が設定された。

#### ④ 健康さくら21策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、健康さくら21策定委員会の設置
平成15年度	計画策定
平成16年度	計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	健康さくら21（第2次）計画策定、公表

#### ⑤ 健康さくら21の位置づけと期間

本計画は、国の「健康日本21」・「健やか親子21」の地方計画として位置づけるとともに、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、佐倉市母子保健計画を含むものとなっている。

さらに、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）」に基づき、各分野や他計画との連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進するための行動計画として位置づけられる。計画の期間については、平成16年度を初年度とし、平成22年度を最終目標年度とする計画としていたが、中間評価及び「健康日本21」の計画期間が延長されたことより、平成24年度までの計画とした。

次期計画についても、（第4次総合計画（平成23～32年度））に基づき、他分野の計画との連携のもと、佐倉市の地域性を尊重した健康さくら21（第二次）計画策定を行った。計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とし、5年後を目途に中間見直しを行う予定であり、国や県の健康増進計画の動向を注視しながら計画を推進するものとしている。

#### 〔基本方針〕

- ・「健康日本21」と「健やか親子21」とを含めた一体的な計画 にします。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

#### 〔基本理念〕

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

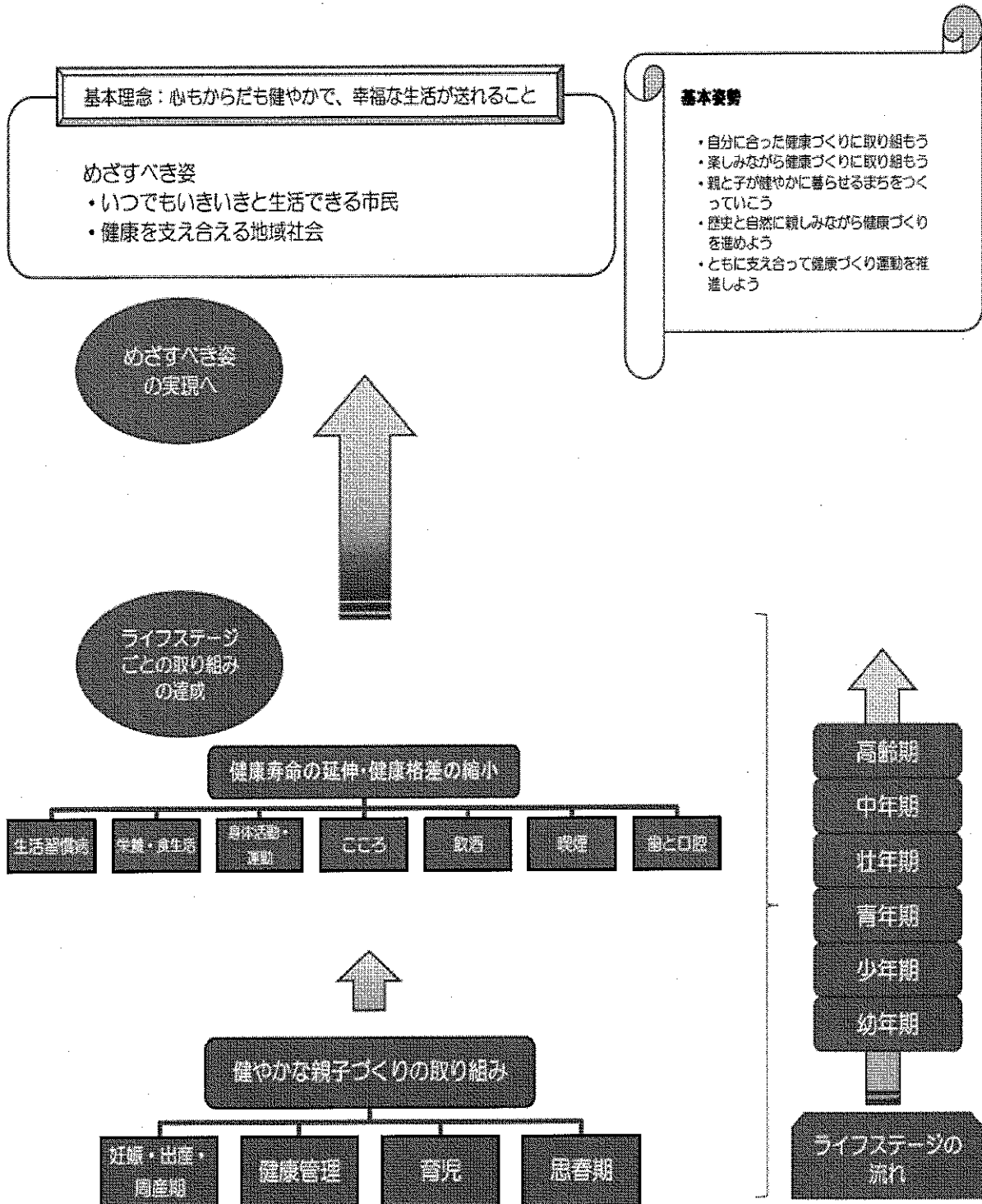
#### 〔めざすべき姿〕

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

#### 〔基本姿勢〕

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）

□計画の基本理念と基本姿勢





## Ⅱ 子どもの保健



## 1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条	
健康さくら21(第2次)目標値	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合	(市の現状) → (目標) 87.6% → 95.0%

### 《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため母子健康手帳を交付する。(母子保健法第16条に基づく)

### 《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

### 《実績》

#### ① 過去5年間妊娠週数別届出数(平成21～25年度)

年度	妊娠届出数	初妊婦数	妊娠週数					
			0～11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後	週数不詳
21年度	1,257	606 (48.2%)	1,111 (88.4%)	118	17	8	3	—
22年度	1,205	566 (47.0%)	1,054 (87.5%)	122	17	6	1	5
23年度	1,256	566 (45.1%)	1,100 (87.6%)	130	18	6	2	—
24年度	1,186	527 (44.4%)	1,036 (87.4%)	128	16	4	1	1
25年度	1,172	525 (44.8%)	1,066 (91.0%)	85	12	7	0	2

※週数不明の2件の内訳

- ・予定日未記入のため何度か電話連絡し、パートナーにつながるも、その後妊婦からの連絡は無く、予定日及び週数不明として計上した。
- ・妊婦に連絡したところ、出産予定日は4月末の妊婦健診で判明するとのことだった(3月届出者)。出産予定日が不詳であることから、届出時点の妊娠週数は不明として計上した。

#### ② 地区別妊娠週数別届出数(平成25年度)

地区	総数	妊娠週数					
		0～11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後	週数不詳
佐倉	174	155	13	3	2	0	1
臼井	173	148	18	6	1	0	0
志津	549	512	32	2	2	0	1
根郷	191	169	19	1	2	0	0
和田	8	7	1	0	0	0	0
弥富	9	9	0	0	0	0	0
千代田	68	66	2	0	0	0	0
合計	1,172	1,066	85	12	7	0	2

③ 母子健康手帳再交付・受診票交換（交付）数（平成 25 年度） 合計 317 件

母子健康手帳 再交付	後で多胎と判明	転入のため受診票交換	その他（外国語版母子手帳交付など含む）
33	3	266	15

④ 交付場所別届出数及び割合

年度	妊娠届出数	市役所及び6出張所		3保健センター	
		届出数（数）	割合（%）	届出数（数）	割合（%）
21年度	1,257	1,142	90.9	115	9.1
22年度	1,205	965	80.1	240	19.9
23年度	1,256	957	76.2	299	23.8
24年度	1,186	835	70.4	351	29.6
25年度	1,172	834	71.2	338	28.8

《考 察》

妊娠届出は、妊娠 11 週以下での届出率が増加傾向となり、平成 25 年度で初めて 90% 台を超え、産後の届出は 0 となった。これは医療機関やホームページ等で、早期届出の勧奨を実施した結果であると考えられる。

妊娠届出数は平成 21 年度から見ると年々微減していることがわかる。3 保健センターでの届出は、平成 22 年度に 10 ポイント以上増加し、その後は平成 23 年度以降から 20% 台となり横ばい傾向にある。ハイリスク妊婦（多胎児妊婦や若年妊婦）を早期に把握し、地区担当保健師とかかわる貴重な機会である保健センターでの届出は、今後も増加を目指すと共に、保健センター以外へ提出したハイリスク妊婦への早期対応が重要であると考えられる。

また、平成 25 年度より妊娠から出産・育児に渡り虐待発生予防の充実を図るため、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）や問題を抱える妊婦を早期把握及び支援することを目的に、特定妊婦連絡票を用いた近隣医療機関との連携に努めている。

平成 25 年度は 3 件の特定妊婦の連絡があり、早期把握及び支援につながる機会となった。今後も、医療機関をはじめ他機関との連携強化を図り、健やかな妊娠と出産の支援に努めていきたい。

## 2. マタニティクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21 (第2次) 目標値	(市の現状) → (目標)
	・育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加
	・夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%

### 《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。

### (1) マタニティクラス

#### 《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各コース定員35人 (初妊婦優先)
- ② 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー  
ホームページ掲載、各保健センターにポスター掲示
- ③ 実施回数 年6回
- ④ 実施会場 健康管理センター 3回、西部保健センター 3回

#### ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:20
2. 助産師講義「妊娠中の生活」		
3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」		
4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」		
5. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」		
6. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」		
7. 個別相談 (希望の方・必要な方)		

《実績》

① 受講状況

妊婦参加人数
65人 (再掲 経産婦 2人)

② 年度受講状況

年度	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
21年度	639	106	16.6
22年度	570	153	26.8
23年度	562	136	24.2
24年度	527	91	17.3
25年度	525	65	12.4

③ 地区別受講状況(対象者数に対して)

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	参加率(%)
佐倉	75	14	18.7
臼井	79	6	7.6
志津	255	37	14.5
根郷	86	6	7.0
和田	3	0	0.0
弥富	4	1	25.0
千代田	23	1	4.3
合計(人)	525	65	
平均(%)			12.4

④ 就労状況

年度	受講者数(人)	就労者数(人)	就労率(%)
21年度	106	53	50.0
22年度	171	61	35.7
23年度	136	60	44.1
24年度	91	45	49.5
25年度	65	20	30.8

⑤ 相談件数(地域保健・健康増進事業報告の分類より)

合計 36人

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他
相談者数(人)	7	0	0	0	29

【主な相談内容】体重管理、腰痛、逆子の対応など

⑥ 参加妊婦の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	0	6.6	92.5	0.9
22年度	2.3	6.4	90.1	1.2
23年度	0	0.8	96.6	2.5
24年度	1.1	4.4	93.4	1.1
25年度	1.5	0	98.5	0

⑦ 家族の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	31.1	2.8	65.1	0.9
22年度	31.4	3.3	63.3	1.9
23年度	31.8	3.4	62.2	2.0
24年度	25.3	3.3	70.3	1.1
25年度	29.2	0	70.8	0

⑧ 参加妊婦の飲酒状況 (%) (参加人数に対して)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
21年度	0	99.1	0.9
22年度	1.8	97.1	1.2
23年度	1.4	95.9	2.7
24年度	0	98.9	1.1
25年度	0	100	0

《考 察》

平成23年度の実施状況より、就労中の妊婦が約半数と多いことから、単発開催の教室ニーズがあると判断し、平成24年度から、マタニティクラスを平日と土日の2課1コースから、平日1日コースに変更した。マタニティクラスの対象は妊婦のみとし、妊婦とその夫を対象とする2課の内容はパパマクラスとして、別に実施するよう変更をした。また、より多くの妊婦が参加できるよう、従来から参加者が多かった健康管理センターと西部保健センターの2会場に集約することとした。

マタニティクラスの受講率が昨年度より減少しているが、市民意識調査の結果では8割強の妊婦がマタニティクラスを受講したと回答している。その内、市で行うマタニティクラスは3割強であり、5割以上は医療機関が行う教室を受講していた。パパマクラスアンケートから、マタニティクラスに参加できない理由として『就労のため』が3割、『医療機関で受けている内容と同様のため』が2割といった結果であった。こうしたことが、市実施のクラスへの受講率が低い背景にあるものと考えられる。医療機関で受講している妊婦が増えていることも受講率低下の一因と考えられるが、実際の状況を把握するため、今後、新生児訪問の際に妊娠期に受講した教室の内容等について調査し、課題を明確にしていきたい。

## (2) パパママクラス

### 《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各コース定員 30 組 (初妊婦優先)
- ②周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー  
ホームページ掲載・各保健センターにポスター掲示
- ③実施回数 年間 8 回
- ④実施会場 健康管理センター 4 回、西部保健センター 4 回
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介	保健師・助産師・栄養士	9:00- 12:15
2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」		
3. 妊婦体験・沐浴実習		
4. 個別相談 (希望の方・必要な方)		

### 《実 績》

#### ① 受講状況 (平成 21 年度、22 年度の名称はプレママ体験)

年度 (実施回数)	妊婦参加実人数	夫参加人数	夫以外の家族参加人数
平成 21 年度 (2 回)	28 人 (再掲 経産婦 6 人)	11 人	4 人
平成 22 年度 (2 回)	18 人 (再掲 経産婦 5 人)	9 人	2 人
平成 23 年度 (2 回)	43 人 (再掲 経産婦 2 人)	43 人	0 人
平成 24 年度 (8 回)	199 人 (再掲 経産婦 6 人)	188 人	3 人
平成 25 年度 (8 回)	133 人 (再掲 経産婦 0 人)	126 人	0 人



② 地区別受講状況 (対象者数に対して)

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	参加率(%)
佐倉	75	30	40.0
臼井	79	10	12.7
志津	255	75	29.4
根郷	86	15	17.4
和田	3	0	0
弥富	4	2	50.0
千代田	23	1	4.3
合計(人)	525	133	
平均(%)			25.3

③ 夫の参加状況 (参加妊婦に対して)

年度	妊婦参加数(人)	夫参加数(人)	受講率(%)
21年度	28	11	39.3
22年度	18	9	50.0
23年度	43	43	100.0
24年度	199	188	94.5
25年度	133	126	94.7

④ 就労状況

年度	受講者数(人)	就労者数(人)	就労率(%)
21年度	28	8	28.6
22年度	18	5	27.8
23年度	43	26	60.5
24年度	199	87	43.7
25年度	133	59	44.4

⑤ 相談件数 (地域保健・健康増進事業報告の分類より)

合計 37 人

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他
相談者数	3	2	0	1	26

【主な相談内容】

妊娠糖尿病、便秘、腰痛など

⑥参加妊婦の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	0	21.4	75.0	3.6
22年度	0	10.5	89.5	0
23年度	0	2.3	97.7	0
24年度	0	5.0	91.0	4.0
25年度	0	1.5	97.0	1.5

⑦家族の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	35.7	0	60.7	3.6
22年度	0	21.0	78.9	0
23年度	25.6	11.6	62.8	0
24年度	26.1	3.5	66.3	4.0
25年度	30.8	0	69.2	0

⑧参加妊婦の飲酒状況 (%) (参加人数に対して)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
21年度	3.6	92.9	3.6
22年度	0	100.0	0
23年度	0	100.0	0
24年度	0	96.0	4.0
25年度	0.8	99.2	0

《考 察》

マタニティクラスでは就労中の妊婦が3割であったが、パパママクラスにおいては4割強とやや就労中の妊婦の受講割合が高い。パパママクラスに参加した妊婦の内、6割の妊婦がパパママクラスのみ参加である。マタニティクラスに参加できない理由として、就労のためが3割、両親で参加希望が3割、医療機関で受けているものが2割であった。

アンケート結果からは、パパママクラスに夫自ら参加したものは、3割弱であるが、参加したことで意識の変化があったものは8割強であった。参加目的は、知識を得るためが5割強と高く、次いで、父親の育児参加を促すが4割弱、友達づくりは1割にとどまった。このことから、健康さくら21の目標値でもある父親の育児参加を高めるため、パパママクラスの教育内容は有効であることがわかる。

今後も、父親の育児参加を高め、健康さくら21の目標である妊婦及び家族の禁煙率を高めるために、妊娠期おける教育に重点を置いて取り組んでいきたい。

### 3. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第17条、 次世代育成支援対策交付金事業（こんにちは赤ちゃん事業）		
健康さくら21（第2次） 目標値		(市の現状) → (目標)	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7%	→ 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4%	→ 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	1.8%	→ 0.7%

#### 《目的》

母子保健法第11条及び17条に基づき、妊婦に対して家庭訪問を行い、妊娠・出産・産褥期における病気を予防する。また、産婦・新生児に必要な家庭訪問を行い児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

また、国の次世代育成支援対策交付金による事業として平成20年度から、市が実施主体として「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を開始（平成25年度は千葉県安全こども基金に移行）し、これまでの母子保健法に基づく新生児訪問とあわせて実施している。

#### (1) 妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

#### 「妊産婦訪問」

##### 《内容》

- ①対象
- ・妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
  - ・妊娠届出書より訪問が必要と認められる者
- ②方法
- 家庭訪問による相談と支援

##### 《実績》

実施状況

年度	妊娠届出数	妊婦訪問 人数(回)	要支援者数 (人)	産婦訪問 人数(回)	要支援者数 (人)
21年度	1,257	15(16)	7	3(5)	2
22年度	1,205	33(36)	15	3(4)	1
23年度	1,256	11(15)	4	0	0
24年度	1,186	5(5)	5	0	0
25年度	1,172	8(8)	8	0	0

##### 《考察》

妊婦訪問では、妊娠届出に記載する基本情報（過去の妊娠歴、年齢、届け出週数など）等から、問題を抱える妊婦を早期に発見し、妊娠から出産、産後の育児にわたり一貫した支援ができるよう関わっている。その結果、妊婦訪問からは、訪問対象者がすべて支援継続となっており、支援継続となった8人は出産後も引き続き支援を地区担当保健師等が継続的に関わる結果となった。

## 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」

### 《内 容》

#### 1. 新生児訪問

①対象 原則として産後28日以内の産婦及びその新生児

- ・第1子全員
- ・第2子以降で希望があった者
- ・妊娠期から継続して支援している者
- ・医療機関からの訪問依頼があった者
- ・里帰り中で他市町村から依頼があった者

②方法 家庭訪問による相談と支援

③従事者 保健師・助産師

#### 2. こんにちは赤ちゃん訪問

①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児

- ・第2子以降全員で新生児訪問を希望しないもの

②方法 家庭訪問による育児に関する情報提供

③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

### 《実 績》

#### ①実施状況

対象者数 a	生後4ヶ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) b (b/a)	
	1,033人 (87.4%)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c (c/a) 788人 (76.3%)
1,182人		

#### ②未受診勧奨状況

対象者数	1,182人		
訪問実施数	1,033人		
	87.4%	未受診者数	149人 12.6%
		把握済者数	未把握者数
		147	2

#### 備 考

把握済者は、平成26年3月末時点に於いて、4か月乳児相談来所、保健師が妊娠期から支援し把握している、家庭訪問等により把握している者。未受診勧奨は、受診対象月の翌月に個別通知を行っており事業実績とは時期が異なるため、数字は一致しない。詳細は、未受診勧奨事業参照。

#### ③過去5年間の実施状況

年度	対象者数 (人)	訪問人数(回)	要支援者数(人)
21年度	1,211	988 (1,002)	163 (16.4%)
22年度	1,152	989 (1,013)	187 (18.9%)
23年度	1,212	1,058 (1,060)	187 (17.7%)
24年度	1,175	1,089 (1,089)	159 (14.6%)
25年度	1,182	1,033 (1,033)	181 (17.5%)

### 「こんにちは赤ちゃん訪問協力員養成研修」

《目的》平成26年度よりこんにちは赤ちゃん訪問協力員として活動できる者を養成する。

《対象》現在活動しているこんにちは赤ちゃん訪問協力員から推薦された方 6名

#### 《内容》

日程	人数	内容
平成25年9月13日(金)	4名	佐倉市母子保健事業の現状と課題について こんにちは赤ちゃん訪問事業について
平成25年10月10日(木)	5名	赤ちゃんの発達と母の健康について 今の育児について 栄養について
平成25年12月5日(木)	6名	こんにちは赤ちゃん訪問の実際について グループワーク

### 「こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修」

《目的》現在活動中の協力員に対して、研修を実施することで資質の向上を図る。

《対象》こんにちは赤ちゃん訪問協力員 17名

#### 《内容》

日程	人数	内容
平成25年10月28日(月)	9名	平成24年度訪問実績報告 事例検討(グループワーク)
平成26年2月21日(金)	13名	講演会「産後のコミュニケーション」 講師：たらちね助産院 大坪美保子先生

#### 《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

訪問率は前年度と比較し、平成25年度はやや減少した。今後は事業周知のPR文の変更を検討し、市民への周知の強化を図っていく必要がある。また、期限内に連絡が取れない場合や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない場合等は、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要がある。

## (2) 乳児・幼児訪問指導

### 《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

### 《内容》

- ①対象 乳児、幼児とその保護者
- ②方法 家庭訪問による相談と支援

### 《実績》

年度	乳 児		幼 児	
	実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)
21年度	35	58	62	100
22年度	32	42	44	69
23年度	46	63	48	69
24年度	35	42	58	71
25年度	72	99	88	199

### 《考察》

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや自我の芽生えから児へのかかわり方に戸惑う等、疑問や心配などが育児不安につながり、支援を必要とする母子が散見される。家庭訪問により、専門職による相談と傾聴を行うことで、健康や育児に関する情報を得、育児不安・負担の軽減につながっているものとする。

#### 4. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 94.3% → 100%

##### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

##### 《内容》

①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児

②健診種類及び検査内容

ア) 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	問診・診察 検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査) 保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス)		
必要に応じて行う医学的検査	血液検査(血型・抗体) (初期に1回) 子宮頸部がん検査 (初期に1回) 超音波検査 (期間内に2回)	血液検査(血清・血糖・ HTLV-1抗体検査・ クラミジア核酸同定検査) (期間内に1回) B群溶血性レンサ球菌検 査(期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)	血液検査(血清) (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)

イ) 乳児一般健康診査(1回目: 3～6か月、2回目: 9～11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

\*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

③実施方法

健康診査業務については、医療機関に委託

受診者は妊娠届出時に発行している母子手帳別冊にある受診票を医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。

④周知方法

ア. 妊娠届出書提出時に受診票を閉じこんだ「母子手帳別冊」配布

イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載

ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×1.4（回分）

年度	対象者数 (妊娠届出数)	発券枚数	利用枚数	利用率(%)
21年度	1,257	17,598	14,616 (償還分70含む)	83.1
22年度	1,205	16,870	13,891 (償還分96含む)	82.3
23年度	1,256	17,584	14,600 (償還分202含む)	83.0
24年度	1,186	16,604	14,094 (償還分242含む)	84.9
25年度	1,172	16,408	13,886 (償還分215含む)	84.6

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (出生数)	発券枚数	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数			利用率(%)		
			3-6か月	9-11か月	3-6か月	9-11か月		
21年度	1,211	2,422	2,117	-	-	87.4		
22年度	1,152	2,304	2,059	-	-	89.4		
23年度	1,212	2,424	2,052	-	-	84.7		
24年度	1,186	2,372	2,011	-	-	84.8		
25年度	1,182	2,364	1,949	1,071	878	82.4	90.6	74.3

《考察》

妊婦一般健康診査は、里帰り先などで受診することも多くあり、県外での受診希望から、随時、受診を希望する医療機関と個別契約し、利便性の向上に努めている。平成25年度は、51医療機関と新規に契約を締結した。個別契約を希望しない医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けており、平成25年度は、43件（健診215回分）の申請があった。東京電力福島原子力発電所の放射能汚染に伴う他県への避難や早期里帰り分娩の増加により、償還払いが前年度の2倍になった平成23年度以降、平成24年度、平成25年度と高い件数で推移している。

千葉県における妊婦健診公費助成は、厚生労働省が示す標準的妊婦健診を基本として、14回と定められているが、14回の健診を受診する以前に出産を迎えるケースも多くあることから、受診率（利用率）が9割を超えることは難しい。

その一方、乳児健診は制度の変更もなく継続してきたが、平成20年度の利用率90.1%をピークとして、減少傾向にある。特に、9～11か月健康診査は、3～6か月健康診査と比べ、利用率が低くなっていることから、保護者に対して、かかりつけ医を持つことの重要性和共に、乳児健康診査の意義を伝える中で受診を勧奨していきたい。



## 5. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条	
健康さくら21(第2次) 目標値		(市の現状) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	1.8% → 0.7%

### 《目的》

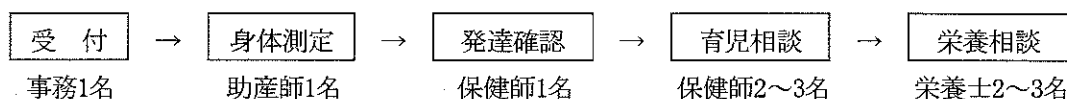
母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

### 《内容》

② 象 生後4か月の乳児

②実施方法 市内3会場にて月1回実施(健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター)。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後に実施。南部保健センターは午後に実施。

③ 施内容と流れ



④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

### 《実績》

① 所状況 (人)

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
21年度	1,218	726	59.6
22年度	1,184	957	80.8
23年度	1,189	996	83.8
24年度	1,231	1,038	84.3
25年度	1,176	1,035	88.0

②地区別来所状況 (人)

地区	対象者数(人)		来所者数(人)		来所率(%)	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
佐倉	173	173	138	157	79.8	90.8
臼井	185	187	140	153	75.7	81.8
志津	613	564	540	502	88.1	89.0
根郷	175	178	140	157	80.0	88.2
和田	13	4	12	4	92.3	100
弥富	5	4	5	4	100	100
千代田	67	66	63	58	94.0	87.9
市全体	1,231	1,176	1,038	1,035	84.3	88.0

③未受診勧奨状況

対象者数	1,176人		
受診者数	1,035人	未受診者数	141人 12.0%
	88.0%	把握済者数	未把握者数
		141	0

備考

把握済者は、平成26年3月末時点に於いて、電話勧奨や、保健センター窓口来所、家庭訪問等により把握した者。未受診勧奨は、受診対象月の翌月に個別通知をしており事業実績とは、時期が異なるため数字は一致しない。詳細は、未受診勧奨事業参照。

④平成25年度相談結果（人）

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
1,035	888	147	—
	85.8%	14.2%	—

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている方

⑤平成25年度支援状況（人）

1) 地区別支援状況

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率
佐倉	157	26	16.6%
臼井	153	27	17.6%
志津	502	62	12.4%
根郷	157	28	17.8%
和田	4	0	0%
弥富	4	2	50.0%
千代田	58	2	3.4%
市全体	1,035	147	14.2%

2) 「支援あり」のかたの相談内容：上位3つ

地区（「支援あり」 のかたの数）	1位（人）	2位（人）	3位（人）
佐倉（26）	保護者の不安負担（9）	発育（4） 保護者の精神面（4）	
臼井（27）	保護者の不安負担（10）	発育（6）	育児生活態度（5）
志津（62）	保護者の不安負担（23）	発育（13）	育児生活態度（7）
根郷（28）	保護者の不安負担（11）	発育（7） 育児態度（7）	
和田（0）			
弥富（2）（*1）			
千代田（2）（*1）			

（\*1）弥富は「支援あり」の数が2人で、育児生活態度（1）疾患障がい（1）

千代田は、2人で保護者の精神疾患（2）

《考 察》

来所率は2年前に開始した未受診者勧奨事業の効果があり、経年的に増加している。乳児相談は、生後4か月までの産婦及びその乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握が出来ない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業であると考えられる。

また、乳児相談における支援理由、相談内容では、全市的に「保護者の育児不安負担」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、定額・寝返り等運動発達面においても、また離乳食を開始する時期にもあたり栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期である。

乳児相談事業を通して、保健センターが地域の身近な相談の場であることの周知を図り、保護者の支援に努めていきたい。

## 6. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 「あまりしていない」「ほとんどしていない」 幼児の保護者 2.2% → 0% 小学生の保護者 5.6% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 80.7% → 90.0%

### 《目的》

乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回
- ③周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 歯科衛生士・栄養士等による集団指導 ※個別相談は希望者のみ

### 《実績》

#### ①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
21年度	1,229	572	46.5
22年度	1,219	742	60.9
23年度	1,207	772	64.0
24年度	1,256	823	65.5
25年度	1,177	835	70.9

#### ②センター別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	422	293	69.4
西部保健センター	573	409	71.4
南部保健センター	182	133	73.1

#### ③個別相談状況

	相談者数(人)	主な相談内容
栄養士相談	129	授乳量と回数、食事量、食事形態、食事時間と回数 等
歯科衛生士相談	50	はみがき、歯・歯列、咬合、母乳・ほ乳びん 等
保健師相談	81	発達、生活リズム、発育、育児全般の相談

※前年度まで問診票からのセレクト面接も行っていたが、25年度から希望者のみ

## 《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行で栄養の大部分を食事にとるようになり、また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養の健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、乳歯もはえ始める時期なので、適切な歯の手入れ方法を健康教育することにより、むし歯予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

より多くの対象者に知識を普及するためにも、来所率の向上を図りたい。事業周知の方法として、平成22年度からもぐもぐ教室の前時期の母子事業に当たる4か月乳児相談の際に案内チラシを配布、平成25年度からは、問診票送付時に教室の目的や内容を載せた案内文を同封するなどに取り組み、それぞれ効果を上げている。

今後も、健康教育内容の一層の充実を図るとともに、来所率の向上を目指し取り組んでいきたい。

## 7. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	(市の現状) → (目標)
健康さくら21 (第2次) 目標値	・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合	64.4% → 増加

### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2ヶ月に1回実施。(計30回)  
医師診察は、市内16協力医療機関で医師診察を実施。
- ③周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。
- ④実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談  
M-CHAT短縮版(注)(7項目)  
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談  
(個別健診) 医師診察

### 《実績》

#### ①-1 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
21年度	1,325	1,216	91.8	204
22年度	1,339	1,216	90.8	136
23年度	1,331	1,218	91.5	236
24年度	1,257	1,168	92.9	258
25年度	1,259	1,172	93.1	207

#### ①-2 平成25年度地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	183	174	95.1	31
白井	182	158	86.8	35
志津	628	595	94.7	114
根郷	160	146	91.3	22
和田	14	14	100.0	1
弥富	5	5	100.0	0
千代田	87	78	89.7	13
市全体	1,259	1,172(注)	93.1	216

(注) 市全体 住基外 2名を含む

① - 3 平成25年度要支援理由内訳(人) : 支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	支援理由	要支援者数
ことば	78	保護者不安・負担	46
育児・生活態度	12	聞こえ	3
発育・発達	49	疾患障害	1
栄養・歯	3	虐待ハイリスク	1
保護者の体調・疾患	6	その他	3
保護者の精神疾患(疑い含む)	5	合計	207

② 歯科健康診査結果

上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,172	439	524	621	21	5	1	0	0	103	3	61
93.1	37.5	44.7	53.0	1.8	0.4	0.1	0.0	0.0	8.8	0.3	5.2

・むし歯罹患率 0.5% ・1人平均むし歯本数 0.03本

③個別医師診察結果(人)

対象者数							
1,259	(a)	受診者数					
	(b)	医師診察受診者数		医師診察結果			
	1,172	(c)	(c)/(a)	異常なし	経過観察	要治療	精密健康診査
		780	62.0	760	17	0	3

④精密健康診査結果(人)

精密健康診査対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	経過観察	要治療	その他
3	3	1	0	2	0

⑤未受診者状況

対象者数	1,259人		
	受診者数	1,172人	未受診者数 87人 6.9%
		93.1%	把握済者数
			未把握者数
			79
			8

備考

把握済者は、勸奨アンケート、地区担当保健師による電話または家庭訪問により把握。  
未把握者は、平成26年3月末時点に於いて、集団健診未受診かつ勸奨アンケートの返信がなく、電話や訪問でも把握できない者を言う。未受診勸奨は、受診対象月の2か月後に個別通知しているため、事業実績とは時期が異なり、数字は一致しない。詳細は、未受診勸奨事業参照。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

## 《考 察》

発達における早期の気づきと支援の必要性が高まる中、今年度から発達障がいの徴候の有無を把握するため、身体的な発育のほか精神的な発達について、M-CHAT 短縮版(注) (7項目)を問診内容に加えた。この7項目は、人が見ているものと同じものに注意を向けるかを確認するもので、1歳6か月児頃は、ことばを話す基本的な力となる『共同注意の育ち』を観るものである。

未受診者勧奨事業の効果からか受診率は順調に伸びてきているが、引き続き、1歳6か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場に足を運んで頂けるよう、取り組んでいきたいと考える。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト修正版 (M-CHAT)

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1歳6か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん (お父さん) に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん (お父さん) が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん (お父さん) のすることをまねしますか
- (6)お母さん (お父さん) が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん (お父さん) の顔を見て反応を確かめますか



## 8. 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	(市の現状) → (目標)
健康さくら21(第2次)目標値	・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合	64.4% → 増加

### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、年12回実施。  
南部保健センターにおいて2ヶ月に1回、年6回実施。
- ③周知方法 3歳6か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。  
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。
- ④実施内容 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談  
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））<sup>(註)</sup>  
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、  
眼科二次健診、尿二次検査

### 《実績》

#### 1. 一次健診の状況

##### ①-1 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
21年度	1,338	1,061	79.3	104
22年度	1,428	1,149	80.5	116
23年度	1,401	1,135	81.0	110
24年度	1,419	1,231	86.8	190
25年度	1,304	1,107	84.9	248

##### ①-2 地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	170	152	89.4	33
臼井	206	175	85.0	44
志津	644	534	82.9	124
根郷	174	148	85.1	31
和田	11	9	81.8	1
弥富	8	7	87.5	2
千代田	91	82	90.1	13
市全体	1,304	1,107	84.9	248

①—3 要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(人)	支援理由	要支援者数(人)
ことば	122	保護者の体調疾患	2
発育・発達	73	栄養(食事時間)	2
育児・生活態度	10	疾患障害	1
保護者の精神疾患	3	かかわり	2
虐待(疑い)	6	合計	248
保護者の不安・負担	27		

②尿検査結果

検査数	有所見数	有所見率(%)	有所見内訳(延数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,107	143	12.9	0	8	135	143

③歯科健康診査結果 上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型			
1,106	31	704	199	42	111	38	1	11	115	3	29
84.8	2.8	63.7	18.0	3.8	10.0	3.4	0.1	1.0	10.4	0.3	2.6

・むし歯罹患率14.6% ・1人平均むし歯数0.65本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診1名未受診。

④医師診察結果 (人)

医師診察数	医師診察結果				
	異常なし	経過観察	要治療	その他	要精密健康診査
1107	1071	33	2	0	1

⑤精密健康診査実施状況(人)

検査内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	17	13	4	3	6	0
眼科二次	21	11	0	9	2	0
聴力二次	1	1	0	1	0	0
その他	1	0	0	0	0	0
計	40	25	4	13	8	0

(備考) 診断確定の内訳 弱視2人、遠視・乱視2人、血尿1人

⑥未受診者勧奨結果（人）

対象者数	1,304人		
	受診者数	1,107人	未受診者数 197人 15.1%
		84.9%	把握済者数 未把握者数
			179 18

平成26年3月末時点

（備考）

把握済者は、勧奨アンケート、地区担当保健師による電話または家庭訪問により把握。  
未把握者は、集団健診未受診かつ勧奨アンケートに返信なく、電話や訪問でも把握できない者を言い、引き続き電話や家庭訪問により把握する予定。未受診勧奨は、受診対象月の2か月後に個別通知を行っており、事業実績とは時期が異なることから数字は一致しない。  
詳細は、未受診者勧奨事業を参照。

《考察》

市では、3歳児健康診査の受診率向上を目標に掲げ、未受診勧奨に力を入れているが、平成24年度に5ポイント上昇後、今年度は微減であった。

3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

さらに、今年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色）<sup>(注)</sup>）を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書きたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

## 9. 親子教室

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21 (第2次) 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> </ul>

### (1) たんぽぽグループ

#### 《目的》

発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

#### 《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児とその保護者  
2歳以上で他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 毎月1回 健康管理センターにて実施  
1回の開催について、定員15名
- ③実施内容 午前 9:00～9:30 自由遊び  
午前 9:30～10:30 一斉活動(体操, 親子遊び, 手遊び, 絵本, おやつ)  
午前 10:30～11:00 個別面接  
午前 11:00～12:00 事後検討会
- ④参加期間 最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(白井保育園・佐倉東保育園)

#### 《実績》

##### 5年間の参加組数

年度	実数(組)	延数(組)
21年度	14	43
22年度	20	107
23年度	19	94
24年度	20	101
25年度	20	108

#### 《考察》

本事業は、定員制としているため、平成25年度についても、参加組数は例年通りであった。

平成24年度までは、参加者全員に対して保護者との個別面接を行っていたため、職員の目が行き届きにくくなる面接中における児の安全確保が課題であった。平成25年度は、個別面接を希望者のみとし、また相談内容によっては、後日、ことばと発達の相談室で相談を担当している言語聴覚士や地区担当保健師から電話や個別面接等で対応することにより、児の安全確保に努めることができた。

また、一斉活動においては人数分の椅子を用意することで、児が着席して活動に参加できるようにしたため、会場から対象児が出て行ってしまいうという危険を回避することができ安全確保に繋がった。

## (2) ひまわりグループ

### 《目的》

すでに集団生活をしており、発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身につけ、現在所属する集団生活や就学後の学校生活の不応・問題行動をできる限り予防・軽減する。

### 《内容》

- ① 対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児  
保育園、幼稚園などの集団生活に所属している児  
年長児で他機関にて継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ② 方法 毎月1回 健康管理センターにて実施  
1グループ定員5人とし、3グループを編成
- ③ 実施内容 午後 2:00～2:45  
午後 3:00～3:45  
午後 4:00～4:45  
集団活動、保護者との連絡調整
- ④ 参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士

### 《実績》

5年間の参加組数

年度	実数(組)	延数(組)
21年度	5	41
22年度	7	63
23年度	11	102
24年度	17	146
25年度	18	153

### 《考察》

平成25年度は、集団活動に制作課題を導入した。本事業の第一の目的は社会性の獲得であるが、制作課題を通して物の貸し借り、またグループでひとつのものを作り上げる中での話し合いなどで社会性の獲得を促すことができたと考える。さらに、本事業の対象児の中には、指先の不器用さを併せ持つ児も多いため、制作課題を通じてこれらに対するアプローチもできたものと考えている。

本事業の対象児は、幼稚園・保育園などに在園しているため参加可能な時間帯が限られている。また、対象となる児が年々増加しており、開催日や時間帯などについて、今後、検討が必要である。

## 10. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
健康さくら21 (第2次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90%

### 《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回 (言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回)  
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
- ③周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付  
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 健康教育 → 歯科健診 → フッ素塗布 (希望者) → ことばの相談 (希望者)

### 《実績》

#### ①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
21年度	4,097	2,768	67.6
22年度	4,100	2,811	68.6
23年度	4,056	2,929	72.2
24年度	3,959	2,874	72.6
25年度	3,827	2,803	73.2

#### ②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,374	1,002	72.9
西部保健センター	1,907	1,396	73.2
南部保健センター	546	405	74.2

#### ② 地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	542	415	76.6
白井	579	398	68.7
志津	1,907	1,396	73.2
根郷	502	369	73.5
和田	31	24	77.4
弥富	13	12	92.3
千代田	253	189	74.7

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※						フッ素塗布者 (フッ素塗布率)	
				○1型	○2型	○3型	A型	B型	C1型		C2型
2歳	1,265	959	75.8	2	918	16	20	2	0	1	902 (94.1)
2歳6か月	1,277	940	73.6	2	871	13	43	9	1	1	890 (94.7)
3歳	1,285	904	70.4	0	805	28	50	15	1	5	839 (92.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤ことばの相談来所状況

対象	来所者数 (人)	要支援者(人)
2歳	66	30
2歳6か月	65	40
3歳	40	24

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	51	30
西部保健センター	68	32
南部保健センター	30	9

《考 察》

平成25年度の受診人数は2,803人、受診率は73.2%であった。年齢別受診率は、2歳75.8%、2歳6か月73.6%、3歳70.4%と年齢があがるにつれて受診率が低下している。

フッ素は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の来所者数は171人で、そのうち94人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。

また、保健師相談は149人、栄養相談は71人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、他職種と連携を図り進めていきたい。

## 11. すくすく発達相談

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21 (第2次) 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> </ul>

### 《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

### 《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回(年12回)健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)

### 《実績》

#### ①来所状況(人)

年度	実数	延数
21年度	19	20
22年度	36	55
23年度	33	44
24年度	26	34
25年度	20	25

#### ②月別来所状況(延数)

月	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4	中止	4	5	2	1
5	1	5	6	2	5
6	3	5	2	3	1
7	4	6	4	5	0
8	4	5	3	1	1
9	1	8	2	3	5
10	1	4	5	3	3
11	4	5	4	3	2
12	中止	4	6	1	1
1	中止	3	4	4	1
2	2	3	2	3	1
3	中止	3	1	4	4
計(人)	20	55	44	34	25



③地区別来所状況(実数)

地区	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
佐倉	6	5	4	0	1
白井	5	7	7	5	4
志津	3	12	13	17	13
根郷	4	7	4	3	2
和田	0	0	0	0	0
弥富	0	0	1	0	0
千代田	1	5	3	1	0
住登外	0	0	1	0	0
計(人)	19	36	33	26	20

④年齢別来所状況(実数)

年齢	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
0～5か月	2	1	0	3	4
6か月～1歳	2	9	8	5	7
1～2歳未満	6	8	8	3	4
2～3歳未満	3	6	9	6	1
3～4歳未満	4	6	4	6	2
4～5歳未満	2	1	1	2	1
5歳以上	0	5	3	1	1
計(人)	19	36	33	26	20

⑤相談経路(実数)

相談経路元事業	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保健師紹介	2	3	4	0	0
電話相談	6	8	11	7	7
ことばの相談室	5	10	6	7	3
乳児相談	3	3	1	3	6
もぐもぐ教室	0	5	1	2	2
1.6 健診	2	2	1	0	1
3歳児健診	0	1	0	1	0
幼児歯科健診	0	0	0	1	0
新生児訪問	0	0	0	0	1
他機関からの紹介	1	2	3	1	0
継続	0	2	6	4	0
計(人)	19	36	33	26	20

⑥相談内容（実数）

相談内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
運動発達	10	16	17	14	14
言語発達	7	5	10	8	3
社会性の発達	0	11	0	0	2
身体発育	1	3	1	0	1
疾患	0	1	0	0	0
その他	2	0	5	4	0
計（人）	20	36	33	26	20

※平成21年度については延人数

⑦年齢別相談内容（実数）

年齢	言語発達	運動発達	社会性の発達	身体発育	計
0～5か月	0	4	0	0	4
6か月～1歳	0	7	0	0	7
1～2歳未満	1	3	0	0	4
2～3歳未満	0	0	1	0	1
3～4歳未満	0	0	1	1	2
4～5歳未満	1	0	0	0	1
5歳以上	1	0	0	0	1
計（人）	3	14	2	1	20

⑧平成25年度すくすく発達相談 相談内容・結果・終了者内訳（実数）

初回相談内容	相談者数 (実)	結果		終了者内訳				
		継続	終了	問題なし	医療機関紹介	療育紹介	医療機関及び療育紹介	その他(※)
運動発達	14	3	11	8	1	0	0	2
言語発達	3	1	2	0	2	0	0	0
社会性の発達	2	1	1	0	1	0	0	0
身体発育	1	0	1	0	1	0	0	0
疾患	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計（人）	20	5	15	8	5	0	0	2

※その他の内容は、すくすく発達相談での支援は終了となるが、他の母子事業での経過観察となった者の数である。

## 12. ことばと発達の相談室

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら 21(第2次) 目標値	(市の現状)→(目標) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 減少</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> </ul>

### 《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ、発達又は気になる行動等について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な指導を行い、言語面（コミュニケーション能力）の改善や不安の軽減を図ることを目的とする。

### 《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は行動面等に関する何らかの問題や育児不安を抱えている就学前児及びその保護者
- ②方法 祝祭日を除く月曜から金曜日までのほぼ毎日実施（予約制）  
健康管理センターにて面接指導を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査又は聴力検査等を実施し、その結果により助言および個別指導を行う。また、医学的検査、療育的支援などを必要とする場合は他機関へ紹介する。  
面接時間は1人につき30分から1時間程度。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児歯科健診等や健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

### 《実績》

#### ① 年度別来所者数（人）

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
21年度	280	1,683	126	82
22年度	283	1,360	133	64
23年度	308	1,815	139	113
24年度	414	2,698	220	180
25年度	545	3,672	282	154

#### ② 25年度 地区別来所者数(人)

地区	実数
佐倉	65
臼井	101
志津	255
根郷	78
和田	6
弥富	4
千代田	36

#### ③ 25年度 来所者の経路(人)

経路	実数
1歳6か月健診	16
3歳児健診	129
4か月乳児相談	1
すくすく発達相談	4
幼児歯科健診	160
電話相談	157
他機関からの紹介	8
面接相談	20
再相談	21
その他	29

## 《考 察》

はじめに、すくすく発達相談の利用者の相談内容をみると、運動発達に関する相談が最も多く、全体の7割を占めていることがわかる。年齢別来所状況及び年齢別相談内容から、乳児期から2歳未満までの利用者が多いことが関係しているといえる。その理由として、乳児期から2歳未満までの時期は、定頸や坐位、始歩など運動面の発達が著しい時期であり、この時期の利用者が多いため運動発達に関する相談が最も多いという結果に結びついていると考えられる。

次に、すくすく発達相談の利用者数の推移をみると、平成22年度以降減少傾向にある。一方で保護者からの電話相談により、すくすく発達相談の利用に至るケースが多く、すくすく発達相談を利用する保護者は、育児困難感や育児不安・負担感を抱えていることが考えられる。

更に、平成26年度からは、印旛健康福祉センターで実施していた「療育相談（股関節脱臼、O脚、歩き方がおかしいなど、子どもの整形外科医の専門面接相談）」が廃止されたことにより、専門的相談の場が限定されることとなった。

こうしたことから、発達障害を含めた乳幼児の疾病等の異常を早期に発見し、適切な相談機関へつなげる当事業の役割は一層大きなものとなっている。今後も、事業の周知に努め、保護者の不安の軽減と乳幼児の健康の保持増進を図っていきたい。

④ 25年度 来所者の相談内容 (人)

相談内容	実数
ことばの発達	353
行動面	35
対人面、社会性	34
学習面	8
発音	46
口蓋裂	1
きこえ	2
どもり	19
視知覚認知	4
発達のばらつき	29
その他	9
問題なし	5

⑤ 25年度 年齢別来所者数 (人)

年齢	実数
0歳児	6
1歳児	51
2歳児	119
3歳児	154
4歳児	117
5歳児	98

⑦ 25年度 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者 (実数)	未来所終了者 (実数)
改善	23	6
希望なし	1	24
就学	69	12
転出	3	3
他機関管理	0	3
他の母子事業	0	1
その他	1	0
問題なし	8	0
合計	105	49

⑥ 25年度 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実数
継続	360
終了	105
経過観察	31
未来所終了	49

\*「未来所終了」とは、相談室への来所の履歴がなく「終了」となったケースで、相談来所者の実数には入れない。

《考 察》

本事業の来所者は平成23年度から平成25年度にかけて2年連続相談者実人数が100名を超え、飛躍的に増加している。来所者の経路は今年度、幼児歯科健診が最も多かった。

来所者の主な相談内容として、行動面や発達のばらつきなど、言葉のみに特定しない内容が増加している。行動や発達のばらつきは、保育園や幼稚園などの集団生活において様々な形で出現し、やがて学校生活、学習活動にも影響を及ぼすものとする。個別支援においては、こうした対象児の状況を理解し、児に対する直接指導とともに、児にかかわる人々や機関においては、児への理解と的確な対応に努めてもらうことが重要であるとする。

この行動や発達のばらつきに関する相談希望は年々増加しており、これらの相談に早期から対応し、問題を改善、軽減していくことが本事業の役割である。今後、ますます増加が予測される相談来所者に対応するため、受け入れ体制の整備が急務となっている。

### 13. 保育園・幼稚園巡回相談

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> </ul>

#### 《目的》

保育園・幼稚園に在園し、ことば、きこえ、発達及び行動等で心配のある児について、保育園・幼稚園と連携を図ることにより、集団生活の中で児の成長、発達を支援し、問題の改善を図ることを目的とする。

#### 《内容》

- ① 対象 佐倉市内の巡回相談希望の保育園・幼稚園（希望のあった園のみ）
- ② 方法 年1回 各園に訪問
- ③ 実施内容 保育場を視察し、支援方法等を保育担当職員と検討する。
- ④ 周知方法 （保育園・幼稚園への周知）  
 保育園については、子育て支援課より全園に周知し、希望を募る  
 幼稚園については、健康増進課より全園に文書で周知し、希望を募る  
 （保護者への周知）  
 母子保健事業において必要時、保護者へ園との連絡調整の必要性を伝える。  
 事前に巡回相談の実施について園内に掲示して周知する。
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、子育て支援課職員 等）

#### 《実績》

① 年度別相談件数（人）

年度	実数
21年度	35
22年度	52
23年度	67
24年度	129
25年度	146

② 年度別巡回園数（園）

年度	保育園	幼稚園
21年度	5	0
22年度	9	0
23年度	11	0
24年度	13	1
25年度	17	6

#### 《考察》

平成24年度まで、幼稚園における希望がほとんどないことが課題であった。そのため、平成25年度に、市内幼稚園全園（私立・公立 全13園）に対して文書による周知を行ったところ、6つの園から希望があり実施に繋がった。保育園においては、市内認可保育園全園（私立、公立 全20園）に対する子育て支援課からの働きかけにより、17園（85%）からの希望があり実施した。

これまで、全保育園にて統一した方法で実施ができるよう、子育て支援課を中心に事業を勧めてきたが、幼稚園においては、各園の保育状況により対応したため、保育担当職員とのケース検討が十分にできる園とできない園のバラツキが生じた。

今後は、幼稚園への周知方法・実施方法を子育て支援課、佐倉市教育委員会、その他関係機関と共に検討し、標準化を図っていきたい。

## 14. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> <li>・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0%</li> </ul>

### 《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、母子同士の交流を図り、もって子育て支援の一助とする。

### (1) 妊娠期・乳児期育児支援事業

#### 《内容》

#### ◆「happy mama style」について

- ① 対象者：若年産婦とその子ども（20歳未満で出産した母と就学前までの乳幼児）
- ② 方法：健康管理センターにて毎月1回開催
- ③ 内容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマ・内容を決めている
- ④ 周知方法：毎月電子メール及び手紙郵送にて周知
- ⑤ 活動内容：母子の交流、専門職による健康教育、育児相談

#### ◆「beans circle」について

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 方法：西部保健センターにて毎月1回開催
- ③ 内容：毎月1回（年間12回）開催、季節行事・交流会を隔月ごとに実施。
- ④ 周知方法：年1回新規対象者に案内文発送、欠席者に年4回季節刊として情報紙発送
- ⑤ 活動内容：母子の交流、専門職による健康教育、育児相談

#### 《実績》

#### ① 施会場別来所状況（年度推移）（人）

実施会場	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実	延	実	延	実	延
健康管理センター 「happy mama style」	37	98	25	73	28	97
西部保健センター 「beans circle」※	—	—	50	219	41	124
合計	37	98	75	292	69	221

※beans circle は多胎児を持つ母親とその子ども、多胎妊婦を対象としているため、多胎児の兄弟は実数及び延数には含まれていない。

\*happy mama style は若年の母親を対象としているため、参加した子供は実数及び延数にすべて含めている。



## (2) 地区の集まりにおける健康教育

### 《内 容》

#### ①実施場所

- 佐倉地区 : 佐倉老幼の館「ぴよぴよタイム」、子育てサロン「ひろば」  
臼井地区 : 臼井老幼の館「ぽっぽちゃん」  
志津地区 : 志津・北志津児童センター、西部保健センター、任意団体「NPO子どものまち」  
ハローキッズ(子育て支援センターハローベビー)  
千代田地区: 老人憩いの家 千代田荘  
根郷地区 : 南部児童センター  
和田地区 : 和田公民館

### 《実 績》

#### ②健康教育実績(人)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
佐倉	139 人	6 回	189 人	6 回
臼井	176 人	6 回	142 人	4 回
志津	651 人	18 回	379 人	14 回
千代田	50 人	3 回	64 人	3 回
根郷	229 人	4 回	269 人	4 回
和田	64 人	4 回	31 人	2 回
全市	1,309 人	41 回	1,074 人	33 回

※健康教育実施者において、個人の地区特定ができないことから延数のみ計上している。

## (3) 女性の健康づくり教育

### 《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

### 《内 容》

#### ①講演会

演題：健康美ボディ・入手講座～ナチュラル美人の暮らし方で“いつか”への準備～

講師：順天堂大学大学院小児思春期発達病態学 本田 由佳 氏

会場：ミレニアムセンター佐倉

#### ②リーフレットの配布

本田氏の講演内容『佐倉市健康美ボディ7箇条』をもとにリーフレットを作成し、市ホームページからダウンロードして利用できるようにした。

### 《考 察》

20代、30代の女性を中心に52名の参加があり、参加者アンケートから“健康を意識するきっかけになった”“実生活に取り入れていきたい”など、好評であったことが伺われた一方で、少数ではあるが“妊娠するためにはどうしたらよいか、専門的な話をしてほしい”という声がかかれ、ニーズに見合った実施とテーマ(内容)を正しく伝えるための周知が課題である。

#### (4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

##### 《内 容》

- ① 対 象：保育園・幼稚園児
- ② 方 法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園18園、幼稚園7園において実施
- ③ 内 容：人形劇「ケロタンと汚れの実験」・歯垢の染め出し・歯みがき

##### 《実 績》

##### ①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
21年度	629	652	1,281
22年度	915	821	1,736
23年度	862	854	1,716
24年度	851	771	1,622
25年度	875	650	1,525

\*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

#### (5) 健康相談（定例外）

##### 《内 容》

乳児相談やもぐもぐ教室等の定例事業以外に、健康教育の実施後や面接相談の希望者に随時実施している。

##### 《実 績》

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他
23年度	1	33	42	-
24年度	-	98	321	27
25年度	-	56	11	19

相談件数（延） 計9人

（内訳）

- ・乳児：6人
- ・幼児：3人
- ・その他（小学生・保護者）：0人

##### 《考 察》

佐倉市では平成23年度より育児不安の強い母子や孤立しがちな母子等、子育てに困難感を感じている者に重点を置き、平成23年9月から若年産婦を対象とした「happy mama style」を、平成24年4月から多胎児を持つ親を対象とした「beans circle」を開始している。

若年産婦を対象とした「happy mama style」は、一旦利用者の減少がみられたが平成25年度は実延人数ともに増加した。対象者は若さゆえの社会性の未熟さや育児知識の乏しさが否めないことから、引き続き、育児に関する正しい知識の普及と、同世代の母子の交流の場としての事業運営、ならびに若年産婦の当事業の継続した利用を推進していきたい。

多胎児を持つ親を対象とした「beans circle」は、参加者同士が活発に交流しており、毎回、5～10組と安定した利用がある。さらに、志津南地区社会福祉協議会のボランティアが協力者とな

り当サークルを支えており、地域交流ができていることも一つの特徴である。

育児負担感の大きい多胎児をもつ母親の孤立防止と虐待予防の観点から当事業は重要であり、今後も地域組織協力のもと、事業を運営していきたいと考えている。

また、平成 25 年度より低体重児の届出、未熟児の訪問指導等、養育医療の給付について、都道府県から市町村へ権限が移譲されたことをうけ、低体重児・未熟児をもつ母親を対象とした母子の集いの必要性を感じていることから、今後、事業の内容等を検討し企画立案していく予定である。

女性の健康づくりの一環として、思春期の女子を持つ保護者と将来妊娠を希望する女性を対象とした講演会を開催し好評を得た。今後も、継続して妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図り、少子化対策の一助としていきたい。

## 15. 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条	
健康さくら21(第2次) 目標値	(市の現状) → (目標)	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	9.6% → 0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%

### 《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

### 《内容》

#### 「低体重児の届け出、未熟児の訪問指導」について

- ① 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2500g未満の児
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：ホームページ、ポスター等

#### 「未熟児養育医療(審査・認定・医療券交付)」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
  - ア. 出生体重が2000g以下
  - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
    - ・けいれん、運動の異常
    - ・体温が摂氏34度以下
    - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
    - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
    - ・強い黄疸
- ②方 法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。  
承認の場合には「養育医療券」を交付する。  
児童青少年課において、給付(自己負担額の決定)や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ、ポスター等

《実績》

1. 平成25年度 未熟児養育医療申請者数（地区別）

地区	件数（人）
佐倉	5
臼井	2
志津	15
根郷	6
計	28

2. 対象児の状況

①出生児数別の状況

多胎・単胎	件数（人）
双胎	10（5組）
双胎のうちの一入	2
単胎	16
計	28

②入院医療機関別状況（出生後、転院している2名については、転院後の医療機関で集計）

医療機関名	人数（人）
東邦大学医療センター 佐倉病院	20
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	3
君津中央病院	1
社会保険船橋中央病院	1
東京都内	2
神奈川県内	1
計	28

3. 低出生体重児出生状況（※）

全出生数			
対象数（人）	1182	出生体重 2500 g 未満	出生体重 2500 g 以上の
		未熟児養育医療 申請件数	未熟児養育医療申請件数
		129（10.9%）	1

※初年度は、印旛健康福祉センターから引継ぎを受けた、年度をまたいで養育医療に該当する7名（24年度出生）が含まれている。

4. 低出生体重児（2500g未満）訪問状況（※1）

訪問種別	訪問数（人）	要支援者数（人）
新生児訪問	89 (うち養育医療該当 17人)	33 (37.1%) (うち養育医療該当 15人)
赤ちゃん訪問	18	3 (16.7%)
計	107 (※2)	36 (33.6%)

※1 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施した、対象者129人（低出生体重児）のうち訪問数及び要支援者数。

※2 低出生体重児129人に対する訪問率は82.9%である。

（未訪問理由は、長期間の里帰りや他市町村で訪問実施、NICU入院中、訪問希望なし等）

5. 在胎週数・出生体重別集計

①全数

			出生時体重（g）				計
			～999	1000～1499	1500～1999	2000～2499	
在胎週数	早産児	～27週（超早産児）	4	0	0	0	4
		28～33週	3	4	3	2	12
		34～36週（後期早産児）	0	2	8	24	34
	正産児	37週～	0	0	6	73	79
計			7	6	17	99	129

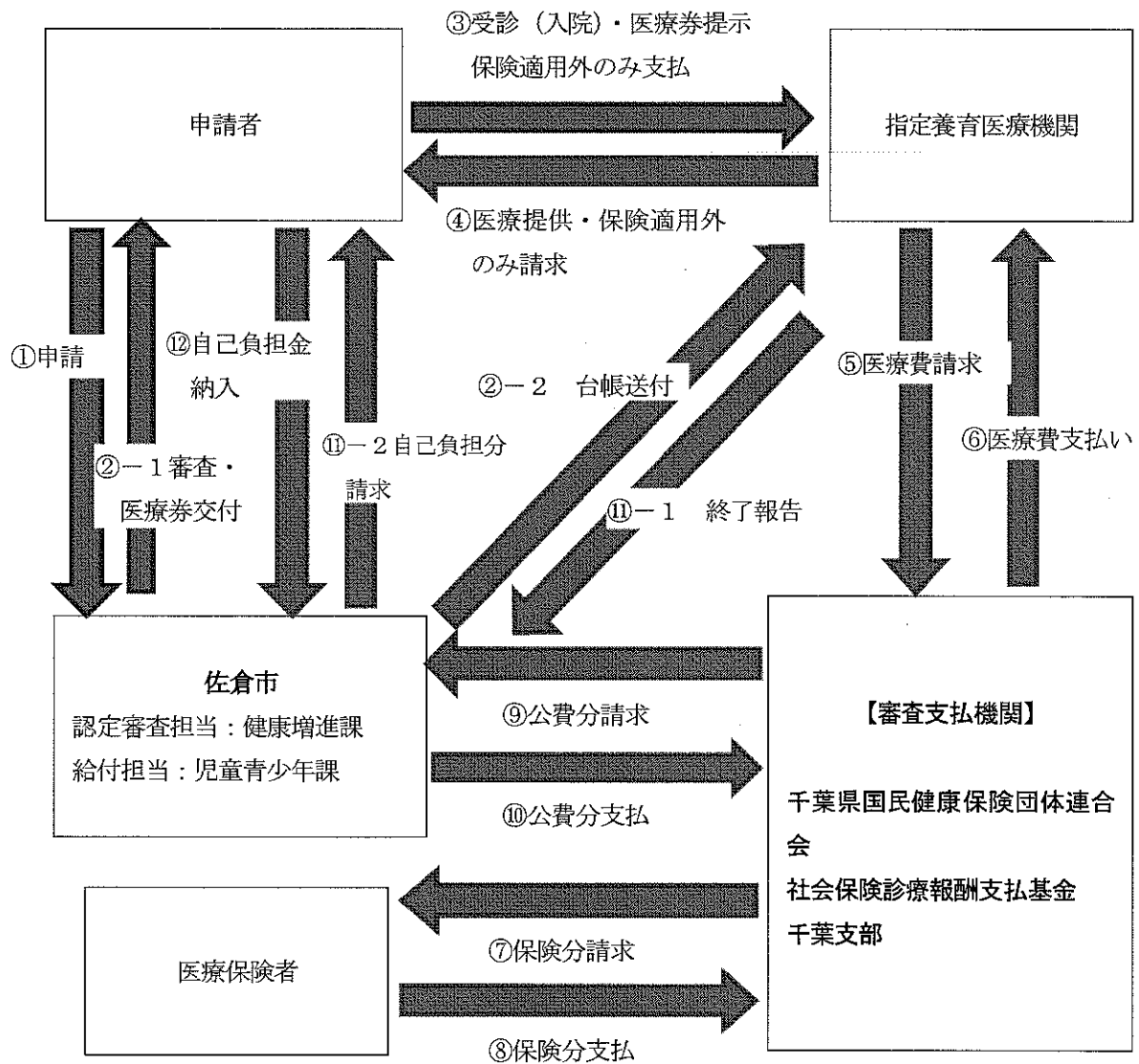
②未熟児養育医療該当者（※）

			出生時体重（g）					計
			～999	1000～1499	1500～1999	2000～2499	2500～	
在胎週数	早産児	～27週（超早産児）	5	0	0	0	0	5
		28～33週	3	5	5	0	0	13
		34～36週（後期早産児）	0	1	6	1	0	8
	正産児	37週～	0	0	1	0	1	2
計			8	6	12	1	1	28

※初年度は、印旛健康福祉センターから引継ぎを受けた、年度をまたいで養育医療に該当する7名（24年度出生）が含まれている。

6. 未熟児養育医療の事務の流れ

養育医療事務の流れ



《考 察》

平成25年度から、第2次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号））に基づき、低体重児の届出、未熟児の訪問指導等、養育医療の給付について、都道府県から市町村へ権限が移譲された。

これに伴い、当市においても未熟児養育医療事業が実施された。現在、健康増進課と児童青少年課の2課で事業を分担し、健康増進課が審査・認定を、児童青少年課が給付を実施している。

初年度の未熟児養育医療の申請件数は28件であり、出生時体重の内訳をみると、1500～1999g（低出生体重児）が最も多く、次いで1000～1499g（極低出生体重児）、～999g（超低出生体重児）の順に多い。医療技術の進歩に伴い、かつては救命が困難とされていた早産児が生存できるようになったことで、退院後、酸素投与や人工呼吸器などの在宅医療へ移行するケースが増えることが予想されるため、より一層医療機関と連携した支援を行うことが重要となる。

権限移譲されて1年目の新規事業であるが、現在申請手続きや事業事務に関するマニュアルを整備

しつつある。また、併せて低出生体重児の支援体制を整備すべく「低出生体重児支援マニュアル」を作成し、保健師へ周知を図る予定である。前述のように、今後は在宅医療を要すケースの増加が予想されるため、今後も個々のケースを通して得た情報などをマニュアルに追加し、母子ともに安心して退院後の生活を迎えられるよう、支援体制の整備・充実に努めていきたい。

また、全国的に低出生体重児が近年増加傾向であるが、増加した要因として若い女性のやせ、喫煙、不妊治療の増加等による複産の増加、妊婦の高齢化、妊娠中の体重管理、医療技術の進歩などが指摘されている。市においても、低出生体重児の推移と妊婦の生活状況や健康状態等の関係を注視していく必要がある。



## 16. 母子保健事業未受診者勧奨事業

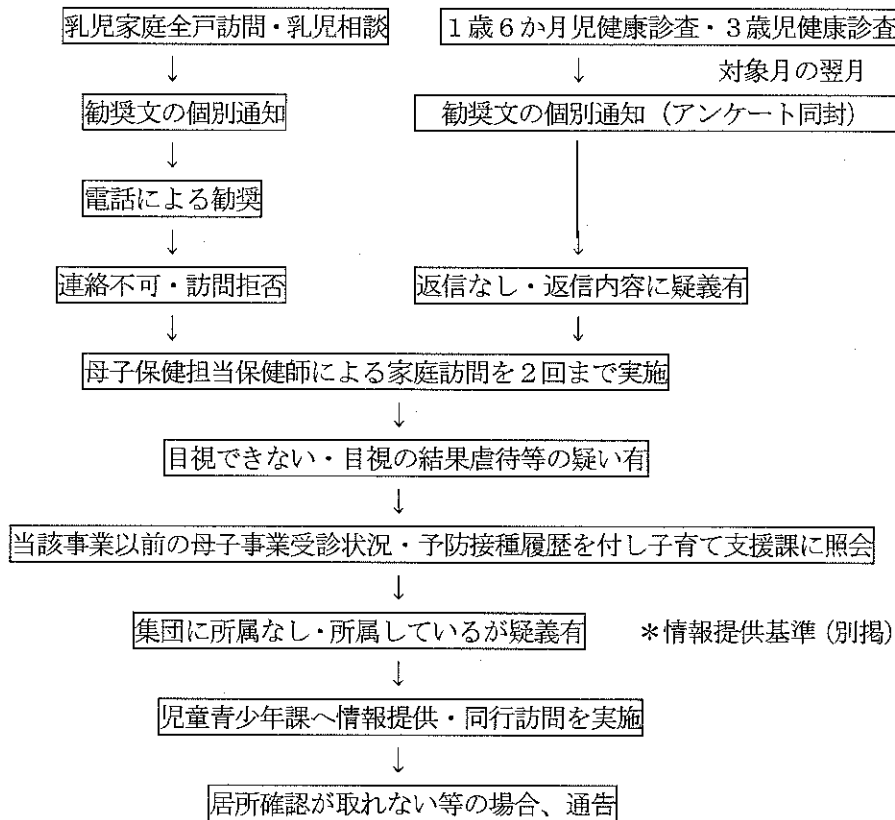
根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第12条、第13条 児童虐待の防止に関する法律	
健康さくら21（第2次） 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに自信が持てない保護者の割合</li> <li>子どもを虐待していると思う保護者の割合</li> <li>子どもをかわいいと思える保護者の割合</li> </ul>	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 9.6% → 0% 97.4% → 100%

### 《目的》

母子保健法第10条及、第11条、第12条、第13条に基づき、妊婦産婦・乳幼児に対し、保健指導、健康診査、家庭訪問を行う。必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行う。これにより、状況の悪化を防止する。

### 《内容》

#### 事業の流れ



### 《実績》

#### ① 実施状況

	平成24年度				平成25年度				
	受診率 (前年比)	勧奨数	保健師 訪問数	通告 数	受診率 (前年比)	勧奨数	保健師 訪問数	同行 訪問	通告 数
全戸訪問	92.7 (0.3↑)	204	4	0	87.4 (5.3↓)	279	28	1	4
乳児相談	84.3 (0.5↑)	124	15	2	88.0 (3.7↑)	242	17	2	2
1歳6か月児	92.9 (1.4↑)	106	12	1	93.1 (0.2↑)	234	18	3	5
3歳児健診	86.8 (5.8↑)	162	13	0	84.9 (1.9↓)	434	27	1	6

\*平成24年度11月に開始したことから、24年度は11月から3月に実施した5か月間の実績である。  
25年度からは、児童青少年課との同行訪問を実施した結果をもって、通告する流れに変更すると共に、情報基準を作成し運用を始めた。経過をみて随時修正していく。

① - 2. 事業別、未来所理由について

未来所理由	全戸訪問	乳児相談	1歳6か月健診	3歳児健診
今後訪問・受診予定	176	77	107	214
佐倉市で訪問・受診済	25	49	48	64
他機関で受診済	0	18	15	39
必要なし	4	8	3	0
拒否・受診できない	6	14	14	46
入院	1	3	0	0
未把握・期限内に連絡つかず	42	34	25	49
死亡・転出	8	0	3	0
長期里帰り	2	0	0	0
支援ケース	14	30	13	17
その他	1	9	6	5
合計	279	242	234	434

① - 3. 未来所理由で、未把握・期限内に連絡がつかず、把握ができない乳幼児に対する把握状況について

	未把握・期限内に連絡つかず (①+②+③+④)							情報提供基準に基づき 児童青少年課へ通告した 件数 (注2)			
	把握						未把握	同行訪問数			訪問 以外での 把握 (注4)
	保健師訪問結果 (①+②)					訪問以 外での 把握。 電話確 認で把 握した 数。③	3月末 で、未 把握で あった 数。④				
	①	要支援数		把 握 し 支 援 な し。 ②	①+②			③	④	4	1
全戸訪問		42	28			14	7				
乳児相談	34	17	9	5	8	17	0	2	2	0	0
1歳6か月児	25	17	13	8	4	0	8	5	3	0	2
3歳児健診	49	27	21	11	6	4	18	6	1	1	4
合計	150	89	57	31	32	33	28	17	7	1	9

- (注1) 子育て支援課に、母子保健事業利用状況、予防接種実施状況を付して、集団所属有無を確認。
- (注2) 母子保健事業が未利用・未受診。予防接種未接種、集団所属把握の結果により所属無の者を情報提供基準に基づき、児童青少年課へ通告。よって④=情報提供基準に基づき児童青少年課へ通告した件数とはならない。
- (注3) 平成26年3月末時点に於いて、同行訪問の結果、目視できず継続支援が必要となった者。
- (注4) 母子保健事業来所把握、保育園や託児所入所把握、転出確認により把握。

《考 察》

母子保健未受診者勧奨事業は、保健師2名による家庭訪問の実施（目視確認）と、情報提供基準に基づく他課（子育て支援課、児童青少年課）との連携により、状況に応じた必要な支援につなげることができたものとする。その一方で、事業を実施する度に増えていく未受診者対応に保健師が追われることがないよう、事務の流れを見直し、効果・効率的な運用と支援の強化が図れるよう、努めていきたい。

情報提供基準

要件	1. 母子保健事業	2. 予防接種	3. 集団所属	健康増進課判定
スクリーニングの視点	①新生児、こんにちは赤ちゃん事業、②4乳児相談③乳児健診（9月から11月）④1歳6か月児健診⑤3歳児健診⑥ライフステージにおいて共通する虐待家庭の背景視点（※）	予防接種一覧表から接種状況を確認し未接種状況を確認。	①有無、②所属先（市内外）③入園状況	県提出の母子保健事業報告に基づき、幼児健診の未受診勧奨把握に於いては、予防接種のため医療機関へ受診している者は、目視把握されているとみなし把握済処理していることから、医療機関目視を通告対象外とした。
所属	健康増進課	健康増進課	子育て支援課	
パターン1	○	○	○	医療機関で目視されているので通告対象外。ただし、（※）を踏まえ判定するものとする。
パターン2	○	×	○	通告対象
パターン3	○	○	×	医療機関で目視されているので通告対象外。ただし、（※）を踏まえ判定するものとする。
パターン4	○	×	×	通告対象
パターン5	×	○	○	医療機関で目視されているので通告対象外。ただし、（※）を踏まえ判定するものとする。
パターン6	×	×	○	通告対象
パターン7	×	○	×	医療機関で目視されているので通告対象外。ただし、（※）を踏まえ判定するものとする。
パターン8	×	×	×	通告対象

ライフステージにおいて共通する虐待家庭の背景視点

（県マニュアルから抜粋）

該当するものに☑をつける。

<input checked="" type="checkbox"/>	背景項目
<input type="checkbox"/>	未婚、内縁等の婚姻形態が不安定な状況
<input type="checkbox"/>	不安定な家庭形態（母子、父子、子どものみ等）
<input type="checkbox"/>	家庭内不和（DV/虐待）
<input type="checkbox"/>	劣悪な居住環境（室内環境、立地条件等）
<input type="checkbox"/>	転居を繰り返す
<input type="checkbox"/>	経済的に不安定な状況
<input type="checkbox"/>	地域社会からの孤立
<input type="checkbox"/>	親の養育能力が低い
<input type="checkbox"/>	親の精神状態、性格上の問題（精神疾患の治療歴、社会不適応、アルコール依存症、偏った育児方針、非常に潔癖である等）
<input type="checkbox"/>	支援の受け入れ拒否（身内、行政、民間サービス）
<input type="checkbox"/> （※）	兄弟姉妹の育児状況
<input type="checkbox"/> （※）	その他（ ）

（※）佐倉市独自項目



### Ⅲ 思春期保健



## 1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21(第2次)目標値	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合 79.9% → 100%
	・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合 83.9~ 98.7% → 100%
	・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 65.0% → 増加 女子 82.2% → 増加
	・性感染症を正確に知っている高校生の割合 13.8~ 96.8% → 増加
	・性についてオープンに話せる家庭の割合 32.9% → 増加
	・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者34.7% → 増加 小学生保護者44.2% → 増加
	(市の現状) → (目標)

### 《目的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代への悪影響も及ぼしかねないものである。

正しい性に関する知識の普及とエイズ予防等の性感染症予防に努めると共に、10代の望まない妊娠の回避や人工妊娠中絶率の上昇を防ぐことにより青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通じて問題の理解と情報の提供をする。

### 《内容》

1. 保健授業の協働実施
2. 養護教諭との定期連絡会への参加 (H24年度7回/年・H25年度5回/年)
3. 健康教育教材の貸与、健康教育

### 《実績》

1. 保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭と保健師と一緒に思春期保健に取り組む保健授業の協働実施について

実施年度	対象学年	題材	実施人数	合計(人) / 実施
平成24年度	小学2年生	おへそのひみつ	170	224 / 3校
	小学4年生	生命誕生	54	
平成25年度	小学2年生	おへそのひみつ	238	353 / 5校
	小学4年生	生命誕生	60	
	小学6年生	心の健康(大脳の働き)	55	

2. 健康教育教材の貸与、健康教育

- (1) 沐浴人形の貸与

市内小学1校、中学6校、高校1校、の計8箇所延べ12回貸与。

- (2) 妊婦ジャケットの貸与

市内中学4校、高校1校、短期大学1校の計6箇所延べ9回貸与。

## 《考 察》

- ①授業参観の場に於いて養護教諭、クラス担任と一緒に授業を実施したことで、『大切に育てられた』と実感する子どもと、『大変ではあったが愛情を注いで育ててきてよかった』と実感する親とのやり取りを通して、親子関係の深まりと、お互いの自己肯定感を育むきっかけとなっていると考える。
- ②保健授業後に実施した児童のアンケートの記述から『マタニティマークをもっている人がいたら席を譲る』、『マタニティマークの人を見たら親切にする』、『自分が大人になったら奥さんを手伝いたいと思う』等、自分以外の他者を思いやる気持ちが芽生えた記述が多く見られた。  
さらに、赤ちゃんの育ち方やいろいろなことをもっと知りたい等、父性・母性の育成に繋がる記述も見受けられた。
- ③教材として沐浴人形やマタニティジャケットを活用することで、体重や身長、抱っこした感触がよりリアルなものになり、児童にとって身近に感じとれたのではないかと考える。
- ⑤養護教諭と顔見知りになることができることから、児童虐待等のハイリスク母子の早期発見、地区で支援して行く際の協力者としてネットワークを形成していく基盤づくりとしても有効であると考える。



## IV 感染症予防



# 1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

## 《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることを目的とする。

## ①感染症予防の普及啓発概要

### 個別通知

#### ○定例 25 回

- ・「出生者・7歳半までの転入者・日本脳炎2期対象者・2種混合2期対象者」への予診票、案内文の送付（毎月）
- ・3歳児幼児歯科健診のお知らせ封筒に日本脳炎の案内文を同封（毎月）
- ・高齢者インフルエンザの予診票、案内文の送付（9月末）

#### ○未接種勧奨 41 回

- ・18歳の日本脳炎経過措置対象に勧奨はがき送付（10月）
- ・2種混合未接種者へ勧奨はがき送付（8月）
- ・MR2期末接種者全員に電話（1～2月）、MR2期末接種者へ勧奨はがき送付（2月末）、電話で不在だった方へもはがき送付（2月末）
- ・乳児相談、1歳6か月健診や3歳児健診の保健師相談で未接種者へ勧奨（毎月）
- ・母子保健事業個別案内送付の際に予防接種に関するリーフレットを同封・乳児相談未来所勧奨文にBCG接種についても記載し接種勧奨を実施

### 広報紙・ホームページ他

- ・地区回覧：6月に風しん予防接種一部助成について
- ・こうほう佐倉：17回（定期接種・風しん予防接種一部助成・インフルエンザ・高齢者肺炎球菌接種費用助成・小児肺炎球菌予防接種・麻しん風しん混合についてお知らせ）
- ・ホームページ：広報に合わせて随時更新（インフルエンザ予防や感染性胃腸炎についても掲載）

### その他

- ・養護教諭研修会で予防接種について説明（9月）
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（1回）
- ・就学時健診における予防接種説明

平成25年10月8日から11月27日の間のうち、15日間、23小学校、1484名に対し実施。

## 2. 予防接種

根拠法令等	予防接種法第3条
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCGを1歳までに受ける人の増加 98.4%→100%</li> <li>・ 麻しん予防接種を受ける人の増加 1期 95.0%→100%</li> <li style="padding-left: 100px;">2期 89.7%→100%</li> </ul>

※平成25年4月予防接種法改正内容概要

- ①一類疾病をA類疾病とし、対象疾患にH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加。二類疾病をB類疾病とした。
- ②結核の定期接種対象者を「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大した。
- ③長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期接種の接種機会を逸した者に定期接種の機会を確保した。
- ④副反応報告が義務付けられ予防接種後に発症した症状について、診断した医師等は厚生労働省への報告が義務付けられた。

### 《目的》

予防接種は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

#### (1) 定期予防接種（予防接種法に基づく予防接種）

- ・ A類疾病：発生及びまん延を予防することを目的として予防接種を行う疾病。  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）、ヒトパピローマ感染症
- ・ B類疾病：個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防を目的として予防接種を行う疾病。  
インフルエンザ
- ・ 予防接種健康被害救済制度

予防接種健康被害救済制度は、予防接種が感染症に対する社会防衛上の重要な予防的措置であるが、関係者がいかに注意を払っても極めて希ではあるが不可避免的に健康被害が起り得るという医学上の特殊性があることに鑑み、これにより健康被害を受けた者に対する特別な配慮が必要であることから設けられた。

- ア. 医療費及び医療手当（通常起り得る程度の軽度の副反応については該当しない。入院を要するような症状であれば該当すると考えられる。）
- イ. 障害児養育年金、必要な場合は介護手当
- ウ. 障害年金、必要な場合は介護手当
- エ. 死亡一時金
- オ. 葬祭料

※ 認定は厚生労働大臣がその諮問機関である疾病障害認定審査会の意見を聴いて行う。

※平成23年度に「BCG接種後の結核性骨髄炎」の給付請求をした1件について平成24年3月厚生労働省より「BCG予防接種と疾病との因果関係について、肯定する明確な根拠があることから、認定する」との通知があり、現在医療費及び医療手当の給付を実施している。平成24年度以降は申請はなし。

## 《各予防接種の状況と課題》

### ① ヒブ

インフルエンザ菌、特にb菌莢膜を有する菌（ヒブ）は乳幼児の化膿性髄膜炎、敗血症、喉頭蓋炎などの重篤な前進感染症の原因となっている。ヒブによる髄膜炎は5歳未満人口10万対7.1～8.3とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推測されている。生後4か月～1歳までの乳児が過半数を占めている。

ヒブワクチンは既に世界100か国以上で接種が行われており、欧米ではワクチン導入後、ヒブ重症感染症は劇的に減少した。WHOではこの成績から乳幼児への定期接種を強く勧告している。我が国では平成20年12月に発売開始され、平成22年11月に開始された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

### ② 小児用肺炎球菌

肺炎球菌は、乳幼児の上気道に感染後、ときに化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症や中耳炎、副鼻腔炎など気道感染症を起こす。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は5歳未満人口10万対2.6～2.9とされ、年間150人前後が発症していると推定されている。死亡率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅滞など）はヒブによる髄膜炎より高く、約21%が予後不良とされている。

90種類以上ある肺炎球菌血清型のうち重症感染症から分離される頻度の高い7つの血清型に対する抗体誘導を目的に開発されたワクチンである。平成12年にアメリカで接種が開始され、現在では世界100か国以上の国々で使用されており、WHOでは、各国に向けて全員に接種されるべきワクチンと勧告している。

平成22年2月から国内では任意接種として接種が可能となったが、同年11月に開始された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われた。平成25年4月には定期接種として位置づけられた。

### ③ BCG

結核高度まん延状態であった時代から結核が激減し、ツベルクリン反応検査による結核感染者の発見率が低下したことを背景に、平成15年4月から小学校1年生・中学校1年生に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種は廃止され、定期のBCG接種は4歳未満の1回となった。

その後、重症結核予防のため乳児期早期に接種するよう方針転換され、平成16年6月23日に結核予防法の一部改正等がなされ平成17年4月からBCG予防接種は、生後6月未満に行われることになり、接種方法もツベルクリン反応検査をせずにBCG直接接種に変更された。

さらに平成19年4月には結核予防法が廃止され、BCGの定期予防接種は予防接種法の下で行われることとなった。

結核は結核菌の飛沫感染によって感染し、わが国では今でも毎年2万人を超える人が発病しているが、罹患率の増加から、99年には「緊急事態宣言」が出されている。近年再び減少傾向が見られるが、高齢者の発病が増えている。

先進国の結核罹患率は1桁のところが多く、制圧に近づいているが、日本は其中では依然として結核中蔓延国であり、我が国の平成23年の罹患率(18.2)は、カナダ(3.9)の4.7倍、米国(3.6)の5.1倍、スウェーデン(6.1)の3倍とされている。(結核研究所HP平成23年(2011)年結核の統計より)

平成25年4月には、近年の乳児期に行う予防接種の種類・回数が増加などから、BCGは1歳未満に接種時期が引き上げ、標準的な接種月齢も5~8か月に引き上げられた。

#### ④ 麻しん・風しん

麻しんは感染力が極めて強く、罹患すると、時に脳炎、肺炎、中耳炎等を合併し命を脅かすことがある。

麻しんは、ワクチン接種により93~97%予防でき、その有効性は高いとされているが、被接種の数は1回の接種では免疫を獲得できない場合がある。また、1回の接種で免疫を獲得した者でも、予防接種の効果は接種後の時間経過とともに低下するために、自然感染とは異なり接種数年後に免疫は低下するといわれている。幼児の間で高い接種率が達成されても、免疫のない者又は免疫の低下した者の数が年々蓄積され、数年おきに定期的な流行がおこることが確認されている。

風しんは乳幼児が罹患しても通常は軽症であるが、妊娠初期の女性が感染すると胎盤を通じて胎児に感染し、胎児に先天性の障害が生じる(先天性風しん症候群)。この先天性風しん症候群の発生を予防することが重要である。平成24年は、2,392例の報告があり、過去5年間(平成20年~平成24年)では最も多い報告数となった。首都圏や近畿地方での報告が多く、患者の7割以上は男性で、うち20代から40代が8割を占めた。流行はしばらく続くと考えられており今後も流行状況の把握及び対策が必要と考えられる。

平成18年4月から麻しん風しん混合(MR)ワクチンによる2回接種が導入され、接種を受ける方の利便性や経済的、肉体的負担の軽減及び病気に対する抵抗力(免疫)を長期間持続させることを目的に、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの2回接種が基本となった。WHOによる麻しん排除(elimination)計画に合わせ、我が国も「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)を出した。

また、これまでに1回しか接種を受けていない年長層にも2回目接種を行うために、平成20年度から平成24年度までの5年間に中学1年生と高校3年生相当年齢の者に第3期、第4期の定期接種を行った。平成25年度以降は1期、2期の実施となった。

また、平成25年度は大人の風しん流行に伴い、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しんワクチンの費用助成を行った。(平成25年度のみ)

#### ⑤ 四種混合・三種混合・二種混合

平成24年11月からはジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの4種混合(DPT-IPV)が定期接種として位置づけられた。

## ジフテリア

ジフテリア予防接種は、三種混合ワクチンとして昭和 56 年 (1981 年) に導入され、その後日本のジフテリア患者の発生及び死亡者数は急速に減少し、平成 11 年の報告を最後に国内での患者報告は認められていない。これには生活環境の改善や抗生物質の影響もあるが、予防接種の効果が第一にあげられる。

しかし、ジフテリアは感染しても 10% 程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ずに保菌者となり感染源となることがある。また、平成 6 年 (1994 年) のロシア等の流行を考えると、海外から持ち込まれる危険性もあることから、今後もなお一定レベルの免疫の維持が必要である。

## 百日せき

昭和 31 年 (1956 年) から百日せきの予防接種がはじまって以来患者数は減っていたものの、近年大人の百日せきが増加傾向にあり、乳幼児への感染源となる危険性がある。乳幼児が罹患すると重篤となり肺炎や脳症を併発することもあるため、乳幼児期に免疫を付与することが重要である。

## 破傷風

昭和 43 年 (1968 年) から一般に広く乳幼児期に予防接種が行われるようになった。破傷風は致死率の高い疾患であり、日本中どこでも土中に菌がいるので、常に感染する機会がある。主に転倒などの事故や、土いじりによる受傷部位からの感染報告が多いが、歯槽膿漏患者の病変部位からの感染や、糖尿病患者のインスリンの自己注射や採血による感染も報告されている。破傷風は不顕性感染によって免疫を得ることはなく、国内でも高齢者を中心に年間 100 人前後の患者発生があり、免疫を得るためには予防接種以外に方法はないため広く接種することが望まれる。

## ポリオ

日本では、戦後まもなくからポリオの流行があったが、昭和 35 年 (1960 年) に患者が急増したことを受けて昭和 36 年 (1961 年) に経口生ポリオワクチンが導入され、患者数は急速に激減し、昭和 45 年以降から一桁となった。日本では、平成 6 年 (1994 年) 以降ポリオの野生株ウイルスは根絶されているが、世界でポリオが根絶されるまでは、予防接種の継続は不可欠である。

日本と同じように野生のポリオウイルスによるポリオの発症がない世界の国々では、経口生ワクチンにワクチン関連麻痺 (VAPP) を回避するため、1990 年代後半から経口生ワクチンを不活化ワクチンに切り替えてきた。そのような状況をうけ、わが国においても平成 24 年 9 月に定期予防接種としてのポリオワクチンを経口生ポリオワクチンから不活化ワクチン (IPV) に変更した。

## ⑥ 日本脳炎

戦前戦後を通じて日本脳炎の患者発生数は多く、致死率が著しく高いことからその対策が行われ、昭和 29 年以来予防接種が実施されてきた。

近年の日本脳炎患者発生数は年間 10 人以下で、地域別にみると中部以西で発生しており、千葉県では平成 2 年に 1 例の報告以来、患者報告はない。しかし、近年殺虫剤に抵抗性をもった日本脳炎の媒介蚊 (コガタアカイエカ) の出現や患者発生のない地域にもウイルスを保有するブタが確認されているなど、依然として全国各地で患者発生の可能性は否定できない。また、東南アジア等でも流行がみられており、予防接種により免疫を保持しておく必要がある。なお、日本脳炎ウイルスは人から人に感染することはないので、予防接種は個人防衛が目的となる。

平成 17 年 5 月 30 日付けで厚生労働省から日本脳炎ワクチンの接種と急性散在性脳脊髄炎（ADEM）との因果関係を否定できないとの判断から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えについて勧告があった。差し控えの影響を受けた者に対する経過措置について、5 月 20 日予防接種法の関係法令の改正があり、対象者の範囲が拡大された。

⑦ インフルエンザ

平成 13 年 11 月に予防接種法が改正され、高齢者インフルエンザが定期予防接種に追加された。これは、インフルエンザによる高齢者の肺炎併発や死亡が社会問題化していることや、わが国でも高齢者に対するインフルエンザワクチンの有効性が確認されたことによる。

また、予防接種の対象疾病が類型化され、インフルエンザは個人予防の積み重ねが社会全体の疾病予防につながる二類疾病として位置付けられた。二類疾病は個人予防が目的のため、予防接種を受ける義務は課せられておらず、対象者本人が接種を希望する場合にのみ接種を行うことができる。

⑧ 子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）

子宮頸がんは日本では年間 9,000 人が発症し約 2,700 人が死亡している疾患であり、女性特有のがんの中では第 2 位の罹患率となっている。また、近年では 20～30 代で急増しているのが特徴である。子宮頸がんはヒトパピローマウイルス（HPV）が持続感染することにより発症すると考えられている。ワクチンで感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見することが必要である。

子宮頸がんの検査や治療などにかかる身体的、心理的及び経済的な負担は甚大であることから最も効果的な一次予防であるワクチン接種への関心が高まり、欧米をはじめとする多くの国々では HPV ワクチンが使用されてきた。日本においても、平成 21 年 12 月から、国内外で子宮頸がん患者から最も多く検出される HPV16 型及び 18 型のウイルス粒子を含む 2 価ワクチン（サーバリックス）が発売され、平成 23 年 8 月には尖圭コンジローマなどの原因ともなる 6 型、11 型も加えられた 4 価ワクチン（ガーダシル）が発売された。

平成 22 年 11 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

《接種率の算定基準》

対象者数について、平成 15 年度までは地域保健・老人保健事業報告の算定基準を用いているが、平成 17 年度より厚生労働省の算定基準を用いているため、接種率が 100%を超えることがある。



## (1) ヒブ予防接種

### 《目的》

インフルエンザb菌による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン0.5mlを4～8週間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後概ね1年後に0.5mlを1回皮下注射

※平成23年4月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

#### ②実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内34医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

#### ③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

### 《実績》

#### 平成25年度実施結果

	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)
1回目	1,132	1,282	113.3
2回目	1,132	1,187	104.9
3回目	1,132	1,221	107.9
4回目	1,132	1,425	125.9
合計	4,528	5,115	113.0

※対象者の算出方法:定期接種化と共に算出方法が示されたため前年度の算出方法とは異なる。(前年度は対象年齢ごとの数を計上。今年度は各回とも平成24年9月末0歳人口を計上)

#### 年度別接種率の推移

年度	実施者数(実)	実施者数(延)
23年度	3,347	5,293
24年度	1,670	4,953
25年度	2,821	5,115

#### 《考 察》

中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症などの重篤な感染症を起こす乳幼児の重篤な病原細菌である。

わが国では、平成20年12月に接種できるようになった。

WHOは昭和63年乳幼児への定期接種を強く勧告し、世界110カ国以上で導入され、その効果は高く評価されている。生後2か月の月齢から開始できる予防接種であり、生後6か月までに3回接種を終了することが望ましいと言われている。

平成25年度には定期接種に位置づけられたため、今後とも接種勧奨と情報提供に努めていきたい。

## (2) 小児用肺炎球菌予防接種

### 《目的》

肺炎球菌（血清型 4、6B、9V、14、18C、19F 及び 23F）による侵襲性感染症の予防

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔で 3 回皮下注射
追加		初回接種後 60 日以上の間隔でワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 11 月より使用されるワクチンが 7 価ワクチンから 13 価ワクチン（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

#### ②実施時期及び実施場所

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

市内 33 医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

#### ③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

その他 13 価ワクチンへの変更に伴い、対象者へはがきの送付、協力医療機関へポスター掲示等を実施した。

### 《実績》

#### 平成 25 年度実施結果

	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	1, 132	1, 309	115. 6
2 回目	1, 132	1, 226	108. 3
3 回目	1, 132	1, 188	104. 9
4 回目	1, 132	1, 137	100. 4
合計	4, 528	4, 860	107. 3

※対象者の算出方法：定期接種化と共に算出方法が示されたため前年度の算出方法とは異なる。（前年度は対象年齢ごとの数を計上。今年度は各回とも平成 24 年 9 月末 0 歳人口を計上）

#### 年度別接種率の推移

年度	実施者数(実)	実施者数(延)
23年度	3,740	7,591
24年度	1,719	5,215
25年度	2,497	4,860

#### 《考 察》

肺炎球菌は、細菌による子供の感染症の2大原因の一つである。この菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こすため、死亡率や後遺症例はヒブによる髄膜炎より高く、約21%が予後不良といわれている。

WHOは平成19年各国に向けて全員に接種されるべきワクチンと勧告している。わが国では、平成22年2月に接種できるようになった。また、平成25年度には定期接種に位置づけられたため、今後も、早期に接種を開始できるよう情報提供や勧奨に努めていきたい。

### (3) BCG予防接種

#### 《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防を目的とする。また、併せて結核のまん延を予防することを目的とする。

#### 《内容》

##### ①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
生後1歳未満	乾燥BCGワクチンを1滴滴下し管針で経皮接種

\*佐倉市では、佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる3か月からを原則の接種期間としている。

##### ②実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内32医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託  
(実施日時については、各医療機関が定める)

##### ③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

母子事業(4か月乳児相談)で接種勧奨。

乳児相談での接種勧奨と乳児相談未来所者勧奨に合わせて接種勧奨文を送付。

#### 《実績》

平成25年度実施結果

区分	1歳未満			長期療養	合 計	
	対象者数 (人)	BCG実施者数 (人)	接種率	BCG実施者数 (人)	BCG実施者数 (人)	接種率
BCG	1,132	1,010	89.2%	1	1,011	89.3%

年度別実施状況

年度	区分	B C G	
		実施者数(人)	接種率(%)
21年度		1,219	108.7
22年度		1,187	102.3
23年度		1,137	95.6
24年度		1,136	95.7
25年度		1,011	89.3

#### 〔コッホ現象〕

結核既感染者にBCG接種をした場合に、接種後1～10日以内に接種局所に発赤・腫脹・さらには針痕部位に化膿が生じることをコッホ現象という。(通常BCG接種後10日頃から個々の針痕部位に小さな発赤や膨隆が生じ、1か月頃最も強くやがて個々の針痕部位には痂皮が生じ、3か月頃までには落屑して小さな癬痕を残すのみとなる。)

結核既感染者にBCG接種をしたことで、結核の発病を促進したり、病状を増悪することはない。コッホ現象と思われる反応がみられた場合は、接種を受けた医療機関に受診し、医療機関がコッホ現象と判断した場合は、「コッホ現象事例報告書」を市へ提出し、結核菌の自然感染を受けている可能性があるため、精密検査を受けるように説明する。

#### 《考 察》

BCG予防接種は、対象年齢が1歳未満と短いこと、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種の接種開始年齢とも重なり接種スケジュールが混み合うことも考えられ、接種率低下を防ぐための勧奨が必要と考えられる。

BCG接種は、乳幼児期の重症結核を防ぐのに有効であるとされている。現在、結核は治療可能な疾患であるが、乳幼児がかかると重症化しやすいため乳幼児期の早期にBCG接種を受けることが求められる。そのため接種率を上げるために、乳児相談での接種勧奨と乳児相談未来所者勧奨に合わせて接種勧奨文を送付するなど、今後も効率的に接種勧奨ができるよう工夫し、接種勧奨に努めていきたい。

## (4) 不活化ポリオ

### 《目的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延を予防することを目的とする。

### 《内容》

#### ① 象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	不活化ポリオワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
第1期 (追加)	初回終了後12～18か月後 (標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満	不活化ポリオワクチンを第1期初回完了後12～18か月の間に0.5mlを1回皮下注射

※予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第110号）により、平成24年9月から急性灰白髄炎の定期の予防接種において不活化ポリオワクチンが導入され、経口生ポリオワクチンは廃止された。

#### ②実施場所及び実施回数

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内36医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

#### ③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

### 《実績》

#### 平成25年度実施結果

回数	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)	
第1期	1回	1,159	320	27.6
	2回	1,159	609	52.5
	3回	1,159	835	72.0
	追加	1,159	736	63.5
合計	4,636	2,500	53.9	

#### 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
24年度	4,816	79.4
25年度	2,500	53.9

### 《考 察》

接種率が平成24年度79.4%から平成25年度は53.9%と前年度比-25.5%と低下した。平成25年度に4種混合ワクチンが導入されたことにより、新規接種者の多くの方が4種混合に移行しており、接種率の低い状態になっている。

## (5) 麻しん(はしか)・風しん

### 《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延を予防することを目的とする。

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第1期	生後12か月～24か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR) 0.5mlを1回皮下注射
第2期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間	<単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン0.5mlを1回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン0.5mlを1回皮下注射

#### ②実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内51医療機関(麻しん、風しんの単抗原については、それぞれ市内49医療機関)・千葉県内定期  
予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

#### ③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

※第3期(中学1年生)・第4期(高校3年生)の麻しん風しん混合予防接種は平成24年度(～平成25年3月31日)で終了した。



《実績》

平成25年度麻疹風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻疹風しん	第1期	1,241	1,177	94.8
	第2期	1,458	1,395	95.7
	長期療養		2	
	合計	2,699	2,574	95.4
麻疹	第1期	1,241	0	—
	第2期	1,458	0	—
	長期療養		0	
	合計	2,699	0	—
風しん	第1期	1,241	0	—
	第2期	1,458	0	—
	長期療養		0	
	合計	2,699	0	—
麻疹合計	第1期	1,241	1,177	94.8
	第2期	1,458	1,395	95.7
	長期療養		2	
	合計	2,699	2,574	95.4
風しん合計	第1期	1,241	1,177	94.8
	第2期	1,458	1,395	95.7
	長期療養		2	
	合計	2,699	2,574	95.4

年度別麻疹接種率の推移 (麻疹風しん実施者+麻疹実施者)

年度	期別	実施者数 (人)	接種率 (%)
21年度	第1期	1,179	89.5
	第2期	1,371	93.5
	第3期	1,411	90.3
	第4期	1,262	72.0
22年度	第1期	1,265	97.2
	第2期	1,390	92.1
	第3期	1,423	88.8
	第4期	1,328	78.6
23年度	第1期	1,167	95.0
	第2期	1,247	89.7
	第3期	1,337	83.6
	第4期	1,433	85.3
24年度	第1期	1,228	97.9
	第2期	1,329	95.7
	第3期	1,379	90.4
	第4期	1,207	74.9
25年度	第1期	1,177	94.8
	第2期	1,395	95.7
	長期療養	2	

年度別風しん接種率の推移（麻しん風しん実施者＋風しん実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（％）
21年度	第1期	1,179	89.5
	第2期	1,372	93.5
	第3期	1,411	90.3
	第4期	1,269	72.4
22年度	第1期	1,265	97.2
	第2期	1,390	92.1
	第3期	1,425	89.0
	第4期	1,335	79.1
23年度	第1期	1,167	95.0
	第2期	1,247	89.7
	第3期	1,339	83.7
	第4期	1,433	85.3
24年度	第1期	1,228	97.9
	第2期	1,329	95.7
	第3期	1,380	90.4
	第4期	1,211	75.1
25年度	第1期	1,177	94.8
	第2期	1,395	95.7
	長期療養	2	

《考 察》

予診票を個別郵送し周知に努め、期間中はポスター掲示や未接種者に対してはがきや電話連絡等による勧奨を実施した。25年度の麻しん風しん接種率（合計）をみると第1期、第2期ともに95%前後で推移している。今後も麻しん、風しんの発生及びまん延を予防するため予防接種の周知に努め、接種率向上を目指していきたい。

- (6) 四種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ) DPT-IPV  
 三種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風) DPT  
 二種混合 (ジフテリア、破傷風) DT

#### 四種混合DPT-IPV

※四種混合予防接種は平成24年11月1日より導入。

##### 《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延を予防することを目的とする。

##### 《内容》

#### ① 象及び実施方法

種別	対象		実施方法
四種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20～56日の間隔において0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)	初回終了後12～18か月後 (標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満	沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1回皮下注射

※予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第137号)により、平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

※四種混合ワクチンは、三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)ワクチンに不活化ポリオワクチンを追加したもの。原則として同一ワクチンを必要回数接種すること。

※第1期初回の20～56日の間隔を過ぎてしまった場合であっても、公費負担申請書に記入をし、定期の対象年齢内で接種を行う場合は、公費負担による予防接種として取り扱う

#### ②実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内39医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

#### ③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 25 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)	
四種混合	第 1 期	1 回	1,159	1,163	100.3
		2 回	1,159	1,133	97.8
		3 回	1,159	1,113	96.0
		追加	1,159	67	5.8
	合計	4,636	3,476	75.0	

年度別接種率の推移

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
24 年度	4,816	14.7
25 年度	3,476	75.0

三種混合 DPT (二種混合 DT) 第 1 期

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

種別	対象	実施方法
三種混合	第 1 期 (初回) 生後 3 か月～90 か月未満	沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンを 20～56 日の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加) 初回終了後 12～18 か月後 (標準的な接種期間) 生後 3 か月～90 か月未満	沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンを第 1 期初回完了後 12～18 か月の間に 0.5ml を 1 回皮下注射
二種混合	第 1 期 (初回) 生後 3 か月～90 か月未満	百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを 0.5ml ずつ 2 回皮下注射
	第 1 期 (追加) 初回終了後 12～18 か月後 (標準的な接種期間) 生後 3 か月～90 か月未満	百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを第 1 期初回完了後 12～18 か月の間に 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 22 年 6 月 1 日から、第 1 期初回の 20～56 日の間隔を過ぎてしまった場合であっても、公費負担申請書に記入をし、定期の対象年齢内で接種を行う場合は、公費負担による予防接種として取り扱うこととした。

②実施時期及び実施場所

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

市内 50 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 25 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)	
三種混合	第 1 期	1 回	1, 159	37	3. 2
		2 回	1, 159	68	5. 9
		3 回	1, 159	112	9. 7
		追加	1, 159	1, 239	106. 9
	合計	4, 636	1, 456	31. 4	
二種混合	1 回	1, 159	0	—	
	2 回	1, 159	0	—	
	3 回	1, 159	0	—	
	追加	1, 159	0	—	
	合計	4, 636	0	—	

年度別接種率の推移 (三種混合 1 期合計)

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
21 年度	5, 119	103. 4
22 年度	5, 110	106. 9
23 年度	5, 221	108. 9
24 年度	4, 417	91. 7
25 年度	1, 456	31. 4

《考 察》

導入直後のワクチンの供給不足が解消され、ほとんどの新規接種者が三種混合と不活化ポリオワクチンではなく四種混合を接種しており、接種者数は増加してきている。

ジフテリアは予防接種以外に免疫を獲得する方法がほとんどない状況である。乳児期の百日せき罹患は肺炎や脳症などの重い合併症を起こして重篤になることもある。また、破傷風は自然感染による免疫が成立せず、いつでもどこでも罹患する恐れがある。また、平成 26 年 3 月に三種混合の製造終了の通知があったので、今後の動向を注視し、適切に早期接種が行えるよう周知に努めていきたい。

## 第2期ジフテリア・破傷風

### 《目的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延を予防することを目的とする。

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
11歳～13歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン0.1mlを1回皮下注射

#### ②実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内50医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

#### ③周知方法

11歳の誕生日の翌月に予診票等を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

夏季にはがきによる接種勧奨を実施した。

### 《実績》

平成25年度実施結果

種別	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)
二種混合 第2期	1,492	1,092	73.2

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
21年度	1,047	65.8
22年度	1,281	85.3
23年度	1,292	82.8
24年度	1,227	81.9
25年度	1,092	73.2

### 《考察》

ジフテリアは予防接種以外に免疫を獲得する方法がほとんどない状況である。また、破傷風は自然感染による免疫が成立せず、いつでもどこでも罹患する恐れがあることから、接種率を高めることは重要である。第2期二種混合は、乳幼児期に三種混合または二種混合の第1期予防接種をして得られた免疫が低下してくるため、追加接種として実施している予防接種である。

平成22年度より、夏に未接種者勧奨を行っている。乳幼児期と異なり、保護者の予防接種に対する意識も低下しているため、今後も接種率の向上へ向けた予防接種勧奨を工夫していきたい。

## (7) 日本脳炎

### 《目的》

日本脳炎の発生を予防することを目的とする。

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後6か月～90か月未満	日本脳炎ワクチンを1～4週間隔で0.5mlを2回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第1期 (追加)	初回終了後概ね1年後 生後6か月～90か月未満	初回接種後概ね1年後に0.5mlを1回皮下注射
第2期	9歳～13歳未満	0.5mlを1回皮下注射
特例(経過措置)	平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者)20歳未満	第1期、第2期の未接種分を接種

#### 日本脳炎ワクチンをめぐる経緯

##### \*平成17年5月

- ・マウス脳由来ワクチンによる重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)発生を受け、厚労省が「積極的勧奨の差し控え」を勧告。定期接種が中止。

※平成17年7月29日公布「予防接種法施行令の一部を改正する政令」により日本脳炎第3期予防接種(14歳以上16歳未満の者が対象)は廃止となった。

##### \*平成21年6月

- ・新たな乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(商品名:ジェービックV)が薬事法の承認を受け、定期の第1期に使用可能なワクチンに位置付けられた。

##### \*平成22年3月9日

- ・マウス脳由来ワクチンが有効期限切れとなる。

##### \*平成22年4月

- ・第1期の標準的な接種期間に該当するものに対して「積極的な勧奨」を再開。

##### \*平成22年8月

- ・乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが第2期の予防接種に使用可能なワクチンに。
- ・17～21年度の間第1期の接種機会を逃したものが、政令で定める接種年齢(9歳以上13歳未満)で、不足回数の接種を行っても1期接種として実施することが可能に。

##### \*平成23年4月

- ・平成23年度については、第1期(初回・追加)の標準的な接種期間に該当するもの(3歳・4歳)、小学校3年生、小学校4年生に対して「積極的な勧奨」を再開。

\*平成23年4月11日

- ・化血研から平成23年1月17日に薬事承認された、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(商品名:エンセバック皮下注用)が発売となる。

\*平成23年5月20日

- ・予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第144号)及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第62号)の公布・施行。

[内容]平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者)に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、対象者を4歳以上20歳未満の者としたこと。第1期、第2期の未接種分を定期として接種できるようになる。これまでに定期の期間に接種した者も定期接種として扱う。

\*平成24年2月28日

- ・「日本脳炎の定期の予防接種についての一部改正について」が発出。同年3月27日に、[日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A(平成24年3月改定版)]が情報提供される。

\*平成24年4月

- ・平成24年度については、平成24年度に8歳になる者(平成16年4月2日から平成17年4月1日生)及び9歳になる者(平成15年4月2日から平成16年4月1日生)については1期の初回接種が10歳になる者(平成14年4月2日から平成16年4月1日生)については第1期追加接種が十分に行われていないことから平成24年度は積極的勧奨の対象とする。

\*平成25年4月

- ・平成25年4月から経過措置の対象に平成7年4月1日から平成7年5月30日までの間に生まれた者も追加された。

②実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内42医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託  
(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

第1期 出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

3歳児健診時に日本脳炎について勧奨。

第2期 9歳の誕生日の翌月に予診票を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

特例(経過措置) 18歳に対してはがきによる接種勧奨を実施した。



《実績》

平成25年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)	
第1期	1回目	1,281	1,321	103.1	
	2回目	1,281	1,278	99.8	
	追加	1,432	1,180	82.4	
小計		3,994	3,779	94.6	
第2期		1,533	496	32.4	
小計		5,527	4,275	77.3	
特例	第1期	1回目	2,806	153	5.5
		2回目	2,806	175	6.2
		追加	3,043	468	15.4
	小計		8,655	796	9.2
	第2期		1,648	222	13.5
	小計		10,303	1,018	9.9
合計		15,830	5,293	33.4	

第1期 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
21年度	3,491	87.2
22年度	5,766	137.7
23年度	6,535	155.1
24年度	5,610	47.6
25年度	3,779	94.6

※24年度に特例(日本脳炎経過措置)の対象者数の算定方法が示され、その分の対象者数が増加しているため、接種率が大きく下がっている。

第2期 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
21年度	806	52.2
22年度	443	29.6
23年度	1,026	69.0
24年度	755	50.3
25年度	496	32.4

(特例) 第1期年度別接種率の推移

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
24年度	1,544	20.4
25年度	796	9.2

(特例) 第2期年度別接種率の推移

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
24年度	151	
25年度	222	13.5

※24年度に特例（日本脳炎経過措置）の対象者数の算定方法が示され、勧奨対象年齢が対象数に計上されている。平成24年度は第2期の接種勧奨はなかったため、対象者の算定がされておらず接種率も算出されていない。

《考 察》

平成25年度の新規接種者の接種率は9割を超えて高率となっている。

特例（日本脳炎経過措置）の対象に平成7年4月1日から平成7年5月30日までの間に生まれた者も追加され、周知に努めた。今後も国・県からの情報提供に注目しつつ、接種者への正確な情報提供に努め、円滑に予防接種が実施できるよう対応していきたい。

## (8) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

### 《目的》

（サーバリックス）

子宮頸癌（扁平上皮細胞癌、腺癌）及びその前駆病変（子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）2及び3）の予防

（ガーダシル）

- ・子宮頸がん（扁平上皮細胞がん及び腺がん）及びその前駆病変（子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）1, 2及び3並びに上皮内腺がん（AIS））の予防。
- ・外陰上皮内腫瘍（VIN）1, 2及び3並びに腭上皮内腫瘍（VaIN）1, 2及び3の予防。
- ・尖圭コンジローマの予防

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	中学1年生～ 高校1年生の	子宮頸がん予防ワクチン0.5mlを0・1・6か月の間隔で3回 筋肉注射
ガーダシル	女子	子宮頸がん予防ワクチン0.5mlを0・2・6か月の間隔で3回 筋肉注射

※平成23年4月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年6月14日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとされた。接種を受けていただくことは可能だが、接種を希望する方は、ワクチンの有効性及び安全性等について十分にご理解いただいたうえで、接種を受けていただく。引き続き定期接種として無料で受けることができ、副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

#### ②実施時期及び実施場所

（サーバリックス）

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内41医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

（ガーダシル）

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内40医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

### ③周知方法

- ・3月末に新中学1年生になる女子に対して予診票を送付
- ・こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。
- ・勧奨差し控えの際には、対象者に案内文を送付。併せて協力医療機関においてポスター掲示を実施。

### 《実績》

#### 平成25年度実施結果

	対象者数(人)	実施者数(人)	実施率(%)
1回目	759	102	13.4
2回目	759	83	10.9
3回目	759	221	29.1
合計	2,277	406	17.8

※対象者の算出方法:定期接種化と共に算出方法が示されたため前年度の算出方法とは異なる。(前年度は対象学年ごとの数を計上。今年度は各回とも平成24年9月末13歳女性の人口を計上)

#### 年度別接種率の推移

年度	実施者数(実)	実施者数(延)
23年度	1,582	3,589
24年度	1,275	4,245
25年度	325	406

### 《考察》

今年度より定期接種に位置づけられたが、6月14日厚生科学審議会において副反応の説明ができるまで積極的な勧奨を控える旨の決定がされた。対象者にはがきによる周知を行った結果、実施者数、接種率とも激減している。

今後も国の検討内容を注視し、対応に努めていきたい。

## (9) インフルエンザ

### 《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

### 《内容》

#### ①対象及び接種方法

対 象	接 種 方 法
① 65 歳以上の者 ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	インフルエンザHAワクチンを 1 回皮下注射 [ワクチンの型] A型株 ① A/カリフォルニア/7/2009 (H1N1) ② A/テキサス/50/2012 (H3N2) B型株 ③ B/マサチューセッツ/01/2010 (山形系統)

#### ②実施時期及び実施場所

平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日

市内 61 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

#### ③周知方法

65 歳以上の対象者に氏名、住所を印字した予診票を個別に送付。

60 歳以上 65 歳未満の対象者のうち希望者は健康増進課へ連絡をもらい、予診票を個別に送付。

ポスター掲示、「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

### 《実績》

#### 平成 25 年度実績

対象年齢	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	45,022	23,732	52.7
60～64 歳	110	40	36.4
合計	45,132	23,772	52.7

#### 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
21 年度	19,830	52.9
22 年度	22,780	58.8
23 年度	22,233	55.4
24 年度	22,697	53.4
25 年度	23,772	52.7

※平成 23 年 7 月 22 日 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成 23 年政令第 226 号）及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 90 号）が公布・施行された。

[内容]今後、平成 21 年春に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザが発生した場合の対応について、所要の規定を整備するもの。

- ・市町村長は、予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するもの
- ・被接種者の努力義務なし
- ・予防接種を行うために要する費用は市町村が支弁し、その費用の 4 分の 1 を都道府県が、2 分の 1 を国がそれぞれ負担する。など

#### 《考 察》

新型インフルエンザ（H1N1）は平成 23 年 3 月 31 日をもって、季節性インフルエンザワクチンに組み込まれたため、平成 25 年度も昨年同様に通常の季節性インフルエンザとして接種を実施した。低所得者への助成について国や県からの補助金もないため、従来の季節性インフルエンザの要綱に基づいて、生活保護の方のみを助成対象とした。

インフルエンザ予防接種は、接種後に抗体がつくられるまで 2 週間位、抗体有効期間が 5 か月位であることから、通常、10 月から 12 月を接種期間とし、できるだけ早期に接種を終えることができるように案内している。個人防衛のための予防接種であることを含め、感染症予防の基本である①手洗い②うがい③睡眠・休養の必要性について啓発していきたい。

### 3. 結核予防

#### (1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

##### 《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生及び結核の蔓延を予防する。

##### 《内容》

###### ① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

###### ② 実施方法

###### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月1日～12月8日、市内18会場、57日間実施。
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

###### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内38医療機関で実施。
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

###### ③ 周知方法

###### ア 個人通知

市内在住の65歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・70歳のかた
- ・平成24年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・市の特定健診（健康診査）の対象となるかた
- ・生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

##### 《実績》

###### ① 過去5年間の実施状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
21年度	36,379	9,602	26.4
22年度	38,185	10,486	27.5
23年度	39,305	10,947	27.9
24年度	41,258	11,864	28.8
25年度	41,258	12,523	30.4

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診者 (人)	結核発見数 (人)
集団	41,258	6,031	14.6	72	1.2	62	1
個別		6,492	15.7	187	2.9	169	1
合計	41,258	12,523	30.4	259	2.1	231	2

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数			要精密検査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診 状況	
			人	%	%		結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	結核
							人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	6,828	1,480	21.7	25	0	0.0	3	12.0	15	60.0	1	4	6	24	3	1	
	70～74	5,616	2,021	36.0	44	1	2.3	17	38.6	17	38.6	5	11.4	4	9.1	2	1	
	75～79	3,676	1,365	37.1	31	0	0.0	10	32.3	14	45.2	6	19.4	1	3.2	6	0	
	80歳以上	3,126	736	23.5	31	1	3.2	8	25.8	9	29.0	5	16.1	8	25.8	3	0	
	小計	19,246	5,602	29.1	131	2	1.5	38	29.0	55	42.0	17	13.0	19	14.5	14	2	
女性	65～69	6,930	2,224	32.1	28	3	10.7	7	25.0	10	35.7	5	17.9	3	10.7	2	0	
	70～74	5,479	2,404	43.9	40	0	0.0	14	35.0	17	42.5	3	7.5	6	15.0	6	0	
	75～79	3,926	1,401	35.7	33	3	9.1	4	12.1	19	57.6	1	3.0	6	18.2	2	0	
	80歳以上	5,677	892	15.7	27	1	3.7	7	25.9	8	29.6	8	29.6	3	11.1	4	0	
	小計	22,012	6,921	31.4	128	7	5.5	32	25.0	54	42.2	17	13.3	18	14.1	14	0	
男性	集団	19,246	3,025	29.1	47	1	2.1	18	38.3	20	42.6	3	6.4	5	10.6	5	1	
	個別		2,577		84	1	1.2	20	23.8	35	41.7	14	16.7	14	16.7	9	1	
女性	集団	22,012	3,006	31.4	25	0	0.0	14	56.0	4	16.0	2	8.0	5	20.0	5	0	
	個別		3,915		103	7	6.8	18	17.5	50	48.5	15	14.6	13	12.6	9	0	
合計	41,258	12,523	30.4	259	9	3.5	70	27.0	109	42.1	34	13.1	37	14.3	28	2		

《考 察》

受診者は、24年度と比べ660人増加し、受診率では1.6ポイントの増加であった。集団検診で125人の増加、個別検診で535人の増加となった。



## 4. 予防接種（任意）

平成24年度まで子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業にもとづき実施していた子宮頸がん予防接種、ヘモフィルスインフルエンザ菌b菌（Hib）、小児の肺炎球菌予防接種の3種については、平成25年4月から定期接種に位置づけられた。

佐倉市では、平成23年度から高齢者肺炎球菌ワクチン接種費一部助成事業を実施。

また、平成25年度は風しんの流行に伴い、先天性風疹症候群の発生を防止するため風しん予防接種費一部助成事業を実施した。（平成25年度単独事業）

### （1） 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業

#### 《目的》

肺炎球菌（血清型23種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

#### 《内容》

##### ①対象及び実施方法

接種日時時点で65歳以上のかた

接種日時時点で60歳～64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳1級のかた

##### ②実施方法

1. 医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
2. 接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
3. 申請後、後日市から本人名義の指定口座に助成金（2,000円）を振り込む

##### ③実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内52医療機関・または、市外医療機関での接種も可能

（実施日時については、各医療機関が定める）

##### ④周知方法

高齢者インフルエンザ対象者に予診票を送付する際、お知らせ文を同封。

10月1日号こうほう佐倉・ホームページに事業内容、実施医療機関を掲載。

## 《実績》

### 平成 25 年度実施結果

	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	45,022	1,708	3.8
60～64 歳	110	1	0.9
合計	45,132	1,709	3.8

※平成 24 年度に 1,374 人助成済

### 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
23 年度	4,189	10.4
24 年度	1,378	3.2
25 年度	1,709	3.8

## 《考察》

一生涯に 1 回の接種規定であった 23 価肺炎球菌ワクチンの再接種が認められるようになり、一般高齢者にも接種が広がるなか、接種費用の一部助成をすることにより高齢者の健康保持増進に役立てることを目的に平成 23 年 10 月から助成制度を開始した。

制度開始の初年度には反響が大きく、その後は 3%程度の接種率で推移している。高齢者インフルエンザ予防接種の予診票送付時に 65 歳以上の年齢の全市民に制度案内のリーフレットを同封していることもあり、問い合わせが多く市民の関心も高いことが推測される。

今後も制度の周知に努めていきたい。

## (2) 先天性風しん症候群予防対策ワクチン接種費用助成事業

### 《目的》

風しんの流行に伴う先天性風しん症候群※の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

※妊婦が妊娠初期から中期に風しんにかかると、流産・死産の原因となるほか、胎児が難聴・白内障・先天性心疾患を三大症状とする先天性風しん症候群を発症する可能性がある。

### 《内容》

#### ①対象及び実施方法

接種日において19歳以上で妊娠を予定又は希望している女性。妊娠している女性の夫。

#### ②実施方法

1. 医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
2. 接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
3. 申請後、後日市から本人名義の指定口座に助成金（風しんワクチン3,000円、麻しん風しん混合ワクチン5,000円）を振り込む

#### ③実施時期及び実施場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日

市内51医療機関・または、市外医療機関での接種も可能

#### ④周知方法

こうほう佐倉・ホームページに事業内容、実施医療機関を掲載。

妊娠届出時・保健事業・市内保育園・幼稚園等にてリーフレット配布。6月地区回覧実施。

### 《実績》

平成25年度実施結果

	実施者数(人)
風しんワクチン	78
麻しん風しんワクチン	695
合計	773

### 《考察》

平成24年度からの風しん流行に伴い、先天性風しん症候群防止のため平成25年4月に制度を開始し、1年間実施した。接種実施者数は想定よりも少なかったため当初10月末までの予定だった接種対象期間を3月末に延長し年度末は773人の実施者となった。

風しんの流行は落ち着き、千葉県風しんワクチン接種緊急補助事業も終了することから本事業も今年度限りで終了となった。



## V おとなの保健



## 1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
-------	--------------

### 《目的》

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

### 《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場又は、各保健センターにおいて交付

### 《実績》

健康手帳の交付状況 (単位：冊)

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
21年度	2,299	5,252	7,551	210	320	530	2,509	5,572	8,081
22年度	3,108	5,494	8,602	328	307	635	3,436	5,801	9,237
23年度	2,598	4,733	7,331	508	401	909	3,106	5,134	8,240
24年度	2,869	4,892	7,761	360	314	674	3,229	5,206	8,435
25年度	3,114	5,710	8,824	581	433	1,014	3,695	6,143	9,838

### 健康手帳の変遷

19年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
20年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
21年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
22年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすようにした。
23年度	慢性閉塞性肺疾患(COPD)の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患(COPD)についての説明を加えた。
24年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加した。
25年度	国の方針によりHbA1cがJDSからNGSPに表記変更となったことを受け、JDSとHbA1cの値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。

### 《考察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理できるので、生活習慣病の予防に効果がある。

今後も特定保健指導や健康相談の場において、健康手帳を活用していく。

## 2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 2 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ① 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

### (1) 集団健康教育

#### 《目的》

- 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。40～64 歳の市民を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)
- 地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進 (上記以外の「衛生教育」)

#### 《内容》

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
一般健康教育	メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会	健康アドバイス会・健康相談・糖尿病予防学習会参加者等	5 コース実施。 (1 コース 2 回。健康管理センター 2 コース、西部保健センター 2 コース、南部保健センター 1 コース)	・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。 ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。 ・試食を通し、カロリーを減らす方法を知る。	健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによる PR・広報
	メタボ予防のための運動習慣づくり教室	特定保健指導の対象となった者及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な者	4 コース実施。 (1 コース 5 回。健康管理センター 2 コース、西部保健センター 1 コース、南部保健センター 1 コース)	健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くようにする。	
	ウォーキング入門教室	市内に居住地を有する 18 歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする	全 4 回実施 (健康管理センター 1 回、西部保健センター 2 回、南部保健センター 1 回)	効果的なウォーキング方法についての知識と技術について、健康運動指導士からの指導を受け、日常生活の中のウォーキングに活かすことができるようにするための教室。	PR ホームページ、保健事業での広
	運動器具トレーニング講習会	市内に居住地を有する 18 歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする	西部保健センターで月 1 回、南部保健センターで隔月実施。	運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、エルゴメーター(自転車)を使用して実施するもの。	事業での PR 等 ホームページ、チラシ、保健
サーキットトレーニング講習会	市内に居住地を有する 18 歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする(保健センター運動指導事業実施要領)	西部保健センターで隔月実施。	平成 19 年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業(佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業)により自治体向けに開発された映像を使用して実施するもの。		



分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
一般健康教育	玄米ダンベル体操講習会	運動器具 トレーニング講習会・サーキット トレーニング講習会に準ずる	西部保健センターで 月1回、南部保健セン ターで隔月実施。	運動のきっかけ及び習慣づ くりを目的とし、「玄米ニギ ニギ体操」鈴木正成編（日本 放送協会 2002年）に基づ く玄米ダンベル及び映像を使 用して実施するもの。	
	更新講習会	玄米ダンベル体操 及び運動器具トレ ーニング自由開放 日参加者	西部保健センターお よび南部保健セン ターで年1回実施。	ロコモティブシンドローム の健康教育とロコトレ（軽い 筋力トレーニング）、体力テ ストの実施。	保健センターで チラシの設置
	出前健康講座  (内容により 歯周病・ロコ モ・COPD・病 態別に分かれ る)	市内在住・在勤の 者	午前9時から午後8時 の間の2時間以内。 (年末年始を除く)	自治会、自主サークル、市民 大学等から、出前健康講座・ 講師派遣について申請を受 け、保健師、栄養士、歯科衛 生士、食生活改善推進員を派 遣する。内容は出前健康講座 メニューから選択するか、申 請者と協議のうえ決定する。	ホームページ、チラシ、 保健事業でのPR等
	メタボリック シンドローム 予防講演会	市内在住・在勤の 者	講演会の開催 西部地域福祉センタ ー及び西部保健セン ターで実施。	・東邦大学医療センター佐倉 病院龍野一郎教授、金居理恵 子管理栄養士による講演会 テーマ：～Dr 龍野とチーバ くんといっしょに～ 自分 で!親子で!!家族みんな で!!!『今日からはじめられ る健康づくり』 ・NPOニッポソフナス亀野陽太郎 健康運動指導士による小学 生及び参加者全体への運動 指導 ・食生活改善推進員による幼 児への健康教育と試食提供	広報、ホームページ、チラシ (駅などに配 架)、保健事業でのPR、前 年度保健事業 参加者に個別通知
	大人女子の 健康塾  ・講演会 ・ライフス テージ別教室	・講演会 64歳以下の女性  ・ライフステー ジ別教室 ・30～40歳台教室 ・50～64歳教室	・講演会 30～40歳台ライフ ステージ別教室のなか で講演会を開催  ・ライフステージ別教 室 西部保健センターで 年代別に実施	・講演会 東邦大学医療センター佐倉 病院龍野一郎教授、金居理恵 子管理栄養士による講演会 『3世代で守ろう 骨の健 康 ライフステージから考 える骨粗鬆症予防』 ・ライフステージ別教室 女性のライフステージ別健 康づくり(女性ホルモンと心 身の健康づくり)	幼稚園・保育園配布 広報・地域新聞等

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
その他の教育	検診会場でのがん予防健康教育	子宮がん、乳がん検診受診者	子宮がん、乳がん検診会場での実施。	乳がんの自己検診法など。	
	健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発	・民生・児童委員協議会地区定例会 ・地域連絡協議会	各地区組織の集まりに出向く。	がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防について健康教育を行った。	各地区組織に依頼
	健康アドバイス会対象者以外への教育	健康アドバイス会対象者の家族等	健康アドバイス会で実施	健康アドバイス会に準ずる	健康アドバイス会に準ずる
歯周疾患	・糖尿病予防学習会 ・出前健康講座	各教室の参加者	各教室で実施。	・糖尿病と歯周病の関係や歯周病の症状についての理解を図る。 ・歯の健康を守るための予防方法についての理解を図る。	各教室に準ずる
シロコモドロイム	・骨粗しょう症検診での健康教育 ・出前健康講座	・骨粗しょう症検診受診者 ・出前健康講座に準ずる	・骨粗しょう症検診会場で実施。 ・出前健康講座に準ずる	・骨粗しょう症の予防についての正しい知識 ・ロコモティブシンドロームの予防についての正しい知識	出前健康講座に準ずる
COPD	出前健康講座	出前健康講座に準ずる	出前健康講座に準ずる	・COPD(慢性閉塞性肺疾患)とは何か、症状、対処方法などについて知識の普及	出前健康講座に準ずる
病態別健康教育	糖尿病予防学習会	特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていない者 ・空腹時血糖 100~125mg/dl または、HbA1c[NGSP値]5.6~6.4% ・年齢が40~65歳未満の者	1コース2課構成で2コース実施。 1課開始までに初回面接を全員実施。 ①コース：西部保健センター ②コース：健康管理センター	初回面接：一人30~60分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。生活改善のための動機づけ 1課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク 2課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク 修了式	広報 個人通知(特定健診受診者)
衛生教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころサポーター(ゲートキーパー)養成研修</li> <li>・こころの健康づくり講演会&amp;映画上映会</li> </ul> <p style="text-align: right;">※詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載</p>				

《実績》

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成21年度	181	7,232	344	5,848	1,040	0
平成22年度	258	10,242	1,642	7,032	1,568	0
平成23年度	183	6,781	938	4,666	1,177	0
平成24年度	202	7,175	889	4,943	1,343	0
平成25年度	205 (164)	7,198 (4,216)	874	4,342 (4,216)	1,810	172

※40～64歳のうち、126人は衛生教育（精神）に該当

40～64歳の教育種類別実績

※健康増進事業実施要領に基づく再掲（衛生教育は除く）

	一般、その他	歯周疾患	骨粗鬆症	慢性閉塞性肺疾患	病態別	計
回数	129	6	21	2	6	164
延人数	3,701	36	410	13	56	4,216

【一般健康教育の内訳】

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会

1コース2回を計5コース実施。（計10回）

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター		16 (-)	28 (9)	2	9	17
2. 西部保健センター		26 (-)	44 (10)	0	10	34
3. 健康管理センター		15 (-)	22 (6)	1	6	15
4. 南部保健センター		16 (-)	28 (14)	0	14	14
5. 西部保健センター		20 (-)	43 (18)	0	18	25
計		93 (-)	165 (57)	3	57	105

メタボ予防のための運動習慣づくり教室

1コース5回を計4コース実施。1回を玄米ダンベル体操講習会に併設（健康管理センターコースは、西部・南部の玄米ダンベル体操講習会への参加を選択性とした）計22回（内40～64歳参加回数21回）

場所	人数	実人数	延人数	玄米ダンベル (再掲)		延人数 内訳		
				西部	南部	39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター		8 (-)	30 (16)	5	2	0	16	14
2. 南部保健センター		29 (-)	100 (43)		20	1 (家族)	43	56
3. 西部保健センター		24 (-)	87 (43)	17		0	43	44
4. 健康管理センター		29 (-)	113 (60)	18	6	0	60	53
計		90 (-)	330 (162)	40	28	1	162	167

## ウォーキング入門教室

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	人数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター		25 (10)	0	10	15
2. 健康管理センター		27 (13)	0	13	14
3. 西部保健センター		13 (11)	0	11	2
4. 南部保健センター		27 (9)	0	9	18
計		92 (43)	0	43	49

## 運動器具トレーニング講習会

※南部保健センターは、全6回だが参加者0人にて1回未実施。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	12 (11)	72 (21)	1	21	50
南部保健センター	5 (4)	29 (11)	0	11	18
計	17 (15)	101 (32)	1	32	68

## サーキットトレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	6 (6)	71 (20)	10	20	41
計	6 (6)	71 (20)	10	20	41

## 玄米ダンベル体操講習会

※南部保健センターは、全6回だが参加者0人にて1回未実施。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	12 (9)	132 (43)	0	43	89
南部保健センター	5 (3)	34 (13)	0	13	21
計	17 (12)	166 (56)	0	56	110

## 玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	1 (1)	11 (1)	0	1	10
南部保健センター	1 (1)	13 (2)	0	2	11
計	2 (2)	24 (3)	0	3	21

## 健康達人講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	1 (1)	4 (2)	0	2	2
計	1 (1)	4 (2)	0	2	2

出前健康講座（一般健康教育、衛生教育〔精神〕のみ。食生活改善推進員の出前も含む）

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲（市民カレッジの衛生教育17人は除く）

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	26 (18)	950 (383)	294	400 (383)	256

メタボリックシンドローム予防講演会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1 (1)	77 (28)	22	28	27

大人女子の健康塾

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	
講演会	1	57(50)	7	50	0	
ライフステージ別	30～40歳台	2	55(36)	19	36	0
	50～64歳台	2	58(58)	0	58	0
計	5 (5)	170 (144)	26	144	0	

乳がん、子宮がん検診会場でのがん予防健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	28 (23)	3,090 (2,610)	435	2,610	45

健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	9 (1)	369 (150)	0	150	219

健康アドバイス会対象者以外（家族等）への教育

※対象者は「特定保健指導」に計上

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	13 (9)	16 (11)	1	11	4

歯周疾患健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
糖尿病予防学習会	2 (2)	26 (25)	0	25 (25)	1
出前健康講座	8 (4)	134 (11)	0	11 (11)	123
計	10 (6)	160 (36)	0	36 (36)	124

ロコモティブシンドローム健康教育 ※ ( ) 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
骨粗しょう症検診での健康教育	7(7)	298(198)	8	198	92
出前健康講座	16(14)	586(212)	29	212	345
計	23(21)	884(410)	37	410	437

COPD（慢性閉塞性肺疾患）健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
出前健康講座	2(2)	49(13)	35	13	0	1
計	2(2)	49(13)	35	13	0	1

【病態別健康教育】 ※ ( ) 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲  
糖尿病予防学習会

1 コース 2 回を計 2 コース実施。日程が合わなかった方への補習として個別面接を 2 回実施。(計 6 回)

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター		8(-)	14(13)	0	13	1
2. 健康管理センター		25(-)	45(43)	0	43	2
計		33(-)	59(56)	0	56	3

【衛生教育[精神]】 ※「8. こころの健康づくり」に再掲あり  
こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
市民・市内在勤者向け	1	123	4	39	46	34
市役所職員・相談員向け	1	52	0	0	0	52
計	2	175	4	39	46	86

こころの健康づくり講演会&映画上映会

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
計	1	246	5	70	86	85

## 《考 察》

### ・ メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会

講習会全参加者の45.2%が特定健診受診者で、その内訳は積極的支援2名、動機づけ支援15名、情報提供が25名だった。教室に参加しやすくするため、1課2課の会場を変えての参加を可能にしたり、教室開催日を火曜日から金曜日まで重ならないように設けたりするなど、工夫をしたことで、参加者の増加がみられた。参加の実人数は65歳以上が62.4%、40～64歳は35.5%、40歳未満は2.1%であった。65歳以上の参加者が多いため、若い世代への参加呼びかけを工夫し、生活習慣病予防の大切さについて若い世代に伝えてく必要がある。

### ・ メタボ予防のための運動習慣づくり教室

1コース5回のうちすべて参加した者は約3割で低迷している。特定保健指導動機づけ支援対象者の参加は約2割、積極的支援対象者は1割に満たない。教室終了2～3か月後アンケートでは、約6割が「週2回60分以上の運動習慣がある」結果となった。1日の生活活動時間については、「60分以上」が約6割と最も多く、良い結果だった。1日の歩数については、参加者の年代別でみると、20～64歳の男女が健康さくら21の目標値と比較し、歩数の少なさが顕著である。次年度は、若い世代をはじめ、運動習慣の見直しが必要な方や、特定保健指導対象者が参加しやすい教室を設定し、日常生活に取り入れやすいウォーキングや身体活動を増やすことを重点においた教室展開とする。

### ・ ウォーキング入門教室

64歳以下優先の休日コースを設けたことで、若い世代の参加が約半数（64歳以下46.7%）を占める結果となった。参加者の約8割がウォーキングの効果的な方法を学ぶことができ、今後の日常生活に活かせるという反応が得られている。教室終了2～3か月後のアンケートにて、約6割が「週2回60分以上」の運動習慣がある結果となっている。教室に参加し、ウォーキング方法を見直す機会となり、日常生活に活かしているとの声もあった。次年度は、さらに若い世代への運動習慣、歩数の増加、ロコモティブシンドロームの普及啓発に向け、ポピュレーションアプローチをしていく。

### ・ 玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング講習会・サーキットトレーニング講習会

平成25年度から、南部保健センターの玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング講習会の開催を月1回から隔月に変更したが、参加人数に殆ど変化は無かった。参加者は65歳以上が多く、増加傾向にある。一方、サーキットトレーニングはすべての年齢層で増加がみられた。メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切であることから、若い年代に事業を利用していただけるよう、周知方法などを検討していく。

### ・ 出前健康講座

家庭教育学級の役員会に出向き、出前健康講座のPRを実施したところ、14団体から依頼があった。そのうち9団体が新規であり、PRの効果がみられた。また延人数は277人となっている。家庭教育学級は20～40歳台の若い世代への教育が行え、家族や子どもへの波及効果も期待できることから、今後も積極的にPRを行っていきたい。

健康講座のテーマで最も多かったのは、「女性の健康づくり」であった。課の重点目標であるこのテーマを、「今年度のおすすめ」としてチラシに掲載した効果があった。今後も、課として重点

的に伝えるべきテーマを明確にし、効果的な教育を実施できるようにしていきたい。

担当職種別にみると、食生活改善推進員による出前が増加しており、自主的に活動できる場が広がっている。今後も食生活改善推進員と課題を共有し、連携しながら実施していきたい。

・メタボリックシンドローム予防講演会

壮年期男性の肥満改善に向けたポピュレーションアプローチを主軸に、対象者を集客するために幼児や小学生が参加しやすいイベント性のある企画を行った。結果、64歳以下の参加は50名（小学生、幼児含む）だったが、次年度は更に参加が増えるよう、周知方法などを検討していく。

・大人女子の健康塾ライフステージ別教室・大人女子の健康塾 講演会

当初、ライフステージ別教室を2回ずつ行い、講演会は別日程で開催予定だった。しかし悪天候により講演会開催が困難となったため、30～40歳代の教室と同日に講演会を開催した。それにより、講演会への参加を予定していなかった30～40歳代の参加が20名増加した。ライフステージ別教室の内容は、こころの健康づくり、運動・身体活動、栄養・食生活活動と幅広い内容としたが、参加者の満足度は各年代ともに高かった。特に30～40歳代の女性は家庭及び地域の健康づくりにおいてキーパーソンとなり得る立場であり、好ましい生活習慣の知識や行動が、家族・地域へと広がっていく波及効果を期待できると考える。

・糖尿病予防学習会

1課で体重や歩数の記録（チャレンジノートの記入）を勧めたところ、2課までに体重減少した者もあり、記録の効果がみられた。今後も記録の重要性を伝え、記録の継続を勧めていきたい。

参加者は生活活動が少ない者も多いため、生活活動を増やすコツを講義で伝えた。更に教室後も手軽にできる運動として、ウォーキングとらしく筋力トレーニングを健康運動指導士の指導により実践した。また、グループワークでは、自宅で実践していることを意見交換する場面もあり、参加者同士が生活習慣を振り返る良い機会となった。今後もグループワークを通し、学習会後も継続できる生活改善のポイントを参加者と一緒に考えていきたい。



### 3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

#### 《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

#### 《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

- 方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。  
②健康教育に健康相談を併設し実施する。  
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。  
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、健診結果送付時に案内文を同封、地区活動時にPR。

#### 《実績》

##### ①健康相談年度別実績

年度	開催回数		延人数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)				
平成21年度	37	26	183			23
			40歳未満 44	40歳～64歳 63	65歳以上 76	
平成22年度	65	25	313			33
			40歳未満 19	40歳～64歳 147	65歳以上 147	
平成23年度	81	19	443			27
			40歳未満 10	40歳～64歳 158	65歳以上 275	
平成24年度	121	25	1,024			60
			40歳未満 121	40歳～64歳 424	65歳以上 479	
平成25年度	165	23	857			57
			40歳未満 19	40歳～64歳 324	65歳以上 514	

②平成 25 年度の種別別実績

健康相談の種類		開催回数	年齢別内訳		
			40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上
重点相談	高血圧				
	高脂血症				
	糖尿病				
	歯周疾患				
	女性の健康	1		1	
	病態別				
	骨	7	2	120	251
総合健康相談		23	2	26	29
禁煙相談（再掲）		3	3	12	5

③電話相談 合計 1,558 件

内訳	件数（割合）
母子の健康に関すること	1244（80.0%）
生活習慣に関すること	75（4.6%）
こころの健康	40（2.6%）
感染症に関すること	17（1.1%）
歯科に関すること	21（1.4%）
その他健康・病気に関すること	161（10.4%）

《考 察》

健康相談は、平成 20 年度より健康増進法に基づき実施されることとなり、対象年齢が 40 歳以上 64 歳以下となった。同じく平成 20 年度から特定健診が始まったことにより、平成 19 年度まで実施していた健診会場での健康相談を取り止めたため、相談実績が減少した。しかし、平成 21 年度以降は徐々に相談実績が増えてきている。この背景として、平成 24 年度からは、窓口、出前健康教育、イベント会場での定例外健康相談、また電話相談の実績入力を徹底する体制を整備した。

平成 24 年度まで実施していた禁煙教室は、参加者の減少により平成 25 年度からは実施していない。禁煙に関する相談は、イベント時に禁煙相談コーナーを併設したり、定例健康相談時に禁煙相談もできるようチラシを作成し周知した。次年度以降も相談が増えるよう、禁煙相談を実施するイベントを検討するなど周知方法を工夫していく。

## 4. 健康診査

### (1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

#### 《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

#### 《内容》

##### ① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

##### ② 実施方法

ア 集団健診（6月1日～12月9日、市内18会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施

イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内42医療機関）

##### ③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載し周知啓発を実施

##### ④ 健診項目

ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

##### ⑤ 受診に係る費用

無料

《実績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
21年度	776	37	4.8
22年度	712	30	4.2
23年度	644	37	5.7
24年度	785	43	5.5
25年度	722	35	4.8

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～44	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	45～49	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	50～54	30	1	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	55～59	32	2	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	55	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	83	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	70～74	81	7	8.6	0	0.0	0	0.0		
	75歳以上	74	2	2.7						
	小計	389	13	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
女性	40～44	33	3	9.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	45～49	25	6	24.0	0	0.0	1	16.7	1	16.7
	50～54	22	1	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	55～59	18	1	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	38	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	46	3	6.5	0	0.0	0	0.0		
	70～74	56	3	5.4	0	0.0	0	0.0		
	75歳以上	95	4	4.2						
	小計	333	22	6.6	0	0.0	1	4.5	1	4.5
男性	集団	389	7	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	個別		6							
女性	集団	333	5	6.6	0	0.0	1	4.5	1	4.5
	個別		17							
合計		722	35	4.8	0	0.0	1	2.9	1	2.9

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険加入者）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。

このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度から、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。

次年度も引き続き対象者への通知をしていきたい。

## (2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値			(市の現状) → (目標)	
	・定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	32.2%	→ 65%
	・歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	16.7%	→ 50%
		40 歳台	39.1%	→ 50%
60 歳台		33.8%	→ 50%	

### 《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

### 《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知：40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・21(男性のみ)・31(男性のみ)・30(女性のみ)・40・45・50・55・60・70 歳の節目のかた。

平成 24 年度に市の検診を受診したかた。

「こうほう佐倉」：6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会佐倉地区、60 歯科医療機関に委託し、口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

### 《実績》

① 受診状況 対象者数 147,848 人 (19 歳以上の市民)

受診数 854 人 (男性 269 人、女性 585 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移 (人)

年度	受診者数
21 年度	598
22 年度	701
23 年度	719
24 年度	786
25 年度	854

③地区別年代別受診数 (人)

地区	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	総数
佐倉	15	29	19	19	21	20	123
臼井	10	18	21	20	50	52	171
志津	33	59	64	33	80	108	377
根郷	10	22	18	10	27	13	100
和田	0	0	0	1	1	1	3
弥富	3	1	0	0	1	0	5
千代田	10	13	8	11	18	15	75
総数	81	142	130	94	198	209	854

④年齢別現在歯数の状況（人）

	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
24歯以上	81	142	129	90	175	140
20～23歯	0	0	1	3	12	38
19歯以下	0	0	0	1	11	31

⑤年齢別歯周疾患罹患状況（人）

	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
健全な歯肉	16	15	13	14	22	24
出血あり	4	5	2	2	9	2
歯石あり	35	66	55	32	79	63
中程度歯周炎	25	50	41	38	67	69
重度歯周炎	1	6	19	8	21	46
診査対象外	0	0	0	0	0	5

⑥年齢別歯間部清掃用具を使う人の割合（％）

	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
歯間部清掃用具を使う人の割合	4.9	34.5	38.5	55.3	46.0	51.2	41.3

⑦補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40歳	25	3	0	22
50歳	13	1	0	12
60歳	13	2	0	11
70歳	21	6	0	15

《考 察》

今年度から対象年齢を引き下げた結果、受診数は、20代が81人で、30・50・60・70代が減少した。性別で見ると、男性の受診数が少ないため、今後も男性への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発普及していきたい。

### (3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

#### 《目 的》

寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患である骨粗しょう症を早期発見するとともに、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図る。

#### 《内 容》

##### ① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のないかた

##### ②実施方法

- ・期 間 10月11日から12月4日、4会場延べ7日間実施。
- ・費 用 500円(税込み)
- ・検査内容 検診業者に委託し、測定方法はDXA法(測定部位は橈骨)にて実施。  
予約制。

##### ③ 周知方法

###### ア 個人通知

- ・20,30,40,45,50,55,60,70歳になるかた

###### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各健診会場でパネル掲示、市内保育園・幼稚園の保護者へチラシ配布  
母子事業の案内郵送時にチラシを同封

#### 《実 績》

##### ①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
21年度	26,924	814	3.0
22年度	27,193	762	2.8
23年度	25,552	893	3.5
24年度	25,922	968	3.7
25年度	26,616	1,051	3.9

##### ②検診実施結果

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	要医療 (人)
集団のみ	26,616	1,051	3.9	377	35.9	299	148

③性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

性別	年齢 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果						精密検査受診状況			
					異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
					人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	20	875	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	950	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	976	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,186	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,399	7	0.5	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,208	2	0.2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,009	2	0.2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	55	1,029	3	0.3	2	66.7	0	0.0	1	33.3	1	100.0	0	0
	60	1,331	12	0.9	8	66.7	3	25.0	1	8.3	1	100.0	0	0
	65	1,839	30	1.6	23	76.7	6	20.0	1	3.3	1	100.0	0	0
	70	1,370	66	4.8	48	72.7	7	10.6	11	16.7	8	72.7	3	2
	小計	13,172	122	0.9	92	75.4	16	13.1	14	11.5	11	78.6	3	2
女性	20	851	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	931	3	0.3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	990	19	1.9	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,086	22	2.0	22	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,346	61	4.5	58	95.1	3	4.9	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,214	38	3.1	36	94.7	2	5.3	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,069	70	6.5	62	88.6	6	8.6	2	2.9	2	100.0	0	0
	55	1,148	80	7.0	56	70.0	14	17.5	10	12.5	9	90.0	1	6
	60	1,483	171	11.5	54	31.6	49	28.7	68	39.8	58	85.3	10	23
	65	1,940	233	12.0	44	18.9	53	22.7	136	58.4	104	76.5	32	46
	70	1,386	231	16.7	19	8.2	65	28.1	147	63.6	115	78.2	32	71
	小計	13,444	929	6.9	374	40.3	192	20.7	363	39.1	288	79.3	75	146
合計	26,616	1,051	3.9	466	44.3	208	19.8	377	35.9	299	79.3	78	148	

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

《考 察》

平成22年度より、判定基準を年代別で変化する方法から年代に関係なく統一基準とした。

平成25年度は周知効果もあり、定員を超える申込みがあった。特に地区回覧の反響が大きかった。そのため、前年度と比較し70歳の受診者が80名増加しており、要精密検査の割合も増加している（平成24年度33.7%）。65歳以上では受診者の約半数が要精密検査となっている一方で、医療機関未受診者も多い現状がある。

平成23年度より要精密検査者を対象に開始した栄養士による健康アドバイスを、平成25年度は要指導者と希望者へ実施。職員も増員してコーナーを運営。平成25年度は373名にカルシウム摂取量を増やすためのアドバイスを行った。要精密検査者は検査当日、一人ずつ結果説明と受診案内を行った。

今後の課題として骨粗しょう症は、若い世代のダイエットや生理不順等の女性ホルモンの異常を懸念し、予防的な観点から若年者へのアプローチを検討していく。また要精密検査者は65歳、70歳の割合が多いため医療機関への受診勧奨に重点を置き、健康アドバイスは生活習慣の改善により急激な骨量減少の予防が可能と考えられる要指導者に絞り実施していく。



## (4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

### 《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

### 《内容》

#### ①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
- ・市内在住の41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を過去に受けたことがないかた（集団のみ）

#### ②実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月3日・8月19日・11月9日、市内2会場延べ3日間
- ・費用 500円（税込み）  
40, 45, 50, 55, 60歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内38医療機関で実施。
- ・費用 無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

#### ③周知方法

##### ア 個人通知

- ・40歳になるかた
- ・41歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがなく下記に該当するかた
  - I. 45・50・55・60歳になるかた
  - II. 平成24年度に市の健診（検診）を受診したかた
  - III. 市の特定健診（健康診査）の対象となるかた
  - IV. 生活保護受給者のかた

##### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

### 《実績》

#### ①過去5年間の実施状況

	受診者数 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
21年度	336	3	0.9	0	0.0
22年度	297	3	1.0	1	0.3
23年度	432	6	1.4	1	0.2
24年度	378	4	1.1	3	0.8
25年度	329	2	0.6	2	0.6

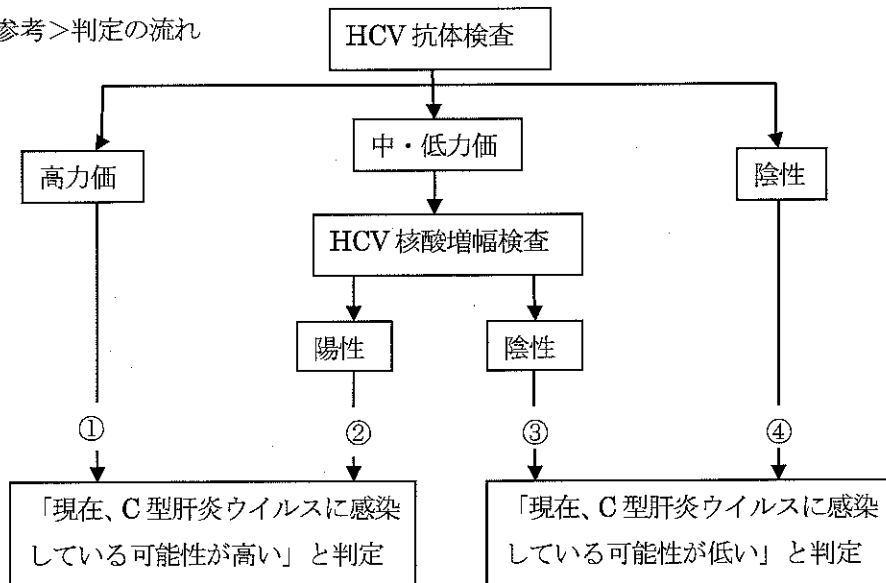
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可能 性が極めて高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	113	0	113	0	0	1	112
41～44	23	0	23	0	0	0	23
45～49	20	0	20	0	0	0	20
50～54	26	0	26	0	0	0	26
55～59	18	0	18	0	0	0	18
60～64	53	1	53	1	0	0	52
65～69	42	0	42	0	0	0	42
70歳以上	34	1	34	0	1	2	31
集団	234	2	234	1	1	2	230
個別	95	0	95	0	0	1	94
合計	329	2	329	1	1	3	324

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可能 性が極めて高 い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	113	0	113	0	0	1	112
45	11	0	11	0	0	0	11
50	16	0	16	0	0	0	16
55	7	0	7	0	0	0	7
60	21	1	21	1	0	0	20
集団	73	1	73	1	0	0	72
個別	95	0	95	0	0	1	94
合計	168	1	168	1	0	1	166

<参考>判定の流れ



## 《考 察》

国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

検診方法は、単独の検診として実施している。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額については、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。

今後も、肝炎ウイルス検診を受けていないかたに、検診の機会を提供していくため、複合検診の会場等でも肝炎ウイルス検診の申し込み等を受ける体制を続けていく。

## 5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第19条の2	
健康さくら21(第2次) 目標値	がん検診の受診者の割合	(市の現状) → (目標) 胃がん検診 27.3% → 50% 子宮がん検診 18.3% → 50% 乳がん検診 16.8% → 50% 肺がん検診 33.9% → 50% 大腸がん検診 29.2% → 50%

### (1) 胃がん検診

#### 《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

#### 《内容》

##### ①対象者

市内在住の40歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

##### ②実施方法

###### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月1日～12月9日、市内18会場延べ57日間実施
- ・費用 900円(税込み)
- ・検診車輻での胃部間接撮影を実施

###### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内29医療機関で実施
- ・費用 3,000円(税込み)
- ・胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

##### ③周知方法

###### ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・平成23年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

###### イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者数	受診者数 (人)	受診率 (%)
21年度	46,442	12,009	25.9
22年度	46,442	12,698	27.3
23年度	46,442	13,118	28.2
24年度	52,479	13,344	25.4
25年度	52,479	13,661	26.0

②検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	52,479	7,147	13.6	150	2.1	159	7
個別		6,514	12.4	547	8.4	472	24
計	52,479	13,661	26.0	697	5.1	631	31

③性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40~44	806	204	25.3	198	97.1	6	2.9	5	83.3	1	0
	45~49	581	133	22.9	129	97.0	4	3.0	4	100.0	0	0
	50~54	588	124	21.1	120	96.8	4	3.2	4	100.0	0	0
	55~59	816	150	18.4	141	94.0	9	6.0	9	100.0	0	0
	60~64	2,570	480	18.7	461	96.0	19	4.0	18	94.7	1	0
	65~69	4,216	1,208	28.7	1,158	95.9	50	4.1	47	94.0	3	3
	70~74	4,026	1,692	42.0	1,590	94.0	102	6.0	100	98.0	2	11
	75~79	2,812	1,124	40.0	1,039	92.4	84	7.5	83	98.8	1	5
	80歳以上	2,621	533	20.3	490	91.9	43	8.1	43	100.0	0	4
	小計	19,036	5,648	29.7	5,326	94.3	321	5.7	313	97.5	8	23
女性	40~44	2,231	473	21.2	466	98.5	7	1.5	7	100.0	0	0
	45~49	1,900	350	18.4	338	96.6	12	3.4	11	91.7	1	0
	50~54	2,084	388	18.6	374	96.4	14	3.6	14	100.0	0	1
	55~59	3,444	550	16.0	532	96.7	18	3.3	17	94.4	1	0
	60~64	5,457	1,214	22.2	1,163	95.8	51	4.2	49	96.1	2	1
	65~69	5,551	1,676	30.2	1,610	96.1	66	3.9	63	95.5	3	2
	70~74	4,347	1,799	41.4	1,698	94.4	101	5.6	100	99.0	1	1
	75~79	3,380	1,015	30.0	951	93.7	64	6.3	63	98.4	0	3
	80歳以上	5,049	548	10.9	505	92.2	43	7.8	43	100.0	1	0
	小計	33,443	8,013	24.0	7,637	95.3	376	4.7	367	97.6	9	8
男性	集団	19,036	3,108	29.7	3,028	97.4	80	2.6	75	93.8	5	6
	個別		2,540		2,298	90.5	241	9.5	238	98.8	3	17
女性	集団	33,443	4,039	24.0	3,969	98.3	70	1.7	65	92.9	5	1
	個別		3,974		3,668	92.3	306	7.7	302	98.7	4	7
合計		52,479	13,661	26.0	12,963	94.9	697	5.1	680	97.6	17	31

※個別検診で判定不能1名(受診数には含むが結果からは除外とする。)

## 《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を、国の目標値50%としている。今年度は26.0%と計画策定時より6.1%増加している。

検診別の受診者数は、集団検診一会場当たりの受診数が減少し、個別検診期間中の受診者が増加している。

目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対し検診受診の動機付けが必要であることから、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体と対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

検診の精度として、陽性反応的中度が個別検診、集団検診ともに4.0%（許容値1.0%以上）以上、がん発見率は全体で0.24%（許容値0.11%以上）となっており、一次検診の精度として適正であると考えられる。

今後も精密検査を受けていない未受診者に対し、個別通知により精密検査受診勧奨、及び受診状況の確認を行い、未受診者の減少に努める。

## (2) 子宮頸がん検診

### 《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

### 《内容》

#### ① 対象者

- 1) 市内在住の20歳以上の偶数年齢で、職場等において検診を受ける機会のない女性
- 2) がん検診推進事業対象者

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月2日～12月12日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車輛での子宮頸部細胞診を実施

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

#### ③ 周知方法

##### ア 個人通知

市内在住の20歳以上の偶数年齢の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・30・40・50・60・70歳のかた
- ・ 平成24年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 平成23年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ がん検診推進事業対象者のかた

##### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

##### ウ 母子保健事業の案内文に、リーフレットを同封

##### エ 母子保健事業会場で保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布

##### オ 市内幼稚園・保育園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(1,360部)

##### カ 家庭教育学級に参加し、事業説明及びリーフレットの配布(各校1部)

##### キ 転入者への学童期予防接種予診票発送時に検診受診勧奨PRのちらしを同封

##### ク 京成佐倉駅、京成臼井駅、京成ユーカリが丘駅、京成志津駅、京成勝田台駅構内に、検診受診勧奨PRのちらしを配架

##### ケ JR佐倉駅市民ギャラリースペースに検診受診勧奨PRのポスターを掲示

##### コ 成人式にてPRちらしを配布

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
21年度	19,821	3,463	17.5
22年度	19,821	3,620	18.3
23年度	19,821	3,714	18.7
24年度	20,694	3,752	18.1
25年度	20,694	3,716	18.0

※受診者数は無料クーポン券対象者を含む

※対象者数：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年かつ偶数年齢での受診）  
（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

②検診実施結果

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	20,694	1,430	6.9	24	1.7	24	2
個別		2,286	11.0	20	0.9	16	3
計	20,694	3,716	17.9	44	1.2	40	5



③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者数 人	受診者数			検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%	人	人			
20～24	866	57	6.6	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
25～29	695	144	20.7	141	97.9	3	2.1	1	33.3	2	0	
30～34	1,044	417	39.9	404	96.9	13	3.1	12	92.3	1	2	
35～39	1,369	365	26.7	357	97.8	8	2.2	8	100.0	0	0	
40～44	1,116	593	53.1	583	98.3	10	1.7	10	100.0	0	2	
45～49	950	176	18.5	175	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0	
50～54	1,042	269	25.8	266	98.9	3	1.1	2	66.7	1	0	
55～59	1,722	208	12.1	206	99.0	2	1.0	2	100.0	0	0	
60～64	2,728	517	19.0	516	99.8	1	0.2	1	100.0	0	0	
65～69	2,775	363	13.1	362	99.7	1	0.3	1	100.0	0	0	
70～74	2,173	449	20.7	448	99.8	1	0.2	1	100.0	0	0	
75～79	1,690	117	6.9	116	99.1	1	0.9	1	100.0	0	1	
80歳以上	2,524	41	1.6	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
小計	20,694	3,716	18.0	3,672	98.8	44	1.2	40	90.9	4	5	
集団	20,694	1,430	18.0	1,406	98.3	24	1.7	23	95.8	1	2	
個別		2,286		2,266	99.1	20	0.9	17	85.0	3	3	
合計	20,694	3,716	18.0	3,672	98.8	44	1.2	40	90.9	4	5	

※60歳：集団検診にて2名不適正検体となる。個別医療機関で受診となり、個別のみ計上する。

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診は、50%を目標としているが、今年度 18.0%と目標に達していない。目標達成のために、未受診者の掘りおこしと、未受診者の未受診理由に応じた啓発を行うことが必要である。また、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体、対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

子宮頸がん検診の事業評価指標についてはすべて目標値に達している。今後も、精密検査の未受診者勧奨を行うことで、未把握者の減少に努めていく。

## がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」  
(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

### 《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

### 《内容》

#### ① 対象者

平成 25 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

#### ● 子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年齢	生年月日
20歳	平成 4 (1992) 年4月2日～平成 5 (1993) 年4月1日
25歳	昭和62 (1987) 年4月2日～昭和63 (1988) 年4月1日
30歳	昭和57 (1982) 年4月2日～昭和58 (1983) 年4月1日
35歳	昭和52 (1977) 年4月2日～昭和53 (1978) 年4月1日
40歳	昭和47 (1972) 年4月2日～昭和48 (1973) 年4月1日

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月2日～12月12日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内7医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

#### ③ 周知方法

##### ア 個人通知

対象者全員に個人通知 (5月下旬)

対象者のうち、30歳、35歳、40歳の子宮頸がん検診未受診者へ勸奨ハガキを送付

##### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

## 《実績》

### ① 過去の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
21年度	5,757	853	14.8
22年度	5,696	1,023	18.0
23年度	5,370	898	16.7
24年度	5,154	885	17.2
25年度	5,051	780	15.4

### ② 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	5,051	229	4.5	12	5.2	12	0
個別		551	10.9	7	1.3	5	1
計	5,051	780	15.4	19	2.4	17	1

### ③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
				人	%	人	%	人	%		
20歳	847	29	3.4	29	100.0	0	0.0	0	100.0	0	0
25歳	875	114	13.0	112	98.2	2	1.8	1	50.0	1	0
30歳	967	169	17.5	162	95.9	7	4.1	6	85.7	1	1
35歳	1,039	253	24.4	247	97.6	6	2.4	6	100.0	0	0
40歳	1,323	215	16.3	211	98.1	4	1.9	4	100.0	0	0
小計	5,051	780	15.4	761	97.6	19	2.4	17	89.5	2	1
集団	5,051	229	15.4	217	94.8	12	5.2	12	100.0	0	0
個別		551		544	98.7	7	1.3	5	71.4	2	1
合計	5,051	780	15.4	761	97.6	19	2.4	17	89.5	2	1

## 《考察》

平成 21 年度から 5 年間「女性特有のがん検診推進事業」を実施して今年度が最終年度となる。がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切であるため、無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

### (3) 乳がん検診

#### 《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

#### 《内容》

##### <マンモグラフィ>

###### ① 対象者

- ・市内在住の40歳以上で、平成24年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・がん検診推進事業対象者

###### ②実施方法

###### ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月3日～2月21日、4会場延べ17日間（40歳代、7日間。50歳以上、10日間）
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・検診車輦でのマンモグラフィを実施  
40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

###### イ 個別検診（予約制）

がん検診推進事業対象者のみ、聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期間 6月1日～2月28日
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施  
40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

##### <超音波検査>

###### ア 集団検診

###### ① 対象者

市内在住の30歳以上39歳以下で、平成24年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

###### ② 実施方法

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月13日～2月15日、4会場延べ5日間
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・検診車輦での超音波検査を実施

###### イ 個別検診

###### ① 対象者

市内在住の30歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

###### ② 実施方法

- ・期間 6月1日から12月10日、市内15医療機関で実施
- ・費用 2,000円（税込み）

- ・超音波検査を実施

### ③周知方法

#### ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成24年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ 母子保健事業の案内文に、リーフレットを同封

エ 母子保健事業会場で保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布

オ 市内幼稚園・保育園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布

カ 家庭教育学級に参加し、事業説明及びリーフレットの配布(各校1部)

キ 転入者への学童期予防接種予診票発送時に検診受診勧奨PRのちらしを同封

ク 京成佐倉駅、京成臼井駅、京成ユーカリが丘駅、京成志津駅、京成勝田台駅構内に、検診受診勧奨PRのちらしを配架

ケ J R佐倉駅市民ギャラリースペースに検診受診勧奨PRのポスターを掲示

コ 聖隷佐倉市民病院で実施するマンモサンデーのポスターを掲示

サ ちば県民保健予防財団からの乳がん検診PRポスターを掲示

シ 無料クーポン券対象者へ勧奨ハガキの送付(51歳、56歳)

ス 地区回覧(11月)

### 《実績》

#### ① 過去5年間の実施状況(無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者□(人)	受診率□(%)
21年度	36,095	5,975	16.6
22年度	36,095	6,055	16.8
23年度	36,095	6,290	17.4
24年度	38,267	6,146	16.1
25年度	38,267	6,311	16.5

※対象者数：市区町村人口－(就業者数－農林水産従事者数)

(各係数には、国勢調査の報告人数を用いる。平成24年度から平成22年度報告人数参照)

#### ② マンモグラフィ(再掲)過去3年間実施状況

年度	対象者(人)	受診者□(人)	受診率□(%)
23年度	30,898	3,440	11.1
24年度	33,443	3,087	9.2
25年度	33,443	3,032	9.1

※国の乳がん検診は、「40歳以上のマンモグラフィ」の受診者が対象。

③ 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	人	人	人
女性	30～34	2,087	390	18.7	374	95.9	16	4.1	16	0	0	0
	35～39	2,737	461	16.8	436	94.6	25	5.4	24	0	1	0
	40～44	2,231	703	31.5	658	93.6	45	6.4	44	0	1	2
	45～49	1,900	473	24.9	440	93.0	33	7.0	32	0	1	1
	50～54	2,084	532	25.5	507	95.3	25	4.7	24	0	1	3
	55～59	3,444	607	17.6	572	94.2	35	5.8	33	0	2	1
	60～64	5,457	917	16.8	876	95.5	41	4.5	39	0	2	2
	65～69	5,551	860	15.5	824	95.8	36	4.2	34	0	2	4
	70～74	4,347	811	18.7	783	96.5	28	3.5	26	0	2	1
	75～79	3,380	382	11.3	373	97.6	9	2.4	9	0	0	2
	80歳以上	5,049	175	3.5	175	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	38,267	6,311	16.5	6,018	95.4	293	4.6	281	0	12	16	
集団	マンモグラフィ	38,267	2,602	16.5	2,459	94.5	143	5.5	140	0	3	10
	超音波		473		456	96.4	17	3.6	17	0	0	0
個別	マンモグラフィ	38,267	430	16.5	389	90.5	41	9.5	39	0	2	1
	超音波		2,806		2,714	96.7	92	3.3	85	0	7	5
合計	38,267	6,311	16.5	6,018	95.4	293	4.6	281	0	12	16	

※無料クーポン券対象者のうち、マンモグラフィと超音波の重複受診者 17 人については、マンモグラフィにのみ計上する。

※精検受診：精検機関より精検結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日、受診機関、精検法、精検結果の 4 つ全て）を申告したもの。

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診したとしても精検結果が正確にわからないもの全て。

④ 検診種類別検診実施結果及び精密検査受診状況

<マンモグラフィ検査>

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	33,443	2,602	7.8	143	5.5	140	10
個別		430	1.3	41	9.5	39	1
計	33,443	3,032	9.1	184	6.1	179	11

※国の乳がん検診は、「40 歳以上のマンモグラフィ」の受診者が対象。

年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	2,231	493	22.1	459	93.1	34	6.9	34	0	0	2
45～49	1,900	349	18.4	320	91.7	29	8.3	28	0	1	1
50～54	2,084	364	17.5	343	94.2	21	5.8	21	0	0	2
55～59	3,444	424	12.3	394	92.9	30	7.1	29	0	1	1
60～64	5,457	587	10.8	554	94.4	33	5.6	31	0	2	2
65～69	5,551	443	8.0	425	95.9	18	4.1	17	0	1	3
70～74	4,347	275	6.3	261	94.9	14	5.1	14	0	0	0
75～79	3,380	84	2.5	79	94.0	5	6.0	5	0	0	0
80歳以上	5,049	13	0.3	13	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	33,443	3,032	9.1	2,848	93.9	184	6.1	179	0	5	11
集団	33,443	2,602	8.9	2,459	94.5	143	5.5	140	0	3	10
個別		430		389	90.5	41	9.5	39	0	2	1
合計	33,443	3,032	9.1	2,848	93.9	184	6.1	179	0	5	11

<超音波検査>

検診方法	受診者 (人)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	473	17	3.6	17	0
個別	2,806	92	3.3	85	5
計	3,279	109	3.3	102	5

年代	受診者数 人	検診結果				精密検査受診状況			
		異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%				
30～34	390	374	95.9	16	4.1	16	0	0	0
35～39	461	436	94.6	25	5.4	24	0	1	0
40～44	210	199	94.8	11	5.2	10	0	1	0
45～49	124	120	96.8	4	3.2	4	0	0	0
50～54	168	164	97.6	4	2.4	3	0	1	1
55～59	183	178	97.3	5	2.7	4	0	1	0
60～64	330	322	97.6	8	2.4	8	0	0	0
65～69	417	399	95.7	18	4.3	17	0	1	1
70～74	536	522	97.4	14	2.6	12	0	2	1
75～79	298	294	98.7	4	1.3	4	0	0	2
80歳以上	162	162	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	3,279	3,170	96.7	109	3.3	102	0	7	5
集団	473	456	96.4	17	3.6	17	0	0	0
個別	2,806	2,714	96.7	92	3.3	85	0	7	5
合計	3,279	3,170	96.7	109	3.3	102	0	7	5

※超音波検診は毎年受けることができるため、対象者としては数字を掲載していない。

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診は、50%を目標としているが、16.5%と目標値に達していない。目標達成のために、未受診者の掘りおこしと、未受診者の未受診理由に応じた啓発を行うことが必要で

ある。また、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、健診を受けることのメリットについて、媒体、対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

乳がん検診の事業評価として、マンモグラフィ検査の事業評価指標は目標値に達している。超音波検査についての事業評価指標はないが、要精検率 3.3% (40 歳以上 2.8%)、がん発見率 0.16% (40 歳以上 0.21%)、陽性反応的中率 4.6% (40 歳以上 7.4%) であった。次年度も個別通知による精密検査の受診勧奨と共に、受診状況の確認を行い、未把握者の減少に努めていく。



## がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」  
(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

### 《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

### 《内容》

#### ① 対象者

平成 25 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

#### ●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年齢	生年月日
40歳	昭和47(1972)年4月2日～昭和48(1973)年4月1日
45歳	昭和42(1967)年4月2日～昭和43(1968)年4月1日
50歳	昭和37(1962)年4月2日～昭和38(1963)年4月1日
55歳	昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日
60歳	昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12月3日～2月21日、市内4会場延べ17日間実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施  
40歳代(2方向)、50歳以上(1方向)で撮影

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関(聖隷佐倉市民病院)で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施  
40歳代(2方向)、50歳以上(1方向)で撮影

#### ③ 周知方法

##### ア 個人通知

- ・対象者全員に個人通知(5月下旬)
- ・対象者のうち、40歳の乳がん検診未受診者へ勧奨ハガキを送付(11月)
- ・対象者のうち、50歳の乳がん検診未受診者、かつ集団検診に申し込みをしていない方へ

勸奨ハガキを送付（1月）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 過去の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
21年度	6,627	1,381	20.8
22年度	6,628	1,177	17.8
23年度	6,418	1,355	21.1
24年度	6,040	1,025	17.0
25年度	6,173	1,052	17.0

② 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	6,173	622	10.1	42	6.8	42	0
個別		430	7.0	41	9.5	39	1
計	6,173	1,052	17.0	83	7.9	81	1

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
				人	%	人	%				
40歳	1,323	216	16.3	203	94.0	13	6.0	13	0	0	1
45歳	1,198	168	14.0	148	88.1	20	11.9	20	0	0	0
50歳	1,044	213	20.4	198	93.0	15	7.0	15	0	0	0
55歳	1,129	216	19.1	203	94.0	13	6.0	13	0	0	0
60歳	1,313	239	18.2	217	90.8	22	9.2	20	0	2	0
小計	6,007	1,052	17.5	969	92.1	83	7.9	81	0	2	1
集団	6,007	1,052	17.5	580	93.2	42	6.8	42	0	0	0
個別				430	90.5	41	9.5	39	0	2	1
合計	6,007	1,052	17.5	969	92.1	83	7.9	81	0	2	1

《考察》

平成 21 年度から 5 年間「女性特有のがん検診推進事業」を実施して今年度が最終年度となる。個別検診のマンモグラフィは聖隷佐倉市民病院で受けていただいているが、無料クーポン券制度が変化していく中、今後無料クーポン券以外の方も個別検診でマンモグラフィが受けられるように、市民の利便性を図れるとよい。また、がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切であるため、無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

## (4) 肺がん検診

### 《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

### 《内容》

#### ①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

#### ②実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月1日～12月9日、市内18会場、57日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車輦での胸部間接撮影及び読影を実施

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内40医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

#### ③ 周知方法

##### ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成24年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

##### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

### 《実績》

#### ①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
21年度	46,442	14,750	31.8
22年度	46,442	15,741	33.9
23年度	46,442	16,278	35.1
24年度	52,479	16,986	32.4
25年度	52,479	17,289	32.9

#### ②検診実施結果

対象者(人)		受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団検診	52,479	9,564	18.2	87	0.9	75	2
個別検診		7,725	14.7	218	2.8	194	5
計	52,479	17,289	32.9	305	1.8	269	7

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
			人	%	異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	806	232	28.8	229	98.7	3	1.3	2	66.7	1	0
	45～49	581	155	26.7	153	98.7	2	1.3	1	50.0	1	0
	50～54	588	153	26.0	152	99.3	1	0.7	1	100.0	0	0
	55～59	816	178	21.8	176	98.9	2	1.1	2	100.0	0	0
	60～64	2,570	575	22.4	566	98.4	9	1.6	8	88.9	1	0
	65～69	4,216	1,480	35.1	1,455	98.3	25	1.7	21	84.0	4	0
	70～74	4,026	2,021	50.2	1,977	97.8	44	2.2	42	95.5	2	1
	75～79	2,812	1,365	48.5	1,334	97.7	31	2.3	25	80.6	6	1
	80歳以上	2,621	737	28.1	706	95.8	31	4.2	28	90.3	3	2
	小計	19,036	6,896	36.2	6,748	97.9	148	2.1	130	87.8	18	4
女性	40～44	2,231	520	23.3	519	99.8	1	0.2	1	100.0	0	1
	45～49	1,900	395	20.8	394	99.7	1	0.3	1	100.0	0	0
	50～54	2,084	424	20.3	420	99.1	4	0.9	3	75.0	1	0
	55～59	3,444	632	18.4	625	98.9	7	1.1	5	71.4	2	0
	60～64	5,457	1,501	27.5	1,485	98.9	16	1.1	15	93.8	1	0
	65～69	5,551	2,224	40.1	2,196	98.7	28	1.3	26	92.9	2	0
	70～74	4,347	2,404	55.3	2,364	98.3	40	1.7	34	85.0	6	1
	75～79	3,380	1,401	41.4	1,368	97.6	33	2.4	31	93.9	2	1
	80歳以上	5,049	892	17.7	865	97.0	27	3.0	23	85.2	4	0
	小計	33,443	10,393	31.1	10,236	98.5	157	1.5	139	88.5	18	3
男性	集団	19,036	4,014	36.2	3,965	98.8	49	1.2	43	87.8	6	1
	個別		2,882		2,783	96.6	99	3.4	87	87.9	12	3
女性	集団	33,443	5,550	31.1	5,512	99.3	38	0.7	32	84.2	6	1
	個別		4,843		4,724	97.5	119	2.5	107	89.9	12	2
合計		52,479	17,289	32.9	16,984	98.2	305	1.8	269	88.2	36	7

《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を国の目標値50%としている。今年度は32.9%と計画策定時より8.4%増加している。

検診別の受診者数は集団検診が減少し、個別検診の受診者が増加している。年齢別にみると男女とも40～64歳まで及び80歳以上の受診率が低い。

目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対し検診受診の動機付けが必要であることから、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体と対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今引き続き未受診者に勧奨を行い、受診につなげていくよう努める。

検診の精度としては、陽性反応的中度が個別検診、集団検診ともに2.0%（許容値1.3%以上）以上、がん発見率は全体で0.04%（許容値0.03%以上）となっており、一次検診の精度として適正と考えられる。

## (5) 大腸がん検診

### 《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

### 《内容》

#### ①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

#### ②実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月1日～12月9日、市内18会場延べ57日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内46医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

#### ③周知方法

##### ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成24年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ がん検診推進事業対象者のかた

##### イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

### 《実績》

#### ①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
21年度	46,442	12,673	27.3
22年度	46,442	13,542	29.2
23年度	46,442	15,375	33.1
24年度	52,479	15,302	29.2
25年度	52,479	15,760	30.0

#### ②検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団検診	52,479	8,601	16.4	394	4.6	343	17
個別検診		7,159	13.6	540	7.5	459	22
計	52,479	15,760	30.0	934	5.9	802	39

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	806	199	24.7	190	95.5	9	4.5	6	66.7	3	0
	45～49	581	164	28.2	159	97.0	5	3.0	4	80.0	1	0
	50～54	588	146	24.8	137	93.8	9	6.2	9	100.0	0	0
	55～59	816	191	23.4	181	94.8	10	5.2	8	80.0	2	0
	60～64	2,570	553	21.5	518	93.7	35	6.3	29	82.9	6	2
	65～69	4,216	1,298	30.8	1,214	93.5	84	6.5	66	78.6	18	6
	70～74	4,026	1,736	43.1	1,601	92.2	135	7.8	121	89.6	14	9
	75～79	2,812	1,215	43.2	1,109	91.3	106	8.7	92	86.8	14	4
	80歳以上	2,621	623	23.8	553	88.8	70	11.2	61	87.1	9	3
	小計	19,036	6,125	32.2	5,662	92.4	463	7.6	396	85.5	67	24
女性	40～44	2,231	538	24.1	514	95.5	24	4.5	17	70.8	7	0
	45～49	1,900	412	21.7	394	95.6	18	4.4	15	83.3	3	1
	50～54	2,084	478	22.9	463	96.9	15	3.1	14	93.3	1	0
	55～59	3,444	678	19.7	661	97.5	17	2.5	16	94.1	1	0
	60～64	5,457	1,481	27.1	1,419	95.8	62	4.2	60	96.8	2	0
	65～69	5,551	2,012	36.2	1,919	95.4	93	4.6	84	90.3	9	3
	70～74	4,347	2,086	48.0	1,984	95.1	102	4.9	88	86.3	14	7
	75～79	3,380	1,262	37.3	1,180	93.5	82	6.5	66	80.5	16	3
	80歳以上	5,049	688	13.6	630	91.6	58	8.4	46	79.3	12	1
	小計	33,443	9,635	28.8	9,164	95.1	471	4.9	406	86.2	65	15
男性	集団	19,036	3,479	32.2	3,281	94.3	198	5.7	167	84.3	31	11
	個別		2,646		2,381	90.0	265	10.0	229	86.4	36	13
女性	集団	33,443	5,122	28.8	4,926	96.2	196	3.8	176	89.8	20	6
	個別		4,513		4,238	93.9	275	6.1	230	83.6	45	9
合計		52,479	15,760	30.0	14,826	94.1	934	5.9	802	85.9	132	39

《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を、国の目標値50%としている。今年度は30.0%と計画策定時より9.8%増加している。65歳以上の男女でがんの発見数が多い。

検診別の受診者数は、集団検診の受診数が減少し、個別検診の受診者が増加している。

目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対し検診受診の動機付けが必要であることから、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体と対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

精密検査未受診者への個別勧奨は実施しており、毎年わずかではあるが受診率は増加傾向にある。今後も未受診者割合の減少に務めていく。

検査の精度は、陽性反応の中度が個別検診、集団検診ともに4.0%以上（許容値1.9%以上）、がん発見率は全体で0.25%（許容値0.13%以上）となっており、一次検診の精度として適正であると考えられる。

## がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」

(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

### 《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

### 《内容》

#### ① 対象者

平成 25 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の男性及び女性のかた

#### ●大腸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和47(1972)年4月2日～昭和48(1973)年4月1日
45歳	昭和42(1967)年4月2日～昭和43(1968)年4月1日
50歳	昭和37(1962)年4月2日～昭和38(1963)年4月1日
55歳	昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日
60歳	昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月1日～12月9日、市内18会場延べ57日間実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内46医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

#### ③周知方法

##### ア 個人通知

対象者全員に個人通知

##### イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載

##### ウ 再勧奨(個別通知)

9月、11月に未受診者へ実施

《実績》

① 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	12,236	740	6.0	30	4.1	26	0
個別		478	3.9	26	5.4	21	1
計	12,236	1,218	10.0	56	4.6	47	1

② 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40	1,399	61	4.4	58	95.1	3	4.9	2	66.7	1	0
	45	1,208	42	3.5	40	95.2	2	4.8	2	100.0	0	0
	50	1,009	50	5.0	49	98.0	1	2.0	1	100.0	0	1
	55	1,029	53	5.2	48	90.6	5	9.4	4	80.0	1	0
	60	1,331	82	6.2	76	92.7	6	7.3	6	100.0	0	0
	小計	5,976	288	4.8	271	94.1	17	5.9	15	88.2	2	1
女性	40	1,346	169	12.6	159	94.1	10	5.9	6	60.0	4	0
	45	1,214	143	11.8	138	96.5	5	3.5	4	80.0	1	1
	50	1,069	141	13.2	135	95.7	6	4.3	5	83.3	1	0
	55	1,148	167	14.5	164	98.2	3	1.8	3	100.0	0	0
	60	1,483	310	20.9	295	95.2	15	4.8	14	93.3	1	0
	小計	6,260	930	14.9	891	95.8	39	4.2	32	82.1	7	1
男性	集団	5,976	189	4.8	179	94.7	10	5.3	9	90.0	1	0
	個別		99		92	92.9	7	7.1	6	85.7	1	1
女性	集団	6,260	551	14.9	531	96.4	20	3.6	17	85.0	3	0
	個別		379		360	95.0	19	5.0	15	78.9	4	0
合計		12,236	1,218	10.0	1,162	95.4	56	4.6	47	83.9	9	1

《考察》

がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切であるため、無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。



## 6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

### 《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

### 《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、栄養士、歯科衛生士

### 《実績》

#### ①訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20歳代	30歳代	40～64歳	65歳以上
生活習慣病	13	14	0	0	6	8
がん至急精密検査勧奨	15	15	0	4	5	6
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	4	9	0	2	4	3
歯科	7	9	0	0	0	9
その他	1	1	0	0	1	0
計	40	48	0	6	16	26

## ②年度別訪問指導実績

年 度	実人数	延人数
21年度	47	52
22年度	29	30
23年度	28	38
24年度	40	54
25年度	40	48

### 《考 察》

訪問指導を行った者のうち、6割は特定健康診査及びがん検診の結果、至急受診が必要な者を対象とした、受診勧奨、重症化予防を目的とした保健指導であった。そのうち特定健診でパニックデータ値となった者については、初回、訪問での指導を行うほか、半年後、電話や訪問にてその後の状況を確認し、評価まで行うこととした。ケースにより状況は異なるものの、どのケースも半年後、継続した受診が行えており、ほとんどのケースでデータの改善や行動変容が見られている。重症化予防において、健診直後に行う受診勧奨の訪問は有効な手段と思われる。

その他、40歳～64歳の市民を対象とした訪問指導で、継続した支援を必要とする者には、精神疾患による者がある。長年本人、家族が問題を抱えているケースも多く、一度二度の訪問指導では解決しない場合が多いものの、保健師が介入することで問題が整理されるメリットがある。また、問題点が複雑な場合が多く、訪問指導ではケースの特性に合わせた指導のできるため、これらケースの支援方法として適切と考える。

## 7. 特定健康診査（健康診査） - 特定保健指導

### (1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・特定健康診査の実施の割合 29.0% → 60.0% ・特定保健指導の実施の割合 36.0% → 60.0%

#### 《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

#### 《内容》

① 対象者 40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者

② 実施方法（平成25年度）

ア 集団健診（6月1日～12月9日、市内18会場延べ57日間）

集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施。

イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内42協力医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

平成25年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成26年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者に佐倉市検診受診券および案内文等送付

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所等にポスターを掲示し周知啓発を実施。

④ 健診項目

ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・尿検査

イ 詳細な健診の項目（医師の判断により受診する項目）

貧血検査・心電図検査・眼底検査

④ 受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と市民税非課税世帯は無料。

《実績》

① 特定健康診査等実施計画における目標と実績の推移

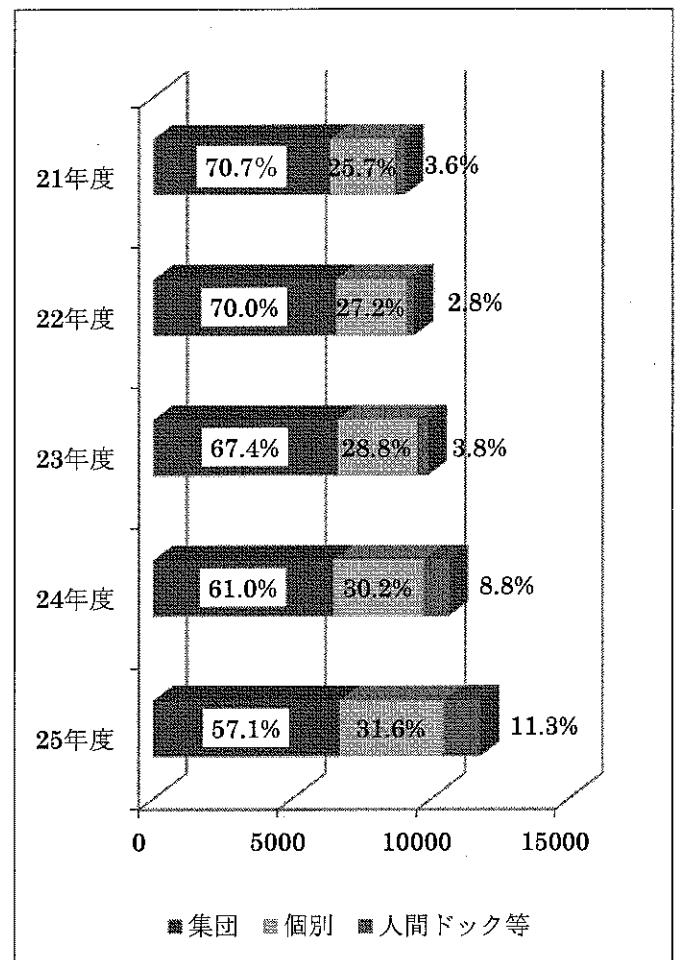
	第一期					第二期				
	20年度 (法定)	21年度 (法定)	22年度 (法定)	23年度 (法定)	24年度 (法定)	25年度 (概算)	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査 目標受診率	30%	40%	50%	60%	65%	35%	40%	45%	50%	60%
実績値	31.3%	28.2%	29.0%	29.4%	31.1%	—	—	—	—	—
特定保健指導 目標実施率	45%	45%	45%	45%	45%	40%	45%	50%	55%	60%
実績値	31.7%	37.9%	36.0%	34.1%	29.6%	—	—	—	—	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定。

② 健診方法別受診状況推移

年度	対象者数 (人)	受診方法	受診者数 (人)	受診率 (%)
21年度 (法定)	31,931	集団健診	6,362	19.9
		個別健診	2,316	7.3
		人間ドック等	321	1.0
		合計	8,999	28.2
22年度 (法定)	32,323	集団健診	6,553	20.3
		個別健診	2,543	7.9
		人間ドック等	264	0.8
		合計	9,360	29.0
23年度 (法定)	33,455	集団健診	6,627	19.8
		個別健診	2,831	8.5
		人間ドック等	380	1.1
		合計	9,838	29.4
24年度 (法定)	34,174	集団健診	6,480	19.0
		個別健診	3,209	9.4
		人間ドック等	933	2.7
		合計	10,622	31.1
25年度 (概算)	37,389	集団健診	6,710	17.9
		個別健診	3,712	9.9
		人間ドック等	1,329	3.6
		合計	11,751	31.4

【 健診方法別 割合推移 】



※25年度 佐倉市国民健康保険人間ドック助成利用者 909人

### ③後期高齢者健康診査受診状況推移

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者数(人)		13,817	14,375	14,708	15,546	15,910
受診者数(人)	集団		852	917	1,007	1,068
	個別		1,428	1,817	2,194	2,541
	合計	1,479	2,280	2,734	3,201	3,609
受診率(%)		10.7	15.9	18.6	20.6	22.7

#### 《その他》

##### ◎25年度未受診者勧奨について

##### 1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、21～23年度の3年間で全年齢、24年度は、40～74歳で一度も未受診勧奨をしていない方を対象として実施した。25年度は国民健康保険加入者の過半数を占める60歳以上の内、退職等で新たに加入する60歳代で特定健診を一度も受診していない方(9,711人)を対象とした。

##### 2. 勧奨方法

封書による勧奨文の個別通知を実施した。

職場の健診や人間ドック等の受診をしている方については、勧奨文にて健診結果の情報提供の協力を依頼し、健診結果を返送してもらうための返信用封筒を同封した。

##### 3. 勧奨結果

返信のあった497人のうち職場健診等のデータ提供は228人。特定健診(人間ドック助成者も含む)の受診確認は、560人で、情報提供と合わせると788人(未受診勧奨者全体の8.1%)の健診等の状況の確認ができた。

#### 《考 察》

未受診者については、勧奨を実施した対象者については、受診者が増加することが、過去の実績からもわかっているが、毎年、未受診者全員に勧奨を実施することは難しいため、健診の受診状況を分析しながら、対象者を選定し、より効果的な受診勧奨の実施を考えていきたい。

## (2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 目標値	市の現状 → (目標) ・ 特定保健指導の実施の割合 36% → 60%

### 《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

### 《内容》

#### ①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。図1

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

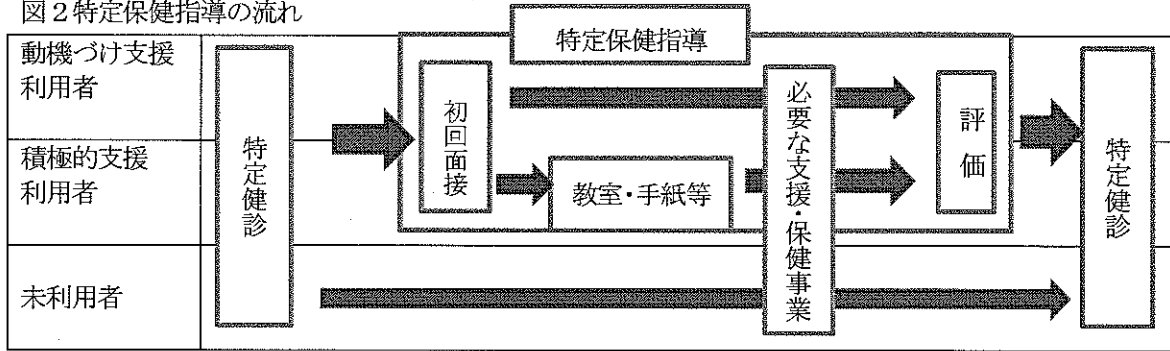
腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
	1つ該当			なし		

(注)喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

#### ②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と6か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と6か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

グループ支援型 27回                      個別支援型 35回(本人希望日による個別9回含む)

・方法

健診結果の返却と説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法講習会」2課・5コース及び「運動習慣づくり教室」5課・4コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

健康アドバイス会に参加した者には、その場で勧奨。また、健康アドバイス会に参加しなかった者は個別通知。

## ⑤終了時評価

### ・対象者

初回面接の参加者

### ・方法

初回面接の参加者には、「6か月経過後の健康さくら宣言書振り返りシート」を送付し、参加者が自ら評価する。参加者は記載した「6か月経過後の健康さくら宣言書振り返りシート」を返送し、保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行う。評価結果について「健康さくら宣言書振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し、参加者に送付する。

## 《実績》

### ① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特定健診対象者数 (人)		31,931	32,323	33,455	34,174	(37,389)
〃 受診者数 (人)		8,999	9,360	9,838	10,622	(11,751)
〃 受診率 (%)		28.2	29.0	29.4	31.1	(31.4)
特定保健指導対象者数 (人)		1,188	1,200	1,227	1,390	(1,226)
〃 終了者数 (人)		450	432	419	411	-
〃 実施率 (%)		37.9	36.0	34.1	29.6	-

動機づけ支援対象者数 (人)		969	986	976	1,112	(1,001)
〃 利用者数 (人)		435	418	415	406	(325)
〃 終了者数 (人)		435	418	411	394	-
〃 実施率 (%)		44.9	42.4	42.1	35.4	-
積極的支援対象者数 (人)		219	214	251	278	(225)
〃 利用者数 (人)		75	53	73	69	(54)
〃 終了者数 (人)		15	14	8	17	-
〃 実施率 (%)		6.8	6.5	3.2	6.1	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援のいずれの場合でも、初回面接から6か月経過後に、行動変容の状況等の終了時評価を実施し完了となることから、平成25年度の終了時評価が完了できるのは、平成26年9月末となる。このため、25年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているため、26年11月1日の法定報告後、法定報告数に変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

## 《考察》

今年度、初めて土曜日開催の健康アドバイス会を各センターで計3回実施した。若い世代の参加を見込んだ設定ではあったが、実際には参加者が少なく、特定保健指導利用率アップにはつながらなかった。そのため、当初予定していた日以外の本人の希望日に健康アドバイス会を設定し、積極的支援6人と動機づけ支援3人に実施した。

積極的支援の利用率向上を図るため、対象者が支援の方法を選択しやすいようにリーフレットを工夫した。また、6か月後の評価を確実にを行うために、テキストにPR用のシールを添付するなどの工夫をした。

今後も、参加しやすい開催日や参加意識が上がるようなお知らせ文の作成や、終了率を向上できるように内容について検討していく。



## 8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条(正しい知識の普及) 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少(人口10万人当たり) 26.11人→19.52人

### (1) 精神科医によるこころの健康相談

#### 《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気や悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

#### 《内容》

- ①対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「産後うつ」「育児ノイローゼ」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内  
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

#### 《実績》

##### ①会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		ミレニアムセンター佐倉		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成22年度	2	6	2	6	1	1	1	3	6	16
平成23年度	2	8	2	5	1	3	1	4	6	20
平成24年度	2	5	2	7	2	8	—	—	6	20
平成25年度	2	4	2	6	2	4	—	—	6	14

##### ②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	1	2	8	3

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者			
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族	(別掲) 家族同席
人数	7	7	人数	5	1	9	1

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	13	5	4	1	0	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	11	3

《考 察》

各会場の利用者数は前年度に比べて減少している。また、実施会場により利用者数に差がみられる。

当日の相談者は6割が家族、4割が本人である。相談内容は健康問題が多く、そのうちの約4割が精神疾患の治療をしている。精神疾患を抱える家族への対応方法について相談にくるケースや、子どもの引きこもりや自立に悩み、親が相談に来るケースが多く、「どのように接したらいいか」「本人を受診させたいがどのようにしたらいいか」という対応方法に関する相談が多い。家族は問題解決のための方法を知るだけでなく、悩みを抱える辛さを吐露することができ家族支援になっている。

今年度から、相談後の保健師による継続支援を実施した。79%が継続支援を行っており、相談後の状況確認のための支援が多い。相談後、状況好転や他機関へ繋がっていることから、継続支援1回で終了となるケースが多い。次年度も、自殺予防の観点から、相談者の悩みが解決に向かうまで確実に支援するためにも継続支援の実施をしていく。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内  
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成24年度	2	8	2	5	2	4	6	17
平成25年度	2	6	3	12	1	2	6	20

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	8	9	3

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者		
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族
人数	4	16	人数	17	1	3

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	15	4	7	0	3	1

⑤継続支援の有無

内訳	有		無
		(再掲) 母子ケース	
人数	15	6	5

《考察》

予約はほぼ毎回埋まっており、住民のニーズを実感した。実施会場により、利用者数に差がみられる。今年度は、昨年度の実績から西部保健センターでの実施回数を増やしたが、キャンセル待ちとなる方も多かった。キャンセル待ちの方へは、別の相談窓口への案内や、別日の実施会場の予約状況に空きがあった場合に案内するなど相談へ繋がるように対応している。

家族からの相談が多い精神科医相談と異なり、カウンセラー相談は本人の相談が多い。また、利用者の多くは女性である。相談内容は、健康問題や家族問題が多く、対人関係のストレスや気持ちのコントロールに関する相談が多い。相談後は「話を聴いてもらえて良かった。気持ちが軽くなった。」「具体的な対応方法を教えてくれて良かった。」と、相談に満足している方が多かった。希望者には、他機関で実施しているカウンセラー相談を紹介するなどの対応を行った。

今年度から、相談後の保健師による継続支援を実施した。75%が継続支援となっており、その後の状況確認のためによる支援が多い。その後、状況好転しており継続支援1回で終了となるケースが多い。また、すでに継続支援中の母子ケースでは、相談後の母親の反応としては「スッキリした」「気持ちが落ち着いた」とカウンセラー相談へ好反応がみられる。引き続き、相談者の悩みが確実に解決に向かうまで継続支援の実施をしていく。また、母子ケースへの支援方法の1つとしても活用していく。

### (3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業

#### 《目的》

国からの「地域自殺対策緊急強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

#### 《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
講師	聖マリアンナ医科大学神経精神科研究員 田口 学氏
日時	①平成26年1月23日（木） 14:00～16:00 ②平成26年2月13日（木） 14:00～16:00
対象 / 会場	①市民・市内在勤者 / 健康管理センター ②市役所職員・相談員 / 市役所1号館6階大会議室
参加者数	①123人 ②52人（内訳：職員45人、相談員7人）

#### 《考察》

24年度から職員向けのゲートキーパー養成研修を実施しているが、25年度は相談員への参加を周知した。地域包括支援センターや社会福祉協議会、教育センターの相談員が参加した。

また、新たに市民向けにゲートキーパー養成研修を実施した。定員70名で募集したが、140名を超える申込みがあった。「身近に悩んでいる人がいるので、自分にできることを学びたい」という声がとても多く、市民の意識の高さを感じた。スキルアップとして傾聴講座を希望する声が多かったため、26年度に実施を検討していきたい。今後は、より多くのゲートキーパーを養成していくことと、それをいかに地域で発展させていくかが課題である。

#### 《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会&映画上映会
内容	講演「うつ円満セミナー あなたが大切な人にできる5つのこと」 映画「パッチアダムス」
講師	株式会社ありがトン代表・うつ専門カウンセラー 澤登 和夫氏
日時	平成26年2月5日（水） 13:00～17:00
対象 / 会場	市民・近郊の方 / 市民音楽ホール
参加者数	246人（申込制としたが、当日参加も可とした）

#### 《考察》

市内医療機関や公共機関、主要施設など広範囲にチラシ・ポスターを掲示し周知したため、平日にも関わらず多くの方が参加した。当日参加も可としたため、通りがかりにポスターを見て参加した者もいた。しかし、平日であったため若い世代の参加が少なかった。

アンケートでは、講演内容が具体的でわかりやすく、学ぶことができたと答えた方が多かった。また、うつ病を経験した講師の話がとても良かったという意見が多かった。映画上映についても、ほとんどの方が良かったと答え、満足度が高かった。次回は27年度に実施予定であるが、休日に開催し、若い世代も参加できるようにしていきたい。

#### (4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

##### 《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要があるとされていることから、庁内関係所属による連絡会議を開催することにより、佐倉市でも職員一人ひとりが市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができることを目的とする。

##### 《内容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 13 課、計 18 名。 健康増進課、企画政策課、総務課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課、社会教育課
開催日	平成 25 年 8 月 21 日 (水) 14:30~15:45
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の現状について (国・市の現状)</li> <li>・平成 24 年度「こころの健康づくり事業」実施結果について</li> <li>・効果的な自殺対策について (他自治体の効果的な取り組みの紹介)</li> <li>・平成 25 年度「こころの健康づくり事業」予定について</li> <li>・情報交換 (各課の取り組みについて)</li> </ul>

##### 《考察》

今年度も自殺対策庁内連絡会議を 2 回行う予定だったが、自殺対策事業が多かったため、会議よりも事業を優先した。今年度初めて、図書館の理解・協力を得て、3 月の自殺対策強化月間に啓発コーナーを設置することができた。今後も、他課との協働を通して、自殺予防への理解を深めていきたい。

#### (5) 普及啓発活動

時期	実施内容
平成 25 年 9 月 自殺予防週間	・自殺予防週間 (9 月 10 日~16 日) のポスターを庁内の関係各課へ掲示
9 月 26 日	・市民カレッジ 2 学年 84 人に対し、メンタルヘルスについて講義 (こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパーについて)
11 月 14 日 11 月 28 日	・大人女子の健康塾でこころの健康づくりについて講義 (こころの病気、ストレスへの対応、自殺の現状とゲートキーパーについて)
1 月 15 日	・広報トップ記事にゲートキーパーについて、記事を掲載 (2 月 5 日の講演会、2 月 13 日のゲートキーパー養成研修の募集記事掲載)
平成 26 年 3 月 自殺対策強化月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センター、図書館 3 施設に、啓発コーナーを実施 (のぼり旗やポスター、リーフレットの展示) 図書館では関連図書の展示を行った。</li> <li>・市役所にのぼり旗を設置。(1・2 号館、社会福祉センター)</li> <li>・強化月間ポスターと、相談窓口カードを一緒に掲示 (関係施設 32 か所)</li> <li>・広報・・・自殺対策強化月間の記事を掲載</li> <li>・ホームページ・・・強化月間の特集記事掲載。 図書館啓発やゲートキーパー養成研修、講演会の内容を掲載。</li> <li>・チャンネルさくら・・・自殺の現状と自殺対策、講演会について放送。</li> </ul>



## VI 市民の健康





## 1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら21 (第2次) 目標値		(市の現状) → (目標)	
	・よくかんで食べる人の割合	小中高生 60歳台	新設の指標 →70.0% 81.3% → 90.0%
	・6024達成者の割合		53.3% → 70.0%
	・8020達成者の割合		34.1% → 50.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	32.2% → 65.0%

### (1) 歯ッピーかみんぐフェア (むし歯予防大会)

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区 後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所

#### 《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

#### 《内容》

- ① 日 時 平成25年10月27日 10:00～16:30
- ② 場 所 ウィンストンホテルユーカリ 4階
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたつと・佐倉よみうり・オニオン新聞・各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

#### 《実績》

コーナー名	内 容	参加者数 (人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	164
口腔がん健診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	194
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	75
	口臭測定	115
食育コーナー	レシピ配布	58
	栄養相談	10
	食育ゲーム	55
健康相談コーナー	健康相談・希望者に血圧測定	55
	禁煙相談・禁煙に関するチラシ配布	12
体組成測定	体組成測定・パネル展示 (生活習慣予防・ロコモ予防)	101
高齢者福祉課コーナー	大人のすうじ盤・「認知症予防10か条」のパネル展示	181
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文	115点

## (2) よい歯のコンクール

### 《目的》

歯の健康が優れている方を表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

### 《内容》

- ①日 時 平成 25 年 5 月 12 日 9:30~11:00
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部：80 歳以上で自分の歯が 20 本以上ある方  
親子の部：昨年度 3 歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のない方  
標語の部：市内在住、在勤、在学している方  
作文の部：市内在住、在勤、在学している 20 歳以上の方
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰  
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑤周知方法 こうほう佐倉、3 歳児健診会場でむし歯のない幼児の保護者にチラシ配布  
保育園にポスター掲示、歯科医院からの紹介
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

### 《実績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部 (作品数)	作文の部 (作品数)
21	2	12	22	0
22	6	5	11	0
23	4	4	1	0
24	8	8	4	0
25	7	12	2	0

### 《考察》

歯ッピーかみんぐフェアについて、平成 25 年度は、会場をすべてウィシュトンホテルに移しての開催となった。昨年度までの併設会場（ユー！キッズ）で歯みがき指導等のコーナーを設置していた時は、幼児・小学生の参加が多かったが、今回は、親子での参加が減少し、40 歳以上の成人の参加が多くみられた。今後、市民が参加したいと思うイベントにするために、内容についても工夫していく必要がある。

よい歯のコンクールについては、高齢者の部 7 名、親子の部 12 組の参加があった。親子の部の周知方法として、3 歳児健診会場でむし歯のない幼児の保護者にコンクールの案内チラシを渡しているが、職員が直接声をかけなければ会場で申し込みする方が少ないため、今後、案内チラシの内容や、周知方法について検討していきたい。

## 2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」										
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">（市の現状）→（目標）</p> <p><b>[休養・こころの健康づくり]</b></p> <p>・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6% → 60.0% 中・高生 49.1% → 60.0%</p> <p><b>[生活習慣病(がん検診)]</b></p> <p>・がん検診の受診者の割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>子宮がん</td><td>18.3% → 50.0%</td></tr> <tr><td>乳がん</td><td>16.8% → 50.0%</td></tr> <tr><td>胃がん</td><td>27.3% → 50.0%</td></tr> <tr><td>肺がん</td><td>33.9% → 50.0%</td></tr> <tr><td>大腸がん</td><td>29.2% → 50.0%</td></tr> </table> <p><b>[妊娠・出産・周産期]</b></p> <p>・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加傾向へ</p> <p><b>[歯の健康]</b></p> <p>・定期歯科健診を受けている人の割合 20歳以上 32.2% → 65.0%</p>	子宮がん	18.3% → 50.0%	乳がん	16.8% → 50.0%	胃がん	27.3% → 50.0%	肺がん	33.9% → 50.0%	大腸がん	29.2% → 50.0%
子宮がん	18.3% → 50.0%										
乳がん	16.8% → 50.0%										
胃がん	27.3% → 50.0%										
肺がん	33.9% → 50.0%										
大腸がん	29.2% → 50.0%										

### 《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

### 《内容》

- ①対象 市民（制限なし）
- ②方法 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区）
- ③内容 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施した。
- ④周知方法 こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折込、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介した。

### 《実績》

#### ①医科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
21	正しく知ろうインフルエンザ ～インフルエンザに負けないために～ 「インフルエンザ感染症の動向」	ウイシュトンホテルユーカリ 2月14日(日) 100人
22	正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「認知症治療における支援体制」	音楽ホール 10月11日(月) 350人
23	うつ病を正しく知る 「うつ病の正しい知識—早く気づいて早く治そう！」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
23	寝たきりを防ぐために 今注目のロコモを知ろう (1)「ロコモティブシンドロームとよく見る骨・関節疾患」 (2)「ロコモーショントレーニングの実践」	音楽ホール 2月26日(日) 600人

年度	テーマ・内容	開催情報
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「慢性閉塞性疾患（COPD）のすべてを教えます」	音楽ホール 2月24日（日） 450人
25	こどもたちの未来を守るワクチン ～予防接種を知ろう～	音楽ホール 2月23日（日） 50人

## ②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
21	正しく知ろうインフルエンザ ～インフルエンザに負けないために～ 「口腔衛生とインフルエンザ予防」	ウイシユトンホテルユーカリ 2月14日（日） 100人
22	正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「噛むチカラで脳を守る」	音楽ホール 10月11日（月） 350人
23	うつ病を正しく知る 「その痛みは“うつ病”かもしれません」	音楽ホール 10月2日（日） 450人
	アンチエイジングのための「スッキリさわやか笑顔エクササイズ」 ～筋肉は何歳からでも応えてくれる～	志津コミセン 2月19日（日） 150人
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「歯科医からのCOPDの患者さんへのアドバイス」	音楽ホール 2月24日（日） 450人
25	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 2月9日（日） 中止（大雪）

## 《考 察》

平成25年度の市民公開講座は、こどもたちの未来を守るワクチン～予防接種を知ろう～について、子育て世代への理解を得るために、予防接種の必要性やアドバイス等の講座を行った。

しかし、子育て世代の参加が少なかったため、今後は、多くの方が参加して頂ける内容を検討し実施する。

歯科の市民公開講座に関しては、大雪による影響を考慮し、中止とした。

### 3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら21 (第2次) 目標値	<p>(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥満・やせの割合：20～60歳台男性の肥満者 29.7%→28.0%</li> <li>40～60歳台女性の肥満者 18.0%→15.0%</li> <li>20歳台女性のやせの者 7.1%→5.0%</li> <li>40歳台男性の肥満者 43.6%→減少</li> <li>・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 新設の指標→80.0%</li> <li>・朝食を必ず食べる人の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>男性：20歳台 59.4%→60%、30歳台 57.9%→60%</li> <li>女性：20歳台 62.9%→70%、30歳台 67.8%→70%、40歳台 61.7%→70%</li> </ul> </li> <li>・食事を一人で食べる子どもの割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>「朝食」：小学生 32.1%→減少、中学生 53.9%→減少</li> <li>「夕食」：小学生 2.3%→減少</li> </ul> </li> </ul>

#### (1) 食生活改善推進員養成講座

##### 《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

##### 《内容》

- ① 対象者：市民（性別問わず） ②開催時期：9月から1月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：こうほう佐倉8月1日号・ポスター及びチラシの配布
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容の一部	時間	講師
1	開講式・オリエンテーション	9:30～10:10	保健師
	佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら21」について、佐倉市の保健事業について	10:10～11:00	
	食事バランスガイドについて	11:10～11:50	
2	栄養素の働きと食品成分表の使い方	9:30～10:30	栄養士
	佐倉市食育推進計画について、食育DVD視聴	10:40～11:20	〃
	簡単おやつを紹介、試食	11:30～11:50	〃
3	健康さくら21の「食に関する課題」	9:30～10:00	栄養士
	献立の立て方と食品の計量	10:10～10:50	〃
	食中毒予防と手洗い実習、調理実習(バランスのとれた食事)	11:00～12:50	〃
4	メタボリックシンドローム予防とがん予防	9:30～10:20	保健師
	身体活動・運動習慣のある生活	10:30～11:00	〃
	歯と咀嚼、お口の健康体操	11:10～11:50	歯科衛生士
5	生活習慣病予防と食生活について	9:30～	栄養士
	適正体重、必要エネルギー量の算出	10:50	〃
	調理実習(おいしい生活習慣病予防の食事)	11:00～12:50	〃

課	学習内容の一部	時 間	講 師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会 閉校式(修了証書授与)	9:30～10:00 10:00～11:30 11:30～11:50	栄養士 推進員

### 《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成 21 年	1	2	4	0	0	1	0	8	8	100
平成 22 年	1	5	4	1	0	0	0	11	10	91
平成 23 年	2	4	6	2	0	0	2	16	16	100
平成 24 年	2	2	10	2	0	1	4	21	21	100
平成 25 年	3	9	7	2	0	1	1	23	23	100

## (2) 食生活改善推進員研修

### 《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

### 《内 容》

- ① 対象者：食生活改善推進員      ② 場所：健康管理センター  
② 内容：年間テーマ

「健康さくら21 栄養・食生活」の目標に向かって、地域の健康づくりを進めましょう

1. 主食・主菜・副菜を組み合わせる食べよう
2. 朝食をしっかり食べよう
3. 「みんなで食べたらおいしいね」共食の大切さを伝えましょう

### 合同研修会

- ・ 4月25日(木) (午後)                      参加者 68名  
委嘱状の交付式・24年度活動報告・25年度研修計画及び活動費について
- ・ 6月17日(火) (午後)                      参加者 71名
  - 1) 健康さくら21(第2次)栄養・食生活について
  - 2) 「地域で食育活動を進めるには」保育士による手遊び、紙芝居の実演
  - 3) 佐倉市の健(検)診について「佐倉市の生活習慣病の現状」
- ・ 3月13日(木) (1日)                      参加者 82名(養成講座修了者19名含む)
  - 1) 各支部の活動報告 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」
  - 2) 各プロジェクトの活動報告
  - 3) 広報番組チャンネル佐倉「夏休み！親子で作る簡単メニュー」視聴
  - 4) 講演「第2次千葉県食育推進計画～グー・パー食生活～」  
講師 千葉県立保健医療大学 教授 渡邊智子先生

### 地区研修会

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月… 地区活動計画について

7月… 「ライフステージに応じたカルシウムアップ～50.60歳台女性～」 「女性のライフサイクルと骨粗鬆症、生活習慣を改善しよう」 カルシウムアップの調理実習(サバ缶の夏野菜カレー、ひじきのカッターチーズ和え、トマトのかき玉スープ、抹茶ミルク寒天小豆添え)

9・10月… 「ライフステージに応じたカルシウムアップ～40歳台女性～」 「ロコモ対策 栄養・運動・ながらロコモ運動の実技、料理カードを利用したカルシウムの多い献立作成」 カルシウムアップのおやつ調理実習(切り干し大根のチヂミ、かんたん春雨スープ、豆腐パン、こんにゃく寒天のスイーツ)

2月… 平成25年度地区活動反省と次年度の活動について

プロジェクト活動

	おやこの食育	高血圧予防講習会	媒体作成 トマトの会	料理研究会 さざんか
目的	・健康さくら21や佐倉市食育推進計画の中の親子に対する食育を研究。	・高血圧予防のための減塩の工夫と、適正体重の維持のために、生活の中で実践できる取り組みを研究し、予防講座をコースで開催する。そして地区活動で実践するための運営方法を学ぶ。	・食育や生活習慣病予防の内容で活用しやすい媒体の作成やリメイクを行い、推進員の出前健康講座や地区活動での利用をすすめる。	・「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を食べる人を増やすため、地区活動や家庭で取り入れられるような簡単レシピを考案する。
回数	7回	9回	8回	8回
活動内容・実績	<p>① 学生親子(パパと子)を対象にした料理教室の実施</p> <p>② H24年度実施した食育アンケート結果から子育て世代の食育に関する課題や要望について研究し、今後の取り組みを検討</p> <p>・①については8月開催予定の教室募集が集まらず延期。対象者や内容を見直し、家族で参加できる「食べて!学んで!のしい親子食育教室」として1月に西部保健センターで開催実施。4組(父4名、母3名、子6名)の参加。</p> <p>・②については、魚料理と共食の項目について掘り下げた内容のアンケートを作成、次年度にアンケート実施する予定。</p>	<p>・保健師から高血圧の病態や適正体重、佐倉市の高血圧の現状について学び、栄養士からは計量の基本やだしの取り方、薄味でおいしく食べられる工夫を学んだ。</p> <p>・講習会を開催するにあたり、日程や内容を検討し、実施計画書を作成した。</p> <p>・「知っておきたい高血圧とその予防講習会」としてミレニアムセンター佐倉と南部保健センターでそれぞれ1コース2回開催した。(一般参加者:ミレニアムセンター15人、南部保健センター13人)</p>	<p>・地区活動で利用できる新しい媒体(カルシウム、子どもと野菜)を作成した。</p> <p>・佐倉東保育園の保育士から食育媒体の使い方を実演していただき、パネルシアター(キャベツの中から、おはようクレヨン、とまとはとんとん)を作成した。</p> <p>・作成した媒体の台本や歌詞、小道具を作成した。</p> <p>・市の主催事業(メタボ講演会、ハッピーママスタイル)で野菜を使ったおやつを試食提供と、媒体を使った食育活動を行った。</p> <p>・各地区の媒体貸出は20回</p>	<p>・栄養士から食品成分表の使い方、栄養価計算の仕方について学んだ。</p> <p>・『簡単朝食シート』を参考に2グループに分かれて1食の献立を作成し、2回の調理実習で分量や作り方の見直しを行った。</p> <p>・作成した献立を「さざんか通信No.43」で報告した。</p>

### (3) 食生活改善推進員地区活動

#### 《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

#### 《内容》

①対象者：市民

②方法：食生活改善推進員が7支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷、和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。

場所：保健センター、自治会館、公民館等

③テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる

④周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布  
広報番組チャンネル佐倉

⑤内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗鬆症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

#### 《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年度	地区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合計
				A 支部	B 支部				
21 年度	委嘱推進員数	14	16	15	24	14	9	7	99
	活動日数(日)	11	17	7	25	9	3	6	78
	参加者延べ数	202	362	206	1,548	303	31	515	3,167
	活動推進員延べ数	52	75	70	101	45	18	30	391
22 年度	委嘱推進員数	12	15	16	21	12	7	8	91
	活動日数(日)	10	29	11	26	14	4	9	103
	参加者延べ数	174	496	241	1,486	544	102	518	3,561
	活動推進員延べ数	48	117	106	116	57	25	46	515
23 年度	委嘱推進員数	10	19	14	24	12	7	6	92
	活動日数(日)	9	31	8	29	13	4	10	104
	参加者延べ数	134	547	183	1,424	565	79	410	3,342
	活動推進員延べ数	42	119	45	106	57	18	51	438
24 年度	委嘱推進員数	6	23	14	25	11	6	6	91
	活動日数(日)	5	33	7	34	9	5	10	103
	参加者延べ数	153	702	141	1,581	466	185	458	3,686
	活動推進員延べ数	24	107	43	122	46	20	47	409



年度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A 支部	B 支部				
25 年 度	委嘱推進員数	9	21	14	30	13	6	7	100
	活動日数(日)	6	28	6	48	11	4	6	109
	参加者延べ数	138	503	129	1,785	647	60	91	3,353
	活動推進員延べ数	31	102	41	192	59	19	29	473

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

### 《考 察》

養成講座受講者は、21歳から39歳台が2人、40歳から64歳台が13人、65歳以上が8人であった。カリキュラム内容に、健康さくら21(第2次)の栄養・食生活分野の課題を取り入れ、食生活に関する正しい知識や共食の大切さ、バランスの良い食事についての知識を普及することができた。また、翌年に推進員として委嘱を受けた者は18名であった。

食生活改善推進員研修では、合同研修の参加率は67.3%、地区研修会の参加率は72.3%であった。2月の地区研修会は、雪のため中止した地区があったため、減少した。研修会やプロジェクト活動では、地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修に努め、資質の向上を図ることができた。

食生活改善推進員地区活動では、出前健康講座の依頼や、自治会で定期開催するようになった地区活動が増えたことで、活動日数が増加した。

今後も食生活改善推進員の資質の向上が図れるよう、「健康さくら21(第2次)」と平成23年3月に策定された「佐倉市食育推進計画」の目標達成に向けた取り組みを継続して行っていけるように支援していきたい。

#### 4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <p><b>[栄養・食生活]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> <li>男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0%</li> <li>女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0%</li> <li>40歳台 61.7% → 70.0%</li> </ul> </li> </ul> <p><b>[身体活動・運動]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動を習慣化している人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> <li>20～64歳男性 → 36.0%    20～64歳女性 → 33.0%</li> <li>65歳以上男性 → 58.0%    65歳以上女性 → 48.0%</li> </ul> </li> </ul> <p><b>[たばこ]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関 → 0%    医療機関 → 0%</li> </ul> </li> <li>・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0%</li> </ul> <p><b>[アルコール]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>1合程度と答えた成人 60.9% → 100%</li> </ul> </li> </ul> <p><b>[生活習慣病]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%</li> </ul>

#### 《目的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成24年度に健康さくら21（第2次）を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら21（第2次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

#### 《内容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

- ①対 象 市民（制限なし）
- ②方 法 日時：平成25年10月14日（月） ※体育の日9時～13時  
会場：岩名運動公園陸上競技場  
主催：健康子ども部生涯スポーツ課
- ③内 容 「健康さくら21」の平成24年度と同様に年度別重点目標である「身体活動、運動、健康管理（食育、生活習慣病）」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定やエネルギー計算、食育モデル展示、メタボ予防運動などを実施し、運動と健康について啓発を行った。
- ④周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
21	～はじめよう家族そろって健康づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～良い生活習慣は、気持ちがいい！～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月12日（月）	201人
22	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月11日（月）	185人
23	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	250人
24	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	163人
25	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	134人

《考察》

「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、主催事業では関わりの薄い属性の市民との接点が拡大でき、異なるチャンネルを通じた行事運営は、参加者の興味や啓発においても相乗効果が認められるので、有効な啓発方法の一つとして活用可能と思われる。

しかし、参加者が減少していることから、別の方法で啓発することも考慮しなければいけない。引き続き、健康さくら21（第2次）の周知が必要となる。



## VII 地域医療



# 1. 休日夜間等救急医療事業

## (1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例
-------	----------------------------

### 《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病等診療所等により、休日夜間の医療体制を確保する。

### 《内容》

区分	夜 間
診療時間	午後7時～午後10時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

### ◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成21年度	72	373人	89人
平成22年度	71	249人	73人
平成23年度	71	293人	84人
平成24年度	72	325人	66人
平成25年度	71	279人	104人

#### <内科>

①診療日数 71日（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

②受診者数 279人（1日平均 3.92人）

#### ③時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合
19時台	148	53.1%
20時台	81	29.0%
21時台	50	17.9%
合計	279	100%

#### ④症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	276	98.9%
2	治療を要するが明日でもよい	2	0.7%
3	即時入院が必要で来院してよかった	1	0.4%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0.0%
合計		279	100%

⑤年齢別

年齢(歳)	受診者数(人)	割合
15～19	22	7.9%
20～29	70	25.1%
30～39	67	24.0%
40～49	53	19.0%
50～59	29	10.4%
60～69	21	7.5%
70以上	17	6.1%
合計	279	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数(人)	割合
市内	佐倉	38	13.6%
	臼井	42	15.1%
	志津	68	24.4%
	根郷	35	12.5%
	和田	3	1.1%
	弥富	2	0.7%
	千代田	18	6.5%
市外	印旛郡内	50	17.9%
	県内	12	4.3%
	県外	11	3.9%
合計		279	100%

⑦二次病院搬送状況 0件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数(人)	割合
1	呼吸器系	100	35.9%
2	消化器系	85	30.5%
3	伝染性	57	20.4%
4	皮膚及び皮下組織	12	4.3%
5	神経及び感覚器	10	3.6%
6	循環器系	4	1.4%
-	その他	11	3.9%
合計		279	100%



< 歯科 >

①診療日数 71日 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

②受診者数 104人 (1日平均 1.46人)

③時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合
19時台	28	27.0%
20時台	38	36.5%
21時台	38	36.5%
合計	104	100%

④症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	72	69.2%
2	治療を要するが明日でもよい	30	28.8%
3	即時入院が必要で来院してよかった	1	1.0%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	1	1.0%
合計		104	100%

⑤年齢別

年齢 (歳)	受診者数 (人)	割合
0	0	0%
1～3	1	0.9%
4～5	7	6.7%
6～10	6	5.8%
11～15	5	4.8%
16～19	3	2.9%
20～29	15	14.4%
30～39	16	15.4%
40～49	24	23.1%
50～59	11	10.6%
60～69	8	7.7%
70以上	8	7.7%
合計	104	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合
市内	佐倉	11	10.6%
	白井	6	5.7%
	志津	18	17.3%
	根郷	11	10.6%
	和田	0	0%
	弥富	0	0%
	千代田	5	4.8%
市外	印旛郡内	32	30.8%
	県内	16	15.4%
	県外	5	4.8%
合計		104	100%

## (2) 休日当番医

### 《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

### 《内容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前9時～午後5時	午後7時～午後10時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科・耳鼻科

### 《実績》

(人)

		区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
昼間	休日当番	内科	2,566	1,940	2,076	2,443	1,911
		外科	796	846	813	937	846
		歯科	254	233	213	222	215
夜間	休日夜間当番	外科	76	72	81	125	134
		耳鼻科	272	241	241	286	268
合計			3,964	3,332	3,424	4,013	3,374

### 《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、第一次救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして第二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、第三次救急医療体制として成田赤十字病院が救命救急センターに指定され対応している。

## 2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

### 《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

### 《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～翌朝6時	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時
場所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

### 《実績》

①診療日数 365日(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

②受診者数 12,310人(一日平均 33.73人)

#### ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～12時台	13～16時台	19～21時台	22～24時台	1～3時台	4～5時台	合計
受診者数(人)	2,314	1,702	5,225	2,039	747	283	12,310
割合	18.80%	13.83%	42.45%	16.56%	6.07%	2.30%	100%

#### イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～5歳	6～10歳	11～15歳	合計
受診者数(人)	1,457	7,034	2,834	985	12,310
割合	11.84%	57.14%	23.02%	8.00%	100%

#### 居住地別(人)

地域と内訳				受診者数	割合	
佐倉市内				5,157	41.89%	
印旛郡内	成田市	321	白井市	187	6,093	49.50%
	四街道市	1,895	酒々井町	413		
	八街市	1,441	富里市	317		
	印西市	1,405	栄町	114		
県内	千葉市	276	八千代市	107	665	5.40%
	船橋市	36	他県内	246		
県外				395	3.21%	
合計				12,310	100%	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	122	300
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	42	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	59	
成田赤十字病院	成田市	35	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	42	

④疾病状況

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 呼吸器系疾患	421	579	447	546	403	436	355	379	564	599	375	519	5,623
2 消化器系疾患	270	297	194	186	138	173	147	245	537	447	193	213	3,040
3 代謝性疾患	28	4	3	5	19	3	2	5	10	0	0	0	79
4 感染性疾患	34	45	48	138	88	39	30	36	84	310	353	310	1,515
5 免疫・アレルギー性疾患	98	124	93	136	116	165	162	144	82	72	39	61	1,292
6 神経疾患	24	22	17	35	24	17	17	15	13	29	16	27	256
7 耳鼻咽喉疾患	19	36	25	32	27	17	29	21	27	23	12	28	296
8 皮膚系疾患	36	42	33	31	30	26	20	17	18	18	14	14	299
9 泌尿・生殖器系疾患	7	16	5	5	9	8	5	7	11	9	3	4	89
10 眼疾患	14	20	5	14	9	4	3	3	13	11	1	1	98
11 その他	73	83	63	59	41	46	38	37	35	33	49	34	591
合計	1,024	1,268	933	1,187	904	934	808	909	1,394	1,551	1,055	1,211	13,178

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

#### 【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

#### 【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

#### 【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

#### 【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

#### 【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

#### 【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腺炎、カンジダ等

#### 【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

#### 【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

#### 《考 察》

受診者居住地の広域性に特徴があり、初期急病に対して 97%以上の処置状況から印旛地域において重要な初期救急医療の機能を担っている。

また、初期救急医療機関として小児科に特化し早朝まで診療を行っている医療機関は県内でも他に 2 か所しかなく、小児の症状は夜間に急変しやすいという事からも、地域の中で重要な役割を担っている。

特に、受診者の年齢をみると 0 歳から 5 歳までで約 7 割を占めていることから、乳幼児の親に安心を提供しているものと考えられる。

他方では、受診者数は流行性の疾患により大きく変わるが、機能分担を明確にした医療を提供していることを利用方法の周知と合わせて行う必要がある。

### 3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業

根拠法令等	佐倉市特定疾患見舞金支給条例（昭和49年佐倉市条例第11号）
-------	--------------------------------

#### 《目的》

条例で指定する特定疾患の長期療養者に対し、見舞金を支給することにより、その心身の安定と福祉の増進を図る。

#### 《内容》

- ①対象者 佐倉市に住所を有する特定疾患罹患者が市が認定したもの
- ②申請方法 申請窓口：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター  
必要書類：佐倉市特定疾患見舞金支給申請書、千葉県特定疾患医療受給者票（写）  
または千葉県小児慢性特定疾患医療受診券（写） ※生活保護は申請書用診断書
- ③支給内容 見舞金：受給権者へ毎月5,000円の見舞金を支給する。（口座振込）  
現況確認：毎年10月31日までに受給者票等（生活保護は診断書）を確認する。
- ④周知方法 「こうほう佐倉」掲載、窓口配架（制度の案内）、印旛健康福祉センターにて更新時に見舞金制度の周知依頼

#### 《実績》

- ①受給権者疾病動向（平成26年3月分：1,156人）

##### ア. 特定疾患

疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合
ベーチェット病	31	2.7%	パーキンソン病関連疾患	156	13.4%	肺動脈性肺高血圧症	2	0.2%
多発性硬化症	23	2.0%	アミロイドーシス	0	0.0%	神経線維腫症	4	0.3%
重症筋無力症	23	2.0%	後縦靭帯骨化症	50	4.3%	亜急性硬化性全脳炎	0	0.0%
全身性エリテマトーデス	102	8.8%	ハンチントン病	1	0.1%	バッド・キアリ症候群	0	0.0%
スモン症	2	0.2%	モヤモヤ病	18	1.6%	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	0.3%
再生不良性貧血	8	0.7%	ウエゲナー肉芽腫症	2	0.2%	ライソゾーム病	0	0.0%
サルコイドーシス	22	2.0%	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	32	2.7%	副腎白質ジストロフィー	0	0.0%
筋萎縮性側索硬化症	5	0.4%	多系統萎縮症	8	0.7%	家族性高コレステロール血症	0	0.0%
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	65	5.6%	表皮水疱症	1	0.1%	脊髄性筋萎縮症	3	0.3%
特発性血小板減少性紫斑病	21	1.8%	膿疱性乾癬	1	0.1%	球脊髄性筋萎縮症	0	0.0%
結節性動脈周囲炎	8	0.7%	広範脊柱管狭窄症	5	0.4%	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	3	0.3%
潰瘍性大腸炎	173	14.9%	原発性胆汁性肝硬変	23	2.0%	肥大型心筋症	5	0.4%
大動脈炎症候群	7	0.6%	重症急性膵炎	1	0.1%	拘束型心筋症	1	0.1%
ピュルガー病	11	1.0%	特発性大腿骨頭壊死症	11	1.0%	ミトコンドリア病	1	0.1%
天疱瘡	0	0.0%	混合性結合組織病	11	1.0%	リンパ脈管筋腫症(LAM)	1	0.1%
脊髄小脳変性症	46	3.9%	原発性免疫不全症候群	2	0.2%	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0.0%
クローン病	53	4.5%	特発性間質性肺炎	5	0.4%	黄色靭帯骨化症	1	0.1%
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0.0%	網膜色素変性症	61	5.2%	間脳下垂体機能障害	15	1.3%
悪性関節リウマチ	5	0.4%	プリオン病	0	0.0%			

イ. 小児慢性特定疾患

疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合
悪性新生物	17	1.5%	内分泌疾患	39	3.3%	血友病等血液・免疫疾患	2	0.2%
慢性腎疾患	8	0.7%	膠原病	7	0.6%	神経・筋疾患	8	0.7%
慢性呼吸器疾患	8	0.7%	糖尿病	10	0.9%	慢性消化器疾患	2	0.2%
慢性心疾患	20	1.7%	先天性代謝異常	3	0.3%			

②事業の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
支給額(千円)	51,805	52,155	60,545	64,270	66,750
対前年比(%)	7.3%増	0.7%増	16.1%増	6.2%増	3.9%増
延べ人数(人)	10,361	10,431	12,109	12,854	13,350

※対前年比は、見舞金支給額(扶助費)の対前年度比率、小数点以下第2位を四捨五入

※平成21年10月30日から千葉県特定疾患治療研究事業に11疾患が追加されたため、平成22年度に見舞金対象に11疾患を追加。

《考 察》

平成24年度と比べ、対前年度の支給額、支給人数は増加したが、増加率は低下した。平成23年度から始まった印旛健康福祉センター(印旛保健所)を通じた佐倉市の見舞金制度の周知の効果が頭打ちになったためと思われる。

#### 4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(市の現状)→(目標) ・佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 新設の指標→60% 要介護高齢者 新設の指標→60%

##### 《目的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

##### 《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア. 入れ歯の修理・調整や作成  
イ. むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額

##### 《実績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
36 歳	0	1	1
60～64 歳	0	1	1
65～69 歳	0	0	0
70～74 歳	0	1	1
75～79 歳	1	1	2
80～84 歳	0	1	1
85～89 歳	2	1	3
90 歳以上	1	1	2
合計	4	7	11

②年齢別診療内容の内訳 (人)

	義歯 作成	義歯修理 ・調整	むし歯 治療	診査 のみ
36 歳	0	0	0	1
60～64 歳	1	0	0	0
65～69 歳	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	1	0
75～79 歳	2	0	0	0
80～84 歳	0	1	0	0
85～89 歳	1	2	0	0
90 歳以上	0	1	1	0
合計	4	4	2	1



## ③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成21年度	25	84	3.4	58	84
平成22年度	23	76	3.3	54	76
平成23年度	29	82	2.8	58	82
平成24年度	23	83	3.6	66	83
平成25年度	11	46	4.2	41	46

## ④ 在宅歯科研修会

## ア. 講演会

- \* 日 時 平成25年10月10日(木) 18時から20時
- \* 場 所 佐倉市健康管理センター
- \* 演 題 『命を支える口腔ケア・在宅歯科医療』
- \* 講 師 角 保徳
- \* 参加人数 45人

## イ. 在宅歯科特別講演会(印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市共催行事)

- \* 日 時 平成25年11月13日(水) 19時30分から21時30分
- \* 場 所 佐倉市健康管理センター
- \* 演 題 『市川市における口腔がん検診』
- \* 講 師 市川市歯科医師会 会長 長谷川 勝
- \* 参加人数 34人

## 《考 察》

患者数が減少しており、今後は、在宅療養者の状況を把握し、よりニーズにあった事業を検討していく必要がある。

また、佐倉市歯科口腔保健基本計画に「佐倉市訪問歯科診療を認知している要介護高齢者の割合を増加させる」という指標があるため、周知方法についても検討する。

平成26年度も引き続き訪問歯科診療の安全・有効・迅速な事業運営に努める。



## VIII 各種委員会名簿



## 佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成23年8月26日～平成25年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
	上西 徹二	医師	
	遠山 正博	医師	
	鹿野 純生	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	佐藤 仁	医師	
	加藤 良二	医師	
	有田 誠司	医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	坪井 裕次郎	歯科医師	
	伊藤 圭	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所 所長	
	鈴木 昭三	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

(委嘱期間：平成25年8月26日～平成27年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	越部 融	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	鹿野 純生	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	佐藤 仁	医師	
	加藤 良二	医師	
	有田 誠司	医師	
	望月 敬	歯科医師	
	長島 聖司	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所 所長	
	鈴木 昭三	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

## 予防接種専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 25 年 8 月 19 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度予防接種実施状況について</li> <li>・小児用肺炎球菌の定期接種ワクチンの変更について</li> </ul>	4 名
平成 26 年 2 月 21 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度予防接種事業について</li> <li>・BCG接種後血清保存について</li> </ul>	4 名

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	上西 徹二	医師	
	越部 融	医師	
	都祭 敦	医師	
	澤井 清	医師	

(委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	鹿野 純生	医師	
	都祭 敦	医師	
	澤井 清	医師	

## 健診専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 25 年 10 月 21 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度各種健診 (検診) 事業について</li> <li>・平成 26 年度各種健診 (検診) 事業について</li> </ul>	5 名
平成 26 年 3 月 11 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度各種健診 (検診) 事業について</li> <li>・平成 26 年度各種健診 (検診) 事業の変更点について</li> </ul>	4 名

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	上西 徹二	医師	
	石井 英世	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

(委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

## 母子保健専門委員会

(委嘱期間：平成23年8月26日～平成25年8月25日)

役職	氏名	選出区分
	上西 徹二	医師
	佐藤 仁	医師
	泉 均	医師
	川村 麻規子	医師
	山森 真紀	医師

(委嘱期間：平成25年8月26日～平成27年8月25日)

役職	氏名	選出区分
	越部 融	医師
	佐藤 仁	医師
	泉 均	医師
	川村 麻規子	医師
	山森 真紀	医師



## 佐倉市健やかまちづくり推進委員会

開催日	内容	出席人数
平成25年12月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進計画「健康さくら21(第2次)」について</li> <li>・佐倉市健やかまちづくり推進委員会の役割について</li> <li>・佐倉市健やかまちづくり推進委員会の今後の予定について</li> </ul>	11名

(委嘱期間：平成23年11月18日～平成25年11月17日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	石井 英世	医師	
副会長	望月 敬	歯科医師	
	越部 融	医師	
	菅谷 義範	医師	
	中村 明	千葉県印旛健康福祉センター 副センター長	
	島内 憲夫	学識経験者	
	吉村 真理子	学識経験者	
	亀野 陽太郎	市民団体	
	且木 みさを	市民団体	
	當山 真理子	市民公募委員	
	白石 義孝	市民公募委員	
	菅原 千賀子	市民公募委員	
	菅原 勝徳	市民公募委員	

(委嘱期間：平成25年11月18日～平成27年11月17日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
副会長	望月 敬	歯科医師	
	鹿野 純生	医師	
	上西 徹二	医師	
	金子 恵子	千葉県印旛保健所 次長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	亀野 陽太郎	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	安保 昌浩	市民公募委員	
	小川 美津子	市民公募委員	
	菅原 千賀子	市民公募委員	
	森田 實	市民公募委員	
	和田 啓子	市民公募委員	

### 佐倉市予防接種健康被害調査委員会

(委嘱期間：平成24年5月1日～平成26年4月30日)

役職	氏名	選出区分	備考
	伊藤 加寿子	佐倉市予防接種医師代表	
	白澤 浩	専門医師	
	遠山 正博	社団法人印旛市郡医師会長	
	上西 徹二	佐倉市予防接種医師代表	
	越部 融	佐倉市予防接種医師代表	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所長	

### 佐倉市在宅寝たきり老人等歯科保健推進協議会

開催日	内容	出席人数
平成25年5月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度事業報告について</li> <li>平成25年度事業計画(案)について</li> </ul>	12名
平成25年10月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅寝たきり老人等歯科保健推進協議会の移行について</li> <li>施設入所者の歯と口腔の健康づくりアンケート調査結果について</li> <li>佐倉市歯科口腔保健基本計画(案)について</li> </ul>	10名
<小委員会> 平成25年6月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科講演会について</li> <li>在宅歯科特別講演会について</li> <li>施設入所者のアンケート調査について</li> </ul>	7名

(委嘱期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

役職	氏名	選出区分	
会長	望月 敬	歯科医師	
副会長	穴戸 英樹	医師	
小委員会委員長	古谷 彰伸	歯科医師	
	池田 和人	医師	
	田中 宏	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	工藤 純一	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	堀 勝	歯科医師	
	渡邊 征男	歯科医師	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所長	
	濱崎 千恵	ケアマネジャー	

## 佐倉市休日夜間急病診療所運営協議会

開催日	内容	出席人数
平成25年7月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度実績報告について</li> <li>・平成25年度の運営について</li> <li>・地域保健医療協議会への移行について</li> </ul>	6名

(委嘱期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	上西 徹二	医師	平成25年6月30日退任
副会長	中島 一郎	歯科医師	
	越部 融	医師	平成25年7月1日から 会長に選任
	鹿野 純生	医師	
	平野 啓行	歯科医師	
	大谷 一郎	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	渡辺 幸夫	薬剤師	
	鈴木 昭三	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	
	佐藤 仁	医師会	上西委員の退任により 平成25年7月1日から 委員を委嘱

## IX 衛生関係統計



## 1. 人口及び世帯数

### 地区別人口の推移（合併時～平成26年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	35,196	12,969	4,195	5,749	5,504	3,516	3,263	—
昭和35年	37,705	15,090	4,287	6,044	6,057	3,076	3,151	—
昭和40年	40,528	14,935	4,852	8,656	6,147	3,019	2,919	—
昭和45年	58,914	15,833	6,510	21,404	7,071	2,769	2,711	2,616
昭和50年	80,972	19,845	9,011	35,063	8,826	2,709	2,607	2,911
昭和55年	99,616	21,996	15,119	42,147	12,004	2,654	2,539	3,157
昭和60年	120,459	24,813	23,609	51,155	12,579	2,622	2,464	3,217
平成元年	138,411	26,070	29,532	56,678	17,841	2,577	2,364	3,349
平成5年	155,328	29,207	32,114	61,884	22,662	2,532	2,292	4,637
平成10年	170,292	31,168	32,968	68,037	24,549	2,441	2,199	8,930
平成15年	175,033	30,853	32,873	71,808	25,132	2,296	2,052	10,019
平成20年	175,134	30,225	32,023	73,088	25,256	2,171	1,855	10,516
平成25年	175,690	29,538	31,023	75,427	25,079	2,007	1,677	10,939
平成26年	175,575	29,253	30,822	76,041	24,948	19,70	1,650	10,891

### 地区別人口割合（合併時～平成26年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	36.8%	11.9%	16.3%	15.6%	10.0%	9.3%	—
昭和35年	40.0%	11.4%	16.0%	16.1%	8.2%	8.4%	—
昭和40年	36.9%	12.0%	21.4%	15.2%	7.4%	7.2%	—
昭和45年	26.9%	11.1%	36.3%	12.0%	4.7%	4.6%	4.4%
昭和50年	24.5%	11.1%	43.3%	10.9%	3.3%	3.2%	3.6%
昭和55年	22.1%	15.2%	42.3%	12.1%	2.7%	2.5%	3.2%
昭和60年	20.6%	19.6%	42.5%	10.4%	2.2%	2.0%	2.7%
平成元年	18.8%	21.3%	40.9%	12.9%	1.9%	1.7%	2.4%
平成5年	18.8%	20.7%	39.8%	14.6%	1.6%	1.5%	3.0%
平成10年	18.3%	19.4%	40.0%	14.4%	1.4%	1.3%	5.2%
平成15年	17.6%	18.8%	41.0%	14.4%	1.3%	1.2%	5.7%
平成20年	17.3%	18.3%	41.7%	14.4%	1.2%	1.1%	6.0%
平成25年	16.8%	17.7%	42.9%	14.3%	1.1%	1.0%	6.2%
平成26年	16.7%	17.6%	43.3%	14.2%	1.1%	0.9%	6.2%

地区別世帯数の推移（合併時～平成26年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	白井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	6,838	—	—	—	—	—	—	—
昭和35年	7,614	3,284	878	1,179	1,185	521	567	—
昭和40年	8,864	3,417	1,062	1,963	1,339	532	551	—
昭和45年	15,201	4,221	1,638	5,805	1,810	567	567	593
昭和50年	22,347	5,627	2,385	9,749	2,701	594	592	699
昭和55年	28,285	6,596	4,130	12,011	3,503	635	611	799
昭和60年	35,014	7,540	6,689	14,853	3,804	653	623	852
平成元年	41,826	8,374	8,681	17,040	5,508	664	620	939
平成5年	49,684	1,009	9,948	19,843	7,201	682	628	1,373
平成10年	57,641	11,132	10,978	23,237	8,244	712	634	2,704
平成15年	63,456	11,674	11,916	26,282	9,030	741	635	3,178
平成20年	68,183	12,387	12,587	28,499	9,707	766	639	3,598
平成25年	72,398	12,837	12,992	30,700	10,420	768	666	4,015
平成26年	73,314	12,879	13,078	31,343	10,519	767	659	4,069



年齢3区分別人口構成割合

(各年3月末現在「住民基本台帳人口」)

区分 年	総人口			年少人口 (0~14才)			生産年齢人口 (15~64才)			老年人口 (65才以上)					
	総数	男	女	総数	構成 比%	男	女	総数	構成 比%	男	女	総数	構成 比%	男	女
平成22年	175,914	86,840	89,074	21,780	12.4	11,189	10,591	116,006	65.9	57,922	58,084	38,128	21.7	17,729	20,399
平成23年	176,169	87,020	89,149	21,782	12.4	11,225	10,557	115,138	65.3	57,494	57,644	39,249	22.3	18,301	20,948
平成24年	176,072	87,064	89,008	21,588	12.3	11,163	10,425	113,290	64.3	56,684	56,606	41,194	23.4	19,217	21,977
平成25年	175,690	86,883	88,807	21,350	12.2	11,047	10,303	110,498	62.9	55,383	55,115	43,842	25.0	20,453	23,389
平成26年	175,575	86,708	88,867	21,152	12.0	10,970	10,182	108,065	61.5	54,127	53,938	46,358	26.4	21,611	24,747

地区別年齢3区分別人口構成割合

(平成26年3月末現在「住民基本台帳人口」)

区分 地区	総人口			年少人口 (0~14才)			生産年齢人口 (15~64才)			老年人口 (65才以上)					
	総数	男	女	総数	構成 比%	男	女	総数	構成 比%	男	女	総数	構成 比%	男	女
全市	175,575	86,708	88,867	21,152	12.0	10,970	10,182	108,065	61.5	54,127	53,938	46,358	26.4	21,611	24,747
佐倉	29,253	14,386	14,867	3,003	10.3	1,557	1,446	17,426	59.6	8,845	8,581	8,824	30.2	3,984	4,840
臼井	30,822	15,300	15,522	3,525	11.4	1,878	1,647	18,363	59.6	9,133	9,230	8,934	29.0	4,289	4,645
志津	76,041	37,296	38,745	9,947	13.1	5,149	4,798	46,666	61.4	23,091	23,575	19,428	25.5	9,056	10,372
根郷	24,948	12,558	12,390	2,915	11.7	1,479	1,436	16,407	65.8	8,444	7,963	5,626	22.6	2,635	2,991
和田	1,970	1,003	967	206	10.5	110	96	1,159	58.8	625	534	605	30.7	268	337
弥富	1,650	824	836	114	6.9	60	54	934	56.6	491	443	602	36.5	273	329
千代田	10,891	5,341	5,550	1,442	13.2	737	705	7,110	65.3	3,498	3,612	2,339	21.5	1,106	1,233

年齢3区分別構成割合、構造指数

市：各年 4月1日現在

県：各年 4月1日現在

国：各年10月1日現在

		年齢3区分別構成割合 (%)				指数			
		総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
平成21年	市	100	12.5	67.0	20.5	18.6	30.6	49.1	164.5
	県	100	13.4	66.7	19.9	20.1	29.7	49.8	148.2
	国	100	13.3	63.9	22.7	20.9	35.6	56.5	170.5
平成22年	市	100	12.3	66.2	21.5	18.7	32.4	51.1	173.8
	県	100	13.3	66.2	20.5	20.1	30.9	51.0	153.8
	国	100	13.2	63.7	23.1	20.8	36.3	57.1	174.4
平成23年	市	100	12.4	65.6	22.1	18.8	33.6	52.5	178.6
	県	100	13.3	65.9	20.8	20.1	31.6	51.7	157.0
	国	100	13.1	63.6	23.3	20.5	36.6	57.1	178.1
平成24年	市	100	12.2	64.6	23.2	19.0	35.8	54.8	189.1
	県	100	13.1	65.2	21.7	20.1	33.2	53.3	165.0
	国	100	13.0	62.9	24.1	20.6	38.4	59.0	186.1
平成25年	市	100	12.1	63.2	24.7	19.2	39.1	58.3	203.4
	県	100	13.0	64.2	22.8	20.3	35.6	55.9	183.4
	国	100	12.9	62.1	25.1	20.7	40.4	61.1	194.6

資料：市・県 印旛健康福祉センター事業年報

国 国民衛生の動向

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

## 2. 人口動向

### 人口動態統計總覽

資料：印旛健康福祉センター事業年報

	人口 10月1日現在	出生				死亡				乳児死亡		新生児死亡		死産				周産期死亡		婚姻		離婚			
		総数	男	女	率 (‰)	2500g未満 (再掲)	総数	男	女	率 (‰)	実数	率 (‰)	実数	率 (‰)	実数	率 (‰)	実数	率 (‰)	実数	率 (‰)	件数	率 (‰)	件数	率 (‰)	件数
平成21年	172,451	539	614	7.0	100	1,280	715	565	7.4	-	-	-	17	13.6	23	18.4	5	4.1	5	4.1	828	4.8	314	1.82	
平成22年	172,167	612	563	6.9	103	1,370	719	651	8.0	3	2.6	1	8	6.7	14	11.7	3	2.5	2	2.5	789	4.6	276	1.62	
平成23年	172,288	631	567	6.8	112	1,437	743	694	8.2	6	5.0	2	26	21.1	11	8.9	7	5.8	6	5.8	734	4.2	281	1.60	
平成24年	172,226	606	573	6.7	114	1,443	778	665	8.2	2	1.7	1	14	11.5	20	16.5	4	3.4	3	3.4	741	4.2	311	1.77	
平成25年	171,773	1,158	..	6.6	122	1,534	..	..	8.7	1	0.9	1	17	14.3	16	13.4	4	3.4	4	3.4	705	4.0	304	1.73	
平成21年	6,183,743	26,775	25,065	8.6	4,773	47,812	26,511	21,301	7.9	137	2.6	73	676	12.7	546	10.3	267	5.1	213	5.1	35,671	5.9	12,465	2.06	
平成22年	6,217,119	26,687	24,946	8.4	4,770	50,014	27,319	22,695	8.2	117	2.3	58	628	11.9	611	11.6	213	4.1	169	4.1	34,7853	5.7	12,391	2.02	
平成23年	6,147,619	25,770	24,609	8.2	4,662	51,689	28,068	23,621	8.4	117	2.3	59	628	12.2	507	9.8	220	4.4	180	4.4	32,186	5.2	11,591	1.89	
平成24年	6,195,576	25,169	23,712	8.0	4,530	53,206	28,994	24,272	8.7	135	2.8	64	555	11.1	588	12.0	216	4.4	165	4.4	32,150	5.3	11,521	1.88	
平成25年	6,192,994	24,794	23,549	7.9	4,514	53,603	29,062	24,541	8.8	110	2.3	50	573	11.3	557	11.3	168	3.5	138	3.5	31,375	5.1	11,290	1.85	
平成21年	127,509,567	548,989	521,036	8.5	102,672	1,141,920	608,079	532,841	9.1	2,556	2.4	1,254	12,218	11.1	14,808	13.5	4,517	4.2	3,643	4.2	707,824	5.6	253,408	2.01	
平成22年	128,056,026	550,743	520,563	8.4	103,049	1,197,066	633,724	563,342	9.5	2,450	2.3	1,167	12,251	11.2	14,320	13.0	4,518	4.2	3,640	4.2	700,213	5.5	251,383	1.99	
平成23年	126,180,000	538,271	512,535	8.3	100,378	1,253,066	656,540	596,526	9.9	2,463	2.3	1,147	11,940	11.1	13,811	12.8	4,315	4.1	3,491	4.1	661,896	5.2	235,719	1.87	
平成24年	127,515,000	531,781	505,450	8.2	99,311	1,256,359	655,526	600,833	10.0	2,299	2.2	1,065	11,448	10.8	13,352	12.6	4,133	4.0	3,343	4.0	663,869	5.3	235,406	1.87	
平成25年	127,298,000	527,657	502,159	8.2	..	1,268,436	658,684	609,752	10.1	2,185	2.1	1,026	10,938	10.4	13,164	12.5	3,862	3.7	3,110	3.7	660,613	5.3	231,383	1.84	

主要死因別死亡状況（平成20年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	408	263	145	237.6	悪性新生物	14,391	8,920	5,471	234.1	悪性新生物	342,849	206,287	136,562	272.7
2	心疾患	237	127	110	138.0	心疾患	8,411	4,302	4,109	136.8	心疾患	181,822	86,069	95,753	144.4
3	脳血管疾患	142	70	72	82.7	脳血管疾患	5,120	2,510	2,610	83.3	脳血管疾患	126,944	61,073	65,871	100.8
4	肺炎	140	82	58	81.5	肺炎	4,573	2,428	2,145	74.4	肺炎	115,240	61,297	53,943	91.5
5	老衰	41	8	33	23.9	老衰	1,593	382	1,211	25.9	不慮の事故	38,030	22,754	15,276	30.2
6	不慮の事故	37	18	19	21.5	不慮の事故	1,415	867	548	23.0	老衰	35,951	8,739	27,212	28.5
7	自殺	32	24	8	18.6	自殺	1,258	894	364	20.5	自殺	30,197	21,523	8,674	24.0
8	その他呼吸器系の疾患	32	16	16	18.6	腎不全	799	396	403	13.0	腎不全	22,491	10,414	12,077	17.9
9	腎不全	19	14	5	11.0	肝疾患	617	381	236	10.0	肝疾患	16,229	10,586	5,643	12.9
10	その他消化器系の疾患	18	8	10	10.5	糖尿病	598	319	279	9.7	慢性閉塞性肺疾患	15,505	11,931	3,574	12.3

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成21年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	422	267	155	244.7	悪性新生物	14,691	9,051	5,640	242.4	悪性新生物	343,954	206,260	137,694	273.4
2	心疾患	232	135	97	134.5	心疾患	8,333	4,317	4,016	137.5	心疾患	180,602	85,443	95,159	143.5
3	脳血管疾患	135	57	78	78.3	脳血管疾患	5,032	2,518	2,514	83.0	脳血管疾患	122,274	59,243	63,031	97.2
4	肺炎	123	61	62	71.3	肺炎	4,594	2,476	2,118	75.8	肺炎	111,922	59,841	52,081	89.0
5	自殺	41	32	9	23.8	老衰	1,662	404	1,258	27.4	老衰	38,649	9,293	29,356	30.7
6	老衰	40	13	27	23.2	不慮の事故	1,447	919	528	23.9	不慮の事故	37,583	22,502	15,081	29.9
7	その他呼吸器系の疾患	35	18	17	20.3	自殺	1,320	954	366	21.8	自殺	30,649	22,158	8,491	24.4
8	不慮の事故	30	16	14	17.4	腎不全	811	438	373	13.4	腎不全	22,724	10,706	12,018	18.1
9	その他の症状	22	14	8	12.8	肝疾患	666	435	231	11.0	肝疾患	15,937	10,440	5,497	12.7
10	大動脈瘤及び解離	21	10	11	12.2	糖尿病	631	356	275	10.4	慢性閉塞性肺疾患	15,339	11,928	3,411	12.2

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成22年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	405	238	167	235.2	悪性新生物	15,026	9,114	5,912	245.0	悪性新生物	353,318	211,322	141,996	279.6
2	心疾患	257	127	130	148.7	心疾患	8,752	4,435	4,317	142.7	心疾患	189,192	88,695	100,497	149.7
3	脳血管疾患	173	83	90	101.1	肺炎	5,009	2,724	2,285	81.7	脳血管疾患	123,393	60,151	63,242	97.6
4	肺炎	143	81	62	83.1	脳血管疾患	4,992	2,537	2,455	81.4	肺炎	118,806	63,518	55,288	94.0
5	その他呼吸器系の疾患	39	17	22	22.7	老衰	1,843	486	1,357	30.1	老衰	45,323	10,787	34,536	35.9
6	老衰	38	6	32	22.1	不慮の事故	1,572	962	610	25.6	不慮の事故	40,583	23,914	16,669	32.1
7	自殺	34	23	11	19.7	自殺	1,329	917	412	21.7	自殺	29,524	21,008	8,516	23.4
8	その他消化器系の疾患	23	15	8	13.4	腎不全	876	432	444	14.3	腎不全	23,691	11,013	12,678	18.7
9	腎不全	22	11	11	13.4	肝疾患	640	428	212	10.4	慢性閉塞性肺疾患	16,275	12,669	3,606	12.9
10	大動脈瘤及び解離	23	15	8	12.8	糖尿病	634	380	254	10.3	肝疾患	16,180	10,591	5,589	12.8

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成23年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	437	246	191	253.7	悪性新生物	15,277	9,335	5,942	249.0	悪性新生物	357,305	213,190	144,115	283.2
2	心疾患	226	123	103	131.2	心疾患	9,200	4,720	4,480	150.0	心疾患	194,926	91,298	103,628	154.5
3	肺炎	152	85	67	88.2	肺炎	5,195	2,708	2,487	84.7	肺炎	124,749	66,601	58,148	98.9
4	脳血管疾患	137	49	88	79.5	脳血管疾患	4,991	2,484	2,507	81.4	脳血管疾患	123,867	59,616	64,251	98.2
5	老衰	51	13	38	29.6	老衰	2,127	536	1,591	34.7	不慮の事故	59,416	32,483	26,933	47.1
6	不慮の事故	47	29	18	27.3	不慮の事故	1,592	994	598	25.9	老衰	52,242	12,525	39,717	41.4
7	その他呼吸器系の疾患	46	25	21	26.7	自殺	1,370	957	413	22.3	自殺	28,896	19,904	8,992	22.9
8	自殺（7位）	46	34	12	26.7	腎不全	945	476	469	15.4	腎不全	24,526	11,587	12,939	19.4
9	腎不全	31	18	13	18.0	糖尿病	654	351	303	10.7	慢性閉塞性肺疾患	16,639	12,998	3,641	13.2
10	その他消化器系の疾患	27	10	17	15.7	大動脈瘤及び解離	645	353	292	10.5	肝疾患	16,390	10,644	5,746	13.0

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成24年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	423	267	156	245.6	悪性新生物	15,475	9,483	5,992	252.9	悪性新生物	360,963	215,110	145,853	286.6
2	心疾患	254	121	133	147.5	心疾患	9,550	4,863	4,687	156.1	心疾患	198,836	92,976	105,860	157.9
3	肺炎	169	84	85	98.1	肺炎	5,314	2,932	2,382	86.8	肺炎	123,925	66,386	57,539	98.4
4	脳血管疾患	136	66	70	79.0	脳血管疾患	5,083	2,538	2,545	83.1	脳血管疾患	121,602	58,625	62,977	96.5
5	老衰	51	10	41	29.6	老衰	2,498	645	1,853	40.8	老衰	60,719	14,737	45,982	48.2
6	その他呼吸器系の疾患	50	29	21	29.0	不慮の事故	1,633	998	635	26.7	不慮の事故	41,031	23,714	17,317	32.6
7	不慮の事故	42	27	15	24.4	自殺	1,215	846	369	19.9	自殺	26,433	18,485	7,948	21.0
8	自殺	41	28	13	23.8	腎不全	917	479	438	15.0	腎不全	25,107	11,835	13,272	19.9
9	その他消化器系の疾患	29	14	15	16.8	大動脈瘤及び解離	659	362	297	10.8	慢性閉塞性肺疾患	16,402	12,866	3,536	13.0
10	腎不全(9位)	29	20	9	16.8	肝疾患	653	430	223	10.7	肝疾患	15,980	10,441	5,539	12.7

資料：印旛健康福祉センター事業年報

部位別悪性新生物死亡数

(死亡率は人口10万対)

部位	年	平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
食道		11	1	12	13	—	13	12	3	15	18	4	22	16	—	16
胃		50	26	76	40	19	59	38	19	57	41	20	61	48	12	60
腸		35	19	54	35	23	58	23	26	49	29	39	68	30	19	49
肝臓		22	6	28	24	7	31	28	8	36	20	11	31	21	7	28
膵臓		17	10	27	19	18	37	15	13	28	21	16	37	19	17	36
気管支・肺		57	21	78	57	21	78	50	26	76	42	27	69	52	28	80
乳房		1	21	22	—	20	20	—	20	20	—	16	16	—	14	14
子宮		—	7	7	—	8	8	—	5	5	—	10	10	—	7	7
前立腺		15	—	15	7	—	7	20	—	20	11	—	11	19	—	19
白血病		1	2	3	7	1	8	10	5	15	4	4	8	7	5	12
その他		54	32	86	65	38	103	42	42	84	60	44	104	55	47	102
計		263	145	408	267	155	422	238	167	405	246	191	437	267	156	423
死亡率	市	237.6			244.7			235.2			253.7			245.6		
	県	234.1			242.4			245.0			249.0			249.8		
	国	272.7			273.4			279.6			283.2			283.1		

資料：印旛健康福祉センター事業年報

—：該当なし

### 3. 母子保健

#### 低体重児届出状況

(単位：人)

年度 \ 体重	総数	499 g 以下	500～ 999 g	1,000～ 1,499 g	1,500～ 1,999 g	2,000～ 2,499 g
平成 21 年度	48	—	2	3	8	35
平成 22 年度	37	—	2	1	8	26
平成 23 年度	24	—	—	1	3	20
平成 24 年度	60	—	2	5	14	39
平成 25 年度	平成 25 年度より権限移譲され、届出は市町村へ行うこととなった。 ※15. 未熟児養育医療に掲載 (P64)					

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

### 4. 結核

#### 年末現在登録者数（年齢階級別）

(単位：人)

年度 \ 区分	総数	0～ 4 歳	5～ 9 歳	10～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
平成 21 年度	31	—	—	—	1	3	3	1	1	4	18
平成 22 年度	31	—	—	—	2	1	4	3	4	3	14
平成 23 年度	39	—	—	—	3	1	7	7	3	5	13
平成 24 年度	67	—	—	—	1	4	11	10	6	10	25
平成 25 年度	68	—	1	—	—	8	16	13	4	8	18

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報



## 5. 精神保健

### 自立支援医療（精神通院）認定件数

（各年度末現在） （単位：件）

	公費負担患者数
平成20年度	1,464
平成21年度	1,651
平成22年度	1,865
平成23年度	1,965
平成24年度	2,122
平成25年度	2,191

資料：印旛健康福祉センター事業年報

### 入院患者等の状況

（各年6月30日現在）（単位：件）

	人 口	県内病院への入院患者数	人口万対入院患者数	管内患者入院先（再掲）					
				管内の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
				管内病院		管外病院			
				数	%	数	%	数	%
平成21年度	172,237	252	14.6	117	46.4	—	—	135	53.6
平成22年度	172,617	271	15.7	125	46.1	—	—	146	53.9
平成23年度	172,342	254	14.7	120	47.2	—	—	134	52.8
平成24年度	172,289	242	14.0	128	52.9			114	47.1
平成25年度	171,818	240	14.0	126	52.5			114	47.5

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

\*人口 7月1日現在（千葉県毎月常住人口調査による）

佐倉市保健事業のまとめ ー平成25年度ー

---

平成27年1月発行

発行 佐倉市健康子ども部健康増進課  
住所 〒285-0825  
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)  
電話 043(485)6713

---